

宜 議 第 2 8 3 号
令和 2 年 9 月 2 4 日

議 長
上 地 安 之 殿

総務常任委員会
委員長 桃原 朗

委員会審査結果について（報告）

第 4 3 0 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和 2 年 9 月 9 日	令和 2 年 9 月 9 日	議案第 5 0 号
令和 2 年 9 月 1 0 日	令和 2 年 9 月 1 0 日	議案第 5 8 号、議案第 5 9 号、議案第 6 2 号、議案第 6 3 号、議案第 6 4 号
令和 2 年 9 月 1 1 日	令和 2 年 9 月 1 1 日	議案第 5 0 号、陳情第 3 0 号、陳情第 3 4 号、陳情第 3 5 号、議案第 5 0 号、議案第 5 8 号、議案第 5 9 号、議案第 6 2 号、議案第 6 3 号、議案第 6 4 号、陳情第 3 0 号、陳情第 3 4 号、陳情第 3 5 号、認定第 1 号
会議日数 3 日間		

2. 審査結果

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案第50号	令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	原案可決
議案第58号	宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	原案可決
議案第59号	宜野湾市税条例の一部を改正する条例について	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	原案可決
議会第62号	観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得について	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	同意
議会第63号	観光客対応防災備蓄災害トイレ購入に係る物品の取得について	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	同意
議会第64号	防災行政無線デジタル化整備第2期工事請負契約について	令和2年 9月8日	令和2年 9月11日	同意
認定第1号	令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月8日	—	継続審査
陳情第30号	東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について	令和元年 12月6日	—	継続審査
陳情第34号	首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情	令和2年 6月15日	—	継続審査
陳情第35号	普天間基地の騒音消失の要請	令和2年 6月15日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年9月9日（水） 1日目

午前10時07分 開会
午後 4時05分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

議長	上地 安之
----	-------

○説明員（42名）

総務部次長	多和田 眞満
IT推進担当主幹	比嘉 広和
納税課長	佐久本 嘉一郎
市民防災室長	宮城 竜次
財政課長	小橋 川陽介
産業政策課長	新垣 育子
市民課長	野村 斉
地域支援係長	塩川 浩志
福祉推進部次長	宮城 葉子
児童家庭課長	浜里 郁子
こども企画課長	普天間 朝彦
健康推進部次長	松本 勝利
建設部参事	嶺井 辰也
施設管理課長	中本 益丈
基地渉外課長	吉村 純
消防総務課長	伊佐 隆之
生涯学習課長	真鳥 かおり
市立博物館長	平敷 兼哉
指導部次長	川上 一徳
はごろも学習センター 一 所 長	山口 久美子
学務係長	普天間 奈々

IT推進課長	金城 広郁
税務課長	津波 古良幸
行政改革推進室長	宮城 恵美
企画部次長	泉川 幹夫
市民経済部次長	伊佐 眞
観光農水課長	本永 貴也
環境対策課長	浜里 吉彦
市民・安全係 主任 主事	知念 佳成
生活福祉課長	與那原 類
子育て支援課長	香月 直子
障がい福祉課長	津島 美智子
健康増進課長	玉城 悟
土木課長	與那嶺 諭
基地政策部次長	多和田 功
消防次長	又吉 清
教育部次長	真喜志 若子
文化課長	比嘉 洋
市民図書館長	文栄 広美
指導課長	與那嶺 哲
学校給食センター 所 長	佐久原 昇
選挙管理委員会 事務局 長	伊佐 英人

第430回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年9月9日（水）第1日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時07分）

【議題】

議案第50号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 議案第50号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。
お諮りいたします。議案第50号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

（執行部説明省略）

○**桃原朗 委員長** 説明ありがとうございます。

款ごとの審査に入りますので、まず2款総務費から審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。まずは、資料要求、その後に質疑としたいと思います。岸本委員。

○**岸本一徳 委員** おはようございます。資料要求させていただきたいと思っております。

30ページの下の段から国庫補助金、二重丸、その後のマイナポイント事業費補助金というところですが、この中身です。社会保障・税番号制度導入事業とうたっているのですけれども、マイナポイント事業がこれから始まります。そこの関連だというふうに認識をするのですけれども、これに関する資料をいただきたいということと、今の件でこれについて説明ができるのであればお願いしたい。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** おはようございます。ただいま岸本委員からありました件でございますけれども、マイナポイント事業費補助金、現在このマイナポイント事業、1階のエレベーターの下に特設コーナーを設けて、事業をスタートしているところでございます。5月1日からでございます。今回このマイナポイント事業費218万4,000円増になってはいますが、当初予算時には国から10分の10で補助金が来る予定の金額がまだ確定していなかったものですから、当初予算は60万円余で見積り、予算を編成しました。その後国から宜野湾市の国庫補助金が確定したものですから、この金額も全部充てて今年度末、当初は12月末までの契約を、事業の契約を予定しておりましたが、マイナンバーカードの交付がいまいち伸びていないとか、オリンピックが延期になったこととか、いろんな影響がありまして、今年度末までに事業を継続するだろうとい

う形を見込んだものですから、契約期間を12月末から3月末まで延長した金額です。当初見込んでいた金額と国から交付決定された金額218万4,000円を今回補正で計上させていただきました。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 後で資料要求するので、その概要、それからまた事業のスタートから終わりまでというのは、その流れとか、それから予算のこういった予算措置をしていくのかというふうな流れを、概要を資料としていただけますか。

○**桃原朗 委員長** I T推進課長。

○**I T推進課長** 資料を提出させていただきます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** それから、次の03、ウェブ会議システム等整備事業での委託料と備品購入費ありますが、備品購入のほうが委託料より大きい、これについても資料をいただければ、今さっきの出さなくても結構だと思います。よろしく願いいたします。

○**桃原朗 委員長** I T推進課長。

○**I T推進課長** 資料のほうを提出させていただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** もう一つ、04の行政サービスデジタル化整備事業、これ資料は誰か要求していましたか、本会議のほうで。

(「ないです。」という者あり。)

○**岸本一徳 委員** この備品購入費という839万2,000円という内訳なのか、1つなのか分かりませんが、これも資料としていただけますでしょうか。

○**桃原朗 委員長** I T推進課長。

○**I T推進課長** 資料として提出いたします。

○**桃原朗 委員長** ほかに。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 本予算書の1ページをお願いします。地方交付税についてお尋ねしますが、今回金額がわずかですけれども、187万6,000円の減額というふうな計上です。人口が10万人突破して、人口も増えて、あるいは毎議会のように道路認定、市道認定もしている。道路の延長、長さは増えているということで私は理解しているのですが、そういった中でなぜ地方交付税が減額になるのか。その説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** おはようございます。ただいまの委員の質疑にお答えいたします。9月補正での普通交付税の補正減の理由でございますが、令和2年度、おっしゃるとおり人口等も増えておりまして、交付税の算定の基礎になる基準財政需要額、こちらのほうは約7億5,400万円伸びております。ただし、本市は市税収入が伸びてございますので、基準財政収入額も7億800万円増となっております。基準財政需要額と収入額の差額が普通交付額となる予定なのですが、ただこの交付税の代替となる財源として臨時財政対策債がございまして、今回はその臨時財政対策債のほうに財源を振り返られておると。そのため今回普通交付税はマイナス187万6,000円の補正減となっております。補正予算書の歳入、ページでいきますと25ページをお開きください。補正予算書の25ページの22款1項10目臨時財政対策債、こちらのほうは8,370万8,000円の補正

増となっております、本市の一般財源としてはこちらのほうで交付をしていただくという形になってい
ます。

○桃原朗 委員長 桃原委員、2款のほうから進めていただけませんか。

○桃原功 委員 今は審議の場ではないの。それでは意味がない。

○桃原朗 委員長 スケジュールごとにやっていくので、皆さんにお諮りして決めたことでありますので、そ
れに従っていただければと思います。

○桃原功 委員 今の答弁でよく理解はできました。一概に人口が増えたからといって地方交付税も比例して
増えていくわけではない。様々な補助金等があるので、今臨時財政対策債8,300万円増額ということであれば
理解いたしました。このいただいた資料から請求していいですか。

○桃原朗 委員長 2款に係る質疑であれば結構です。

○桃原功 委員 昨日本会議場で資料要求しました。まず、補正予算の5号で……これGIGAスクールはで
きないのか。10款。

○桃原朗 委員長 出席がばらばらになりますので。

そのほかに質疑のある方がいれば。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 33ページ、2款2項2目の03、キャッシュレス決済事業、これもIT推進課ですか、委託料
304万5,000円、これはもうコロナの関係の地方創生臨時交付金なのですか。概要について資料でいただけま
すか。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 33ページのキャッシュレス決済事業については、今回納税課のほうで担当してございまして、
資料のほう、概要を提出いたします。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この委託料というのは、カードの関係とか、そんなものなのですか。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 この委託料につきましては、今回キャッシュレス決済事業を取り組むに当たって契約すべきも
のが2つありまして、現在コンビニで収納できるような契約を納税課のほうで行っており、納付書をコンビ
ニに持っていけば支払いができますが、それにスマートフォン収納を追加する変更契約をしまして、スマー
トフォンでペイペイとラインペイ、2種類のアプリをダウンロードしていただければ、スマートフォンで家
にいながらキャッシュレスで決済できるという内容になります。こちらが一つ。こちらについては無料です。
今回計上しているもの、システム改修については、スマートフォンで支払ったときにうちのシステムで対応
できるための改修になります。簡単に言えばそういうところなのですけれども、後で詳しい資料でお伝えし
ますが、スマホで幾ら支払ったかという集計機能ですとか、あと二重払いの可能性のある制度を採用いたし
ますので、その際還付するために必要なシステム改修というもの、この2点が主なシステム改修の内容とな
ります。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これマイナポイント事業と関係は何もないのですか。

○桃原朗 委員長 納税課長。

○納税課長 マイナポイントとは関連がございません。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この補正予算6号の資料で、昨日の本会議で質疑しましたけれども、宜野湾市の路線バス支援金事業、金額わずかですけれども、要は195万円を各路線ごとへの支援であると。これ4社か5社ですので、会社から要請があったのでということなのですけれども、これはこのバス会社が、この4社、5社はほかの自治体にもこのような同じような要求をされているのでしょうか。宜野湾市だけではなくて。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ただいま桃原委員御質疑の予算書32ページ、2款1項12目地域公共交通対策費でございますが、今回本会議でも説明があったと思いますが、バス協会さんのほうから7月に要請をいただいて、バス協会に属している路線バス事業者4社を対象にした支援事業になってございます。宜野湾市に要請が来る前に、まず県のほうに要請を行っているということと、それとあと周辺の市町村を確認してみますと、1か月ほど前に確認した際の状況になりますが、那覇市、うるま市、沖縄市等々には同じような要請がございませぬ。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 昨日私言ったのは、バス会社から要請があったから、そこに各路線ごとに、1路線ごとに5万円を支給すると。それは、その団体から要請があったので、それをやったということで理解できますけれども、それで終わってしまいます。私は、バスの利用者が少なくて、やはり経営が大変なのだということであれば、もっと根本的な解決策というのを県と一緒に協議をすればよかったです。例えばバスの利用券を県民に配布するとか。その利用を促すというのが一番私はいいと思うのですけれども、バス会社に現金を上げてしまうとそれで終わってしまうので、その辺の協議はなかったのですか。どういう方法、どういう方策が一番いいのか、効果的なのかということなのですけれども。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ただいまの御質疑ですが、桃原委員御質疑のようなやり取りは、この間はございません。当初、4月から5月にかけて緊急事態宣言が出されましたが、それ以前から自主的に外出自粛とか、市民のほうで自主的に外出を自粛したりということもあって少し公共交通、バスの利用が減少し、4月、5月にかけての緊急事態宣言期間中にかかなり外出自粛等で利用者が減ってきていると。まず、その状況を踏まえて、お互いに路線バス事業者のほうで売上げが落ちているということ等々ございまして、まずは路線バス事業者の経営状況に伴ってバス路線の減少とか、そういったものが危惧されたものですから、まずは事業者に対する支援が必要だろうということで、宜野湾市としても判断してやっております。今後ウィズコロナとかという、その後出てきてございますが、そういった感染防止対策もしながら、経済活動が活発になって以降という段階には、桃原委員おっしゃったような、そういった方策も検討できるのかなとは思っておりますが、今の時点ではそういった利用促進のための施策のやり取りはしてございません。

○桃原朗 委員長 功委員、資料請求からやっていただけないですか。あまり時間がないので。質疑は、時間が余れば取りますから、なるべく資料要求から先にさせていただきませんか。

○桃原功 委員 私は、質疑をするために昨日の本会議で資料を要求したつもりですけれども、質疑しては駄目なのですか。

○桃原朗 委員長 駄目とは言いませんけれども。

○桃原功 委員 質疑の場ではないの、この委員会は。

○桃原朗 委員長 質疑の場ですけれども、資料要求するのがあれば、それからやっていただいて、なければ質疑に。

○桃原功 委員 なければ質疑していいのね。ちょっと今のはおかしいのではないの。委員会は質疑の場であって、資料要求してくださいというのは、私は質疑をするために資料要求は本会議で資料要求したので、そういう采配というのはどうなのかなと思うのですけれども。では、ほかの方から資料要求があれば、その資料要求から先に求めてさせてください。

○桃原朗 委員長 ほかに。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 2款1項5目の公共施設等整備基金積立て事業1,720万1,000円、これは収入のところに売払い収入1,720万1,000円になっていますけれども、その売り払いした場所、その理由が分かるのであれば答弁願いたいのですけれども。売払い収入の理由、場所。

○桃原朗 委員長 平安座委員、何ページで。

○平安座武志 委員 すみません。27、2款1項5目。もし分からなければ資料で場所と理由を。

(「29じゃない」という者あり)

○平安座武志 委員 29ページです。すみません。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今の平安座委員の質疑にお答えいたします。2款1項5目財産管理費の土地売払い収入の場所等については、資料で配付いたしますけれども、大まかな内容といたしましては里道が3筆に、軍用地2筆でございます。では、後で細かい資料について準備いたします。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 続きまして、2款1項6目の01、企画事務運営費、昨日本会議のほうで私資料を請求させていただきましたけれども、今日資料は来ていないのですが、昨日話しましたけれども、これは新聞2紙に広告を出すという、私昨日資料請求したのは、どれぐらいの紙面の広告が出されるのかというのがあるので、そこをお願いしたい。あと、どういった内容を載せるのかという資料を請求しましたけれども、お願いします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。昨日、平安座委員が確認をした、本会議で質疑があった後に、その両者に現在の購読者の確認をしました。確認しましたら、まだちょっと提供に少し時間がかかるということで、今現在保留になっているという現状です。一応内容については、細かくではなくても、大まかでもなるべく早急にいただきたいということで、昨日、また今朝、ちょっと確認を取っているところでございます。できるだけ早くこの資料、数字をいただきたいということで、今現在確認中でございます。以上です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 新聞社は、購読者がどれくらいいるかが分からない。そんなことあるわけではないと思うのですけれども、まあ、いいでしょう。調べてください。

こちら、要するにどれだけの広告が宜野湾市民に伝わるのか数も分からず、内容もまだ決まっていないうちでこの予算化した理由というのはどういった理由なのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この広告のものなのですけれども、新聞社2社に確かに広告をしたのですけれども、コロナが出て、定額給付金を踏まえて、独自のものについて4つ出していますけれども、当然そのライン、市長の動画とか、あとフェイスブック、あと市のホームページとか、市報というのを載せているのですが、やっぱりそれだけではなかなか周知が行き届かないだろうということで、新聞2社に広告を出しまして、その期日等のお知らせをして、できるだけ全市民に行き渡ることを行いたくて、広告を載せた次第でございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 全市民に広告をしたいということであります。であれば、要するにどれだけの市民がこの2紙を取っているのか、どれだけであるかというのをまず調べてからやるのが筋ではないですか。そこをどれだけいるかも分からず、真っ先に決めたことをちょっとお伺いしたかったのと、あと市報であれば全戸配布しているのです。市報に載せることだってできるわけです。新聞は全戸配布では私はないと認識しているのですけれども、数を調べて、資料を見せてもらいますけれども、そのときにやりますが、市報でできない内容なのですか。なぜ市報でできなかったのか。宣伝するためにやっているとおっしゃっていましたが、それと同じ内容を載せるのですか。それとも、また新聞でしかできない内容を載せるつもりなのですか。その辺まで。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 市報のほうでも載せてはいますけれども、この新聞に載せたものについては、3つ独自で打ち出した内容と、特に関心がある定額給付金に関しては締切り等の受付とか締切り等も載せて、できるだけ多く、当然平安座委員おっしゃるように、市報で賄えるのではないかとということもあるかと思うのですけれども、なかなか市報を目通ししていなくて、新聞を活用しているという方もいると思いますので、そういう方たちにできるだけ早く周知をしたくて、このような広報という形を取らせていただいております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 取りあえず2紙の購読者数、まずは資料を請求していますから、それからやります。部長が言っていることとちょっと違うのです。新聞紙で広く知るの、要するに新聞紙がどれだけ読まれているかというのを調べず決めてしまっているのです。分かりますか。それが、要するにこの宜野湾市民の半分以下だったらどうするのですか、読んでいる方が。要するに出すのであれば、どれだけの人が読んでいるかどうかというのをまず数を把握して、それから予算をつけるべきだと私は思っていますけれども、取りあえず資料をよろしく願いいたします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 新聞社に確認をして、資料提供のほうをしていきます。

○**桃原朗 委員長** ほかに。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 先ほど桃原功委員から資料要求のあったバス支援金事業のこの資料をいただいていますけれども、事業内容のところ①から④まで金額、路線が書かれています、これは算出の根拠についてもちょっと説明資料を求めたいと思うのですけれども。

- 桃原朗 委員長** 市民経済部次長。
- 市民経済部次長** 岸本委員のバス路線……
 （「資料でもらえればいいですよ。説明はいいです」という者あり）
- 市民経済部次長** いいですか。内訳とか、そういったような内容の資料でよろしいでしょうか。
 （「この金額の根拠になっているのが何なのかという資料」という者あり）
- 市民経済部次長** 資料の提供をしたいと思います。
- 桃原朗 委員長** ほかに。石川慶委員。
- 石川慶 委員** 2款1項1目の宜野湾市自治会活動補助金事業、こちらまず資料を出しているか。出していたらいいのですけれども、補助金交付のスケジュールとか、そういったもの。それと、補助額の算定方法、そういったものの資料があればお願いしたいと思います。
- 桃原朗 委員長** 市民経済部次長。
- 市民経済部次長** 石川委員の御質疑の予算書28ページ、2款1項1目の説明欄09の宜野湾市自治会活動補助金事業の積算等の資料、スケジュールを提供していきたいと思います。以上です。
- 桃原朗 委員長** 他に。知念秀明委員。
- 知念秀明 委員** 31ページの2款1項10目ですか。昨日もあったし、議員が質疑したと思うのですけれども、防災士養成講座自己負担金沖縄観光防災力強化支援事業について、この細かい資料の要求、いつからいつまで募集をかけて、どこでその講座をするのか。自己負担金がなぜその数字になったのか。細かい数字でよろしくをお願いします。
- 桃原朗 委員長** 市民防災室長。
- 市民防災室長** 予算書の31ページ、2款1項10目、説明欄01の沖縄観光防災力強化支援事業について資料を提供してまいります。
- 桃原朗 委員長** 他にございませんか。平良眞一委員。
- 平良眞一 委員** 先ほどの石川慶委員も宜野湾市自治会活動補助金事業の資料ですが、事業の目的を見ると、マスクや手袋、消毒液、飛沫防止アクリル板等というこの等の中にほかにこういったものが考えられるのか、その資料がもし皆さんでつくっているのであればいただきたいなと思います。その資料を見てから質疑をしたいと思います。以上です。
- 桃原朗 委員長** 市民経済部次長。
- 市民経済部次長** 平良委員御質疑の自治会活動補助金の補助対象の対象項目等の資料を提出させていただきます。
- 桃原朗 委員長** ほかにございませんか。上里広幸委員。
- 上里広幸 委員** 予算の33ページです。2款2項2目の01、市県民税賦課事業委託料約300万円の減額ですけれども、これはキャッシュレス決済事業が延びたことと何か関連しているのですか、お伺いします。
- 桃原朗 委員長** 総務部次長。
- 総務部次長** 上里委員の御質疑にお答えいたします。2款2項2目の賦課徴収費の01、市県民税賦課事業、これについてはもともとは個別にカスタマイズで市でやる予定ではありましたが、業者のほうからこれは全て標準対応にするということになりましたので、減額をしたということになります。

- 桃原朗 委員長 よろしいですか。ほかにはないですか。なければ、次に進めたいと思いますが。知名委員。
- 知名康司 委員 今資料要求だけして……
- 桃原朗 委員長 だけとは限りませんが、時間があれば質疑も行いますけれども。なるべく時間が限られていますので、ほかの3款、4款、5款と、また10款までありますので、款ごとに区分して時間スケジュールをこのとおりで行きたいのです。
- 知名康司 委員 分かる。資料に基づいて本格的に質疑時間を取るのは3日目。
- 桃原朗 委員長 3日目もありますので、それで想定しております。
- 知名康司 委員 了解。
- 桃原朗 委員長 よろしいですか。
- （「はい」という者あり）
- 桃原朗 委員長 10分間休憩。では、すみません。

-
- 桃原朗 委員長 暫時休憩いたします。（午前10時40分）
- 桃原朗 委員長 再開いたします。（午前10時50分）

-
- 桃原朗 委員長 続きまして、3款民生費について審査を行ってまいります。
- 先ほど事務局からありましたように10款4項1目幼稚園費についても一緒に審査を行ってまいります。
- 質疑がありましたら挙手をお願いいたします。岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 では、3款の37ページ、3款1項1目社会福祉総務費で08、09、10、11と国庫への返還金に全部なっているのですが、予算書のほうを調べましたら、当初予算です。08は573万3,000円、それから09の住居確保給付金事業は当初予算が228万7,000円、それから子どもの学習・生活支援事業は383万2,000円、11の一時生活支援事業は168万円ということで、大体国庫に半分返納するという形になっているのですが、資料でその説明をしていただけないかという資料要求です。
- 桃原朗 委員長 生活福祉課長。
- 生活福祉課長 今のは当初予算は令和2年度の当初予算だったかと思いますが、今回の返還金は令和元年度決算で確定したものを返還することになりますので、当初予算のというところとはちょっと違ってきます。前年度当初予算の1月、2月ぐらいに最終的な予算を予想して、その実際の予算との差額を返還していくことになります。
- 桃原朗 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 前年度の部分を精算していく形。決算とかに基づいて、そういうふうになるわけですか。
- 桃原朗 委員長 生活福祉課長。
- 生活福祉課長 やはり例年、前年度の決算額について、国のほうに7月ぐらいに報告することになりますので、ここからこれだけ返還することになりましたよというかたちになります。
- 桃原朗 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 では、08からこの11まで、できれば分かりやすい説明、前年度のこうだったものを返還しますよという、そういう説明資料を求めたいと思います。よろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。

○桃原功 委員 46ページをお願いします。生活保護費です。これも国庫への返還金1億7,200万円、非常に大きな額なのですが、コロナ禍において生活保護の需要が高まり、いわゆる要望している方々は多いのかなと思っていたのですが、このように返還するというまず理由を聞かせてください。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 先ほどの説明と同じになるのですが、この1億7,200万円の返還額は、令和2年度の予算に対しての返還ではなくて、令和元年度の決算が確定した額でありますので、いただいた額と、それから決算ベースでの整理の関係で、その差額を返還していくというところなので、この額が令和2年度中の生活保護の申請というのとは関係がないということになっています。令和元年度の精算額に基づく計算というところになっています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 例年このように9月議会の月ぐらいに決算額、この前年度の決算で1億7,200万円、今回は返還です。大体1億円を上回る額の返還金が大体生じていたのですか。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 桃原委員の御質疑なのですが、返還金が多額になっている理由といたしましては、生活保護の返還金ですが、これは平成29年度の年金改正、それ以降が……

(「すみません。もう少し大きな声をお願いします。」という者あり。)

○福祉推進部次長 平成29年度の年金改正があって、それ以降が顕著に多額になってきているかなというふうに見えていますけれども、年金の受給資格要件が25年間から10年間に見直しされたことによって、世帯収入の年金額が増えたことで扶助費が減額となって、返還金の増大につながったものというふうに認識しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 平成29年に年金改正があった。受給資格が25年納めないといけないものが10年で済んだので、その後を聞かせてください、その続き。

○福祉推進部次長 そうすることによって、世帯収入の認定要件が増えることになりますので、そうすると扶助費がその分減額となって、多額の返還金が生じることになっていると思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、年金改正以降、このような返還額が生じて、今後はあまりこのような大きな返還額は、見込みでいいのですけれども、生じない方向になっていくのですか。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 年金額については、生活保護受給者の方が御自分でも調べても把握が難しい方が多くて、そういう中で生活保護のケースワーカーのほうが年金の加入歴とか、そういったものを調べて、この方もしかしたら年金受給可能なのではないかなというふうな形を突き止めて、申請して行って、この方の年金受給要件が達成されて、その後も新たな年金受給要件がまた出てきて、それによってこの方の年金が増えれば、生活扶助費が減額ということになって、扶助費が返還になっていくことは、今後もあると思われ、新規の生活保護申請者の方なんかですと、生活保護申請時には年金がもらえなかった方がいらっしゃるのですが、

生活保護受給時点で生活歴等調べていくことによって、年金受給が可能になって、そうなった場合は、やはり当初予算上はこれぐらい必要かなというのが減っていく。それが返還につながるということが、今後もあるのではと考えます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 参考までにお聞きしますが、今回のコロナ禍で生活保護の申請等というのは補正予算等では表れてきていない感じなのですが、やはり相当増えてきているのですか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 報道等で沖縄県でも10%ぐらい増えているというのが出たりしておりますが、宜野湾市においては変わっていません。コロナ禍で経済が止まっていきなり件数がぼんと増える那覇市のようなケースもあるのですが、半年から2年あとからいにその影響が出ると言われてますので、恐らく今後12月ぐらいから影響がでてくるかもしれませんが、現状は大きな変化は見られない状況です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** コロナ禍でお仕事自体も大変だと思うので、頑張ってください。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 38ページの3款1項8目の障害者福祉費の中の02なのですが、委託料、それから学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援費、そしてまたその下の障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金、これ額が大きいのですが、02の説明資料を求めたいと思うのですが。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** それでは、まず障害者福祉費の02の介護給付費の事業の委託料のほうから説明したいと思います。この220万円に関しましては、令和3年度、報酬改定がありまして、その報酬改定に対応するためのシステム改修費ということで令和2年度中にシステム改修をして報酬改定に備えるものであり、2分の1の補助となっております。その次の学校等臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援費というところなのですが、こちらのほうに関しましては今回のコロナの影響で学校、特別支援学校をはじめ普通の小中学校において休校になった際に、家庭で過ごすことが難しいという児童に対して、もともとデイサービスは学校が終わってからの開所になるのですが、1日を通して開所していただいて、受け入れていただいているのですが、それに対して通常決定している時間を超える支援の時間が増えているのですが、その部分に関して利用者負担が増えてくるものがありますので、その部分の利用者負担を支援するための補正となっております。4月からの分になっているのですが、いつ休校になるか分からないということで、4月、5月は実績があります。4月、5月は休業していたので、実績がありますので、それ以降の6月、7月から12月分までの概算分を今回のそして利用者負担増額に通常の利用分を加えた額を計上しております。次の障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金なのですが、こちらは生活福祉課のほうでもありますが、令和元年の決算に伴った国庫の概算受け入れをしていた分を精算する返還金となっております。

(「資料で頂けるようお願いいたします。」という者あり。)

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** 44ページの3款民生費の児童福祉費の児童厚生施設費、説明の中の02、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業、学童に対する支援ですが、これは消耗品に関して4か所の学童、

同じ金額で分かるのですけれども、この下のほうにある備品購入費、これが29万円、これの中身と、それと補助金（放課後児童クラブ等）とありますが、この等が何なのかが分からないのだけれども、1,950万円の内訳を資料としていただけたら。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** まず事業の説明をさせていただきたいと思います。学童等の児童福祉施設は、適切な感染予防対策を行った上で事業を継続、開所が求められておりますが、職員は感染対策に関する不安もある中で業務に当たっています。精神的にも多大な負荷がある中で継続的な保育を行うため支援を行うものでございます。委員が先ほどお尋ねになりました件ですけれども、1施設50万円以内ということで補助がございまして、新城児童センターから赤道児童センターまで、6つの児童センターに50万円を消耗品と備品購入費という形で割り振ってございます。50万円掛ける6センター分という形になると思います。備品購入費はどのように使われるかという形になりますけれども、これは非接触型の体温計などを備品として取り扱うということで、備品の購入費という形で計上させていただいております。これは6センター分です。それから、下の補助金、放課後児童クラブ等ですが、これは民間で放課後児童クラブを行っている39か所でございます。1施設50万円ですので、その積算が1,950万円という数字になっています。

（「資料いただけます」という者あり）

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** 補足といたしまして、先ほど委員から御質疑があった備品購入費29万円ということで、こちらの内訳なのですけれども、本来であれば50万円、1施設50万円ということで45万円の消耗品、5万円を備品ということで、合わせて50万円の6か所ということで予定しておりました。ただ、備品購入費としては1施設当たり、児童センターになるのですけれども、1万円、先に予備費で体温計を購入しておりますので、その分を除いた赤道だけは4万円として、残りが5万円、5施設の5万円で25万円と、1施設4万円、合わせて29万円という内訳になっておりますので、その差額の違いが出ているものであります。あと、資料についてはまた整理して提出したいと思います。

○**桃原朗 委員長** ほかにございせんか。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 同じページの同じ質疑なのですけれども、この各児童センターへの活動への交付金の事業ですけれども、これ消耗品ということで理解できるのですけれども、根本的な対策、赤道児童センターに行ったら、どうしても新しい施設と、大謝名もびかびかですね。古い赤道に行ったら、高窓の網戸が破れていて、要はコロナ対策で赤道児童センターに入って、広場のほうの換気をしたいので、窓を開ける。入り口の部分はエアコンが入っていないみたいなので、図書室とか奥の集会所はエアコンが入っているらしいのですけれども、入ってすぐの広場はエアコンが入っていないので、どうしても高窓を開けて換気をよくすると。そうすると、蚊がたくさん入ってくるらしい。だから、開けたくても開けられないという現実がある。ああいう古いところへの消耗品ではなくて、多分修繕費等で対応されていると思うのですけれども、なかなか現実としてできていないのを見たものですから、そういった支援というのはどこかで対応されているのですか。

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** 今回の新型コロナウイルス感染症のための消耗品費等については、あくまでも新型コロナ

ナウウイルスの感染症予防のためのもので、委員の御指摘の網戸の修繕等については通常の修繕費等で対応することになると考えます。としては赤道については、先ほど保育を市内の中では唯一していないということで、もともと備品購入についても01番、放課後児童対策補助金の中の2番目の行で新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金1,597万7,000円、これ放課後児童クラブに対する消毒液とかマスクとか、備品関係ですけれども、その学童についてはこれで対応して行って、02番の放課後支援については主に消耗品ということで事業の整理をしているところです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 修繕費を計上していても、なかなかその点、予算がなくて対応ができないという課題もあるかもしれませんがけれども、やはり各児童センター、環境が違いますので、それぞれに応じたまた要望等をぜひ受け止めて対応していただきたいなというふうに思っています。

次、障害者の自立支援給付費国庫負担金返還金、これも大きな額、1億4,600万円返還されているのですが、これも先ほどの説明と同様に年金法改正と絡むのですか、これは。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 先ほど岸本委員の御質疑にお答えしたのですが、先ほど返還金の対応としては、令和元年度の返還ということで申し上げましたけれども、これが平成30年度分の返還もちょっと加わっておりまして、これは年金とかというものの関連はないのですが、実際扶助費に対して給付費に対しての国庫は2分の1ということで配分あるのですが、出すときに基準額というのが計算がありまして、その計算がちょっと若干誤りがある、これは令和元年度に受け入れて実際に報告したという調整してあったのですが、それは年度内、令和元年度中の返還ができなくなってしまった。令和2年度に平成30年度と令和元年度の、令和元年度、実績報告に基づき平成30年度分のいただき過ぎたものを返還ということで、この2年度分の返還金となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 誤りというのは、行政の側の算定の誤りですか。具体的に。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 通常でしたら、介護給付費で扶助費で支出した額の2分の1ということで所要額に対しての2分の1の基準額になるのですが、その介護給付費に関して自立支援給付費に関しましては基準額というのが細かい計算式があって、かさ上げ率とかもあるのです。重度心身障害者の人数の割合とか、全国で含めて割合含めてかさ上げしますよという細かい計算式を誤ってしまったのです。これは確認したのですが、令和元年度中に調整がうまくいかなくて、令和2年になっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** その行政の誤りによって、対象者に対して迷惑は特にかかってはいないということで理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 給付費に関しては、通常どおりお支払いしています。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 47ページです。4、1、1の説明欄の05、新生児子育て応援給付金事業をちょっと確認さ

せてください。事業内容を見ても、想定で1,200名の出生児があるだろうということで記されていますけれども、これは去年の出生率を基にしてこの1,200というのは出したのでしょうか。

(「4款」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 3款ないですか、ほかに。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 45ページの3款3項1目生活保護費ですけれども、この中で一番補正の大きいのは返還金になっているのですか。304万円、一番下、そうですね。04のすぐ上の行ですけれども、生活困窮者就労準備支援事業費国庫補助金返還金304万円、これ当初予算にはあるのですか。何か見当たらないのですけれども。今予算書を持っているのですけれども。これ去年のだからということ。そういうことですか。分かりました。では、これも説明資料をいただけますか。それでオーケーです。

○**桃原朗 委員長** では、資料をよろしくお願いします。

ほかに。知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** 誰か質疑したのですかね。42ページの3款2項2目、説明欄07の施設型給付等事業の5,973万3,000円、金額が大きいのですけれども、その資料と、今少し説明できるのでしたらお願いします。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 施設型給付等事業でございますけれども、これは認可保育園、認定こども園に対して給付される保育の実施に要する費用となります。これも返還金ですので、令和元年度の実績報告に伴う返還金でございます、その理由としては 変更交付申請時点において当初多めに金額を計上していたものを、交付申請額が実績を上回ったため、法律に従って返還するというところでございます。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** 去年もそういった感じになってきているのですか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 去年も同様の返還になっています。

○**桃原朗 委員長** ほかに資料を請求する方はいらっしゃいませんか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前11時18分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前11時28分)

○**桃原朗 委員長** 続きまして、4款衛生費についての審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。4款の質疑でありますけれども、歳入歳出についても資料請求等があれば構いませんので、言っていただければ。全体的なものは後でまた今日の最後のほうでやりたいと思います。

○**事務局** 4款の資料については、この時間で請求していただき、全体的な歳出については、議会を通して終わった後に。よろしく申し上げます。

○**桃原朗 委員長** それでは、質疑のある方、挙手願います。平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 47ページ、ではすみません。お願いします。説明欄の05です。新生児子育て応援給付金事

業。出生数、1,200名に想定されていますけれども、これは去年の出生率を参考にというか、基本に出されたものなのか、確認させてください。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 4款1項1目05番、新生児子育て応援給付金事業と、給付金1億2,000万円を今計上されていますが、そちらのほうは特別定額給付金の事業の対象とならない、令和2年4月28日以降の出生者、新生児の養育のために必要な経済的な援助を行うために今提案しております。人数の根拠にいたしましては、その日以降の3月、年度末までの人数になりますので、福祉保健の概要の8の14、平成30年度の出生数が1,157、その前の平成29年度が1,241とありまして、これ数字のほうが確定した数ではないものですから、それらの実績に基づいて今御提案しているところでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。ありがとうございます。これ10月より申請開始というふうに資料としてあるのですが、4月28日からこれまでに出生された方々はどのような形で申請をするのか。その広報をどういう形でやるのか、御説明お願いいたします。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回の部分に関しましては、まだ予算根拠のほうに伴ってございませんので、予算成立後に要綱等を制定して、対象者のほう、4月28日以降はもう既に出生等されておりますので、その該当者に関して通知等を送り、またホームページ等で事業の周知を図ってまいりたいと思っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これから要綱等つくっていくということなのですが、これから出生する方々に対しては、この要綱でまた申請の仕方は伝えていくということなのですか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回の事業に関しましては、4月28日に遡る分と、補正予算成立後、予算締結後の部分が混ざりますが、いずれも申請を通していただいて、それに基づいて支給を行うという形で、過去の部分に関してはもう出生確認等されてございますので、その部分に関しては漏れがないような形で通知して、今後出生する方に関してはこういった制度がありますよというところの周知を促しながら、早めの支給手続を行えるようにしたいというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これは定額給付金の延長みたいなものだと思うのですが、個人からの申請になるわけですか。本人から申請がなければ給付はないということで理解してよいか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 該当者、特にお父さん、お母さんとか、そういった方々から申請に基づいて支給を行うようになるものというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これは、令和3年4月1日までの間に出生した子が対象になるわけですが、最終の申請はいつになります。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 最終日の4月1日以降の申請をどのように考えているかということなのだと思いますが、出生手続、またこの部分に関して申請手続等もございますので、精査中ではあるのですが、1月から2月間は、お知らせしてから1月ないし2月以降の申請期間を考えているところでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これは地方創生臨時交付金だと思うのですが、これは年度を越してもその交付金は受けられるということで理解していいですか。3月年度内に処理しなければダメなのか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 地方創生臨時交付金に関しては繰越しは可能となっていますけれども、ただこの地方創生臨時交付金に関しては十割補助ですので、どのぐらいというのは当然健康推進部と調整をしながら、その額については今後検討していきたいというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ちょっとこのスケジュール、できましたら資料として出していただきのですが、いつまでの最終申請ということまで、受付から。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 全国一律に対象となる助成金ではないものですから、今先進的に取り組んでいる自治体等も参考にしながら、この要綱等も今整備中でございますので、大まかなスケジュール感が示されるような形の資料を提供していきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ちなみに、県内で単位市町村ではこういう事業をやったのは把握されていますか。新聞にも2〜3か所あったのだけれども。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほど申し上げたとおり、仕組み、制度として整った事業ではございませんので、うちのほうも新聞等で確認した段階では中城村、豊見城市で、うちのほうがかような事業をするということで、うるま市さんとか那覇市さんのほうからも内容の照会がありましたので、こちらは実施するかどうか分からないのですが、そういったところからの確認はございました。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。では、資料ができましたら後日でもいいですから、よろしくお願いします。

もう一つ、49ページ、48ページから49ページになるのですが、新型コロナウイルス感染症対策に係るインフルエンザ予防接種事業の03のほうです。この説明を読んだら、55歳から64歳の方を対象にということになったのだけれども、この年齢の範囲にした理由は。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まずこちらのほう、ページ48の03、新型コロナウイルス感染症対策に係るインフルエンザ予防接種事業におきましては、中部地区医師会から新型コロナウイルスの感染症の拡大率と、これから冬に向けてインフルエンザの流行が重なると、医療機関のほうで崩壊してしまうという、医療崩壊の懸念を示されまして、そういった事業を中部地区の市町村に対して要望がありました。うちのほうとしても予算的な兼ね合いとか、あるいはまた高齢者の方が重篤になるというような報道等もございましたので、そういった

ところから今検討としては55歳以上64歳以下。今県のほうで行っている65歳以上のものもございまして、併せて55歳以上の対象者として助成を行っていきたいというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** この55歳から64歳というのは、中部医師会からの年齢の指定なのですか。

○**桃原朗 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 先ほど次長のほうからも答弁がありましたとおり、中部地区医師会のほうから7月に予防接種の担当課長宛てに新型コロナウイルス感染症対策に係るインフルエンザ予防接種公費負担の実施についてということで依頼がございました。その中では50歳以上の方の接種については実施していただきたいということでの要望があったところでございます。ただ、私たちのほうとしましては、そういった特別交付金の調整等も含めながら、50代の後半以降を主に置いて、重篤化しやすい方にはかかると死亡率が高くなるというような数字が、データもあります。あるものですから、そこに絞って予防接種を実施することと予定しています。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 50歳以上を対象ということが中部医師会からあったわけでしょう。そうであるなら50歳以上にすれば。なぜ55歳なの。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 新型コロナウイルスに関しては今報告をされているとおり、ゼロ歳から多様な年齢が感染している状況でございます。その中で、やっぱり委員がおっしゃるような形で、中部地区医師会のほうからは50歳以上の要望がございましたが、やっぱり交付金の関係、額の関係があつたりとか、またうちの事業の対象人数とか、また報道されているとおり、高齢者というと本来であれば65歳以上であろうかと思うのですが、その拡充をしていくというような意味合いで、55歳を考えているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 65歳以上は何と言っていましたか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 65歳以上は県のほうで既にもう実施されております。今回基礎疾患のほうを持っている方に関しては、これもまた60歳以上65歳未満の方に助成のほうは行っておりました。そういったところから、拡充というところの範囲をどの程度にするかというのは、これだけの枠の価値だったりとか、そういったものもございまして、今現時点では宜野湾市としては55歳を今考えているところではございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 65歳以上は、この場で市のほうで補助事業としてあるということで理解していいわけですか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** そのとおりです。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 高齢者の感染リスクの軽減を図るということで、逆に65歳以上のほうが高齢者に当たるのではないかな。65歳以上がないものはどうということかな。ちょっと私は中間にいるのです。65歳なものです。

から。まだインフルエンザの後期でのあれも受けていないもので。今年連絡はあったのだけれども、病院に電話したら申込みしてないとワクチンがないよと、急に言われても。打っていないのです。これから来るのだろうね。それをちょっと確認しておきたいので、質疑したのですけれども。これは市内外のどこの病院でも接種ができるということなののでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 通常、定期的のものに関しまして、すみません。手元に資料がなくて、恐らく医師会のほうと契約しておりますので、医師会と網羅されているところで接種することは可能と思います。また、通知のほうも送りますので、その中にも書かれておりますし、またホームページとかでもそういった接種機関のほうも案内していきたいというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 先ほど言ったのですけれども、これワクチンを打つところの病院に電話して、ワクチンを予約しない駄目なのか、いつでも接種できるのか。その点まで把握していますか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 大変申し訳ありません。今手元に資料等なくて、把握してございませんので、後でまた答弁したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 47ページ、4款1項1目の保健衛生総務費、02、03の補正減なのですけれども、会議とか、そういうものが開催できなくて補正減になっているのではないかなと想像するのですけれども、そういうことですか。02、03、母子保健事業と2歳児歯科検診事業。

○**桃原朗 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 02の母子保健事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で2回分の親子離乳食教室とか、そういった親に対する教室を定期的で開催しているところでありますが、感染拡大の時期に開催できなかった分のものを対応する母子保健推進員さんとか助産師さん、そういった部分の報償費の減になっております。03歯科検診事業についても同じく歯科医師とか衛生士さんに対する報償費、2回分の減になっております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 前半の開催であったりするので、今頃で補正減にしたというようなことと理解してよろしいのですか。それだったら年度末までやって、開催回数が通常に戻れば、またできるのかどうなのか。私の素人考えなのですけれども、何で今補正減にするのという形で。

○**桃原朗 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 受講ができなかった方、受けられなかった方が出てくるわけですが、その分については、またこれから予定している健診事業に負荷のかからないように少し分けて、そこでまた受けられるような体制を整えながらやっておりますので。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 今岸本委員がおっしゃるのは、年度末になぜ減してしまっ、今のタイミングなのかということだと思いますので、その部分に関しては先ほど健康増進課長が申し上げたとおり、調整して後ろ

のほうに持っていくのですけれども、ただこれ回数等もございまして、この時期でこの期間ちょっとできなかったものですから、確定数値で今後も後ろのほうにずらして実施することができない部分に関して補正の減額をさせていただきます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。次に、04の利用者支援事業（母子保健型）なのですけれども、これ私一般質問でもやるのですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいのです。今回の消耗品というのは、これはアルコール消毒、このもののことですか。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちらの04の消耗品につきましては、アルコール消毒液の購入を予定しております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 こういったものというのは、やっぱり担当事業ごとにこういうのは用意していくものなのですか。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今回新型コロナウイルス感染症の緊急包括支援交付金ということで、保健事業というか、児童福祉施設等に関する新型コロナウイルス感染症に対する支援ということで、その中で利用者支援事業です。3款で言えば、こども企画課等の放課後児童健全育成事業等、そういった対象施設に、事業に該当する項目がありまして、その中の一つとして母子保健事業の利用者支援事業も該当するということになっていきますので、その補助金のメニューを、交付金のメニューを利用、活用しての購入ということになっております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 すみません。入り口途中なのですけれども、ちょっと資料をいただきたいのですが、当初予算で396万8,000円、今回この消耗品についての補正で10万円プラスされていて、当初予算にないことです。備品の購入から消耗品となっているのはアルコールみたいなものの調達かなということで理解したのですが、この事業に携わる人の人数と概要をちょっと資料としていただきたいということと、あとこの事業は保健師さんが担当について、その中で任用職員の方々がスタッフとしているのですけれども、そこら辺の今体制がどんなふうになっているのか。それから、母子保健型というのがどういった内容の事業なのか、資料の要求をしたいと思います。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今の御質疑を確認させていただいてよろしいでしょうか。04の利用者支援事業について、この事業に携わる職員……

（「そう、そう。スタッフ」という者あり）

○健康増進課長 スタッフ。関わる方について。それと、その改正の、改正というのは、この事業の内容ということでよろしいですか。

○岸本一徳 委員 母子保健型となっていますので、母子保健型の事業内容、本当は3つ種類があって、その中の一つが母子保健型という認識をしているのですけれども、なぜ宜野湾市は母子保健型にしたのかということについて、もしこの資料の中で説明できたらお願いしたいと思います。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 確認できましたので、資料を用意させていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 4款1項1目の05、先ほど平良委員が質疑した新生児子育て応援給付金事業について、これについてちょっと聞かせてもらいたいのですけれども、先ほど昨年に基づいて1,200名としているというふうに答弁いただきましたが、これ4月1日に生まれた方までとなっているので、母子手帳を発行されている方々ですね。そうすると、調べればしっかりとした数字が出るのではないかなと思いますけれども、すぐ出ると思うのですが、あとこれまだ要綱決まっていないということなのですが、例えば期間内に妊婦さんが転入してきた場合、対象となる予定なのか。この4月28日以降で生まれた給付金、この10万円の給付金をもらっていない新生児が宜野湾市に来た場合にはそれも含めるのかというのをどうお考えなのか、お聞かせください。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回の御質疑のほうは、国が行った特別定額給付金事業の対象とならない方というところで、4月28日以降に出生された方を対象というふうに考えております。表題にもありますとおり、新生児子育て応援給付金ですので、基本出生地が宜野湾であるということの前提と、また今経過して、即して現時点で期日もたっておりますので、出生が宜野湾市民で、新生児において宜野湾市民である方を基本的に考えていきたいというふうに考えています。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。では、生まれたときが宜野湾市民かどうかということですね。あと、妊婦さんが途中で引っ越してきたものも対象に含まれる。宜野湾市民であれば。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ゼロ歳児に関しては、ちょっと分かりづらい部分があるかと思いますが、対象として、給付対象児は新生児、生まれた方としております。また、受給対象の部分に関しては半年後、ゼロ歳児の方が申請できるわけございませんので、その対象者の子の御父母という形でやっておりますので、妊婦さんが来て、出生が至らなかった場合、年度末に来て、そういった場合は対象にならない。あくまでも出生を行った事実と、そこで宜野湾市民であったということを確認して、給付の対象として考えていきたいと思っております。時限的な措置でございますので、そこを年度が超えてしまったら対象外になるわけでございますので、今回地方創生臨時交付金を活用した財源があるものですから、現時点では時限的な対応で考えているところでございます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。ありがとうございます。そもそも論で聞きたいと思うのですけれども、こちら新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、幅がある使い勝手がいい交付金だと聞いていますけれども、その中には使えない部分というのがあると思うのですが、地方創生臨時交付金、大体感染拡大防止とか、雇用の維持、経済の回復等、と思うのですが、新生児、これから生まれてくる方々にこの交付金が、地方創生臨時交付金が使えた理由というのはどのようなものが考えられるのか。新型コロナウイルス感染症等臨時交付金なので、この新生児がなぜ交付金を使えたのかなと若干疑問に思ったのですが、分かるのであれば、県内でもほかの自治体でやっているというところ、私も忘れてしまったのですが、自主財源でやって

いたような気がするのです。地方創生臨時交付金を使わず。だけれども、これが地方創生臨時交付金に使える理由というのはどんなものが考えられるか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今先ほどいろいろ支援、いろんな項目がありまして、該当するものの中に生活に困っている世帯や個人への支援という枠組みの中で使えるということで、うちのほうは地方創生を使ってやる。先ほど単独という話もあったのですけれども、私が聞き取りした中では、地方創生を活用して行うというふうには伺っております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** とにかく問題ないということですね。これは対応できるということのようではございますけれども、私はこの子育てでお金がかかり、ある意味経済対策なのかなと。子育てに対してそういうふうに使っているのかなと思ったのですけれども、内容は分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 50ページ、4款2項1目の清掃総務費なのですけれども、02のごみ減量対策事業の1万6,000円の報償費の減なのですけれども、これクリーンリーダーとか、役割のある方々の会議とか、そういうのが開催できなかったということの理由なのですか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 清掃総務費の中の報償費1万6,000円については、段ボールコンポストの講習会を年5回開催予定でありまして、コロナ禍により夏休みの親子段ボールコンポスト教室というのを予定しているのですが、それがコロナの影響により夏休みの時期、調整ができなかったということから、その分と、残りの4回に関しては自治会に対して応募をかけて、年4回の希望を自治会に対して講習会を行っている。また、その時期が応募をかけていなかったこともありまして、決まっていない開催時期の9月が未定ということもありまして、2回に収めたということでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** こっちに関係ないかもしれませんが、クリーンリーダーの会議とかというのは年に何回かあるのですか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 会議ということではなくて、毎月第4木曜日にクリーンリーダーの活動報告会というのがありまして、毎週行っている活動内容報告を提出しながら集まり、情報の交流をするということで行っていた。その会に参加したときに月分の報酬を支払うということはありません。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 関連して、倉浜の関係で2市1町で今回各市町村、検討してごみとか、それからまた一般廃棄物、そしてまた資源ごみですか、その取扱いの検討会が幾つか、2つかあったと思うのですけれども、これ市町村で例えば練ったとしても、ちゃんと2市1町で整合性のある対策ということにならないと計画が動かないのではないかなというふうに思うのですけれども、こっちと全く関係ないので、もしあれでしたら後でまた資料をいただきたいなと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** なければ、資料請求だけでもいいですよ。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前12時01分)

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、議案第50号に対する質疑を許します。5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について、一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 52ページの6款1項3目農業振興費の03、600万円の補正増なのですが、当初予算は1,000円の費目存置で、事業概要についての資料を要求したいというのと、今の当初予算1,000円だったのが600万円という、どういう理由でこの事業は補正増をするのですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 観光農水課の本永です。この事業は、令和2年度当初につきましては青年の新規就農者の増加を目的としている事業でございまして、令和2年当初についてはその見込みがなかったというところがまず1点と、令和2年度にスタートしまして新規に4名の方が新規就農を目指して事業を開始するという方がいました。この方、新規就農者1人につき年間150万円を最長5年間補助する事業でございまして。以上です。

(「資料も」という者あり)

○観光農水課長 概要の資料を提供したいと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 給付金というのは、補助金ではなくて、もうあげっぱなしになるのですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 こちらは、最長5年間給付ということで。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 150万円というのは、どういうことで150万円になるのですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 こちらのほうは、国の農水省の直轄の事業でございまして、連携で補助する事業でございまして。150万円の内訳につきましては、国の要綱等調べてみて、先ほどの内容とともに回答したいと思います。

○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。

○桃原功 委員 53ページの7、1、2、説明番号02のがんばる商店街活動支援事業、いただいた資料では3団体で合計300万円の支援です。3団体の名称等、まずお答えください。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 がんばる商店街の組織の3団体のお名前につきましては、まずヒルズ通り会、旧でいご通り会のほうです。そして、COCOふていーま商店街、昨年設立いたしました。グリーンベル通りとサンフ

ティーマの一带の商店会の組織となっております。最後にいすの木通り会、いすの木通りにあります商店街、商店主の皆様が集まりまして、今年度6月に設立したものです。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私はてっきりもう一つ、西海岸のコンベンションシティ会、ここかなと思ったのです。あそこは入っていない。入っていない理由はどうして。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 がんばる商店街活動支援の事業としては、あちらは別の事業として支援しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 市民から見たら、いろいろ通り会というか、商店街、あちらも通り会というのが、なぜそこは別な事業で支援していくのか。この事業が該当できないのかもお答えください。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 西海岸にあるコンベンションシティ会につきましては、NPO法人として組織を立ち上げてその面を、コンベンションセンター付近のエリアを一体的にということで、別の枠として今予算計上しているところです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 大局的に見て、NPO法人のほうでコンベンションシティ会は企業組織数も多いのかなと想像しているのですがけれども、この普天間にあるヒルズ通り、COCOふていーま、いすのき通りも、COCOふていーまがヒルズ通りもいすのき通りも総括して、面として捉えていたのですがけれども、これかぶっていますね。それは別に構わない。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 委員おっしゃるように、面として、将来的にはその普天間一带が面として商店街組織、そしてまた普天間から喜友名あたりまで大きな一帯、そしてまとまったときにもできるようにということもありますけれども、今は個々の商店街一つ一つで組織立ってイベント等を行っておりまして、中には重複して入っている方もいらっしゃいますし、お互いに連携しながら連動しているところもございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 大型店等に集客が奪われて、各駅前商店街、あるいは沖縄においても通り会などについては売上げ増に対しては大変厳しい状況で、こうやって支援していくのは大事な点だと思うのですがけれども、これは使途についてはもうフリーですか。何に使ってもいいというようなものですか。その通り会の活性化事業であれば。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今回この補正で上げているものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策ということで、来客が来たときに対応できるとか、あと集客を呼ぶための事業ということで、そういったコロナ対策の事業に限定しております。例えば感染予防のため消毒の設置であったり、ただ集客を得るためのイベントの準備金だったりということです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よろしければ、この3団体の組織の数とか、あるいは内容の詳細が分かりますか。組織数と

か。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** ヒルズ通り会につきましては、平成27年に設立いたしまして、現在会員数が32事業所ございます。代表者につきましては、今すみません。変更したばかりで把握しておりませんので、後ほど確認してお答えいたします。2つ目のCOCOふていーま商店街につきましては、令和元年の6月に設立しております、現在会員数がこちら32事業所ございます。代表者につきましては、ティ・エム・オの取締役であります与那嶺さんのほうが代表となっております。3つ目は、いすのき通り会は令和2年6月に設立いたしまして、こちらは会員数が今12事業と集まっております。代表は、いすの木通りの居酒屋を運営しております金城さんのほうが代表となっております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 昔からこの普天間東の通り会があって、しかしここで本当に集客が生まれて、活性協という団体もあったのですけれども、支援は大切なことだと思うので、今コロナ対策ということで飲食店のほうが多分多いのかなと思うのですけれども、この通り会に入っているのは飲食店以外の事業者のコロナ対策の支援ももちろん会員であれば、それはひとしく行われているということの理解でいいですか。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 会員のほうには平等に行われていると思っています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 参考までにお聞きしますが、NPO法人コンベンションシティ会への支援というのは、前は50万円の支援のほうがあったと思うのですけれども、要はどの予算で支援をしているのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** NPO法人コンベンションシティ会につきましては、商業観光振興協議会振興補助金ということで、年間80万円の補助をしております。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 商工費の7款1項3目、宿泊業等支援事業について伺います。こちらは、宿泊業等支援事業なのですけれども、濃厚接触者となる医療従事者に対して宿泊施設を今借り上げるという方向でなっていることなのですが、もう既に借り上げていると伺っているのですけれども、そこは公表はできるのですか。借り上げたホテル、要するに契約したホテルというのは公表ができますか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** こちらのほうは、医療従事者宿泊確保事業ということで、病院側と宿泊施設の直接契約になっているというところで、今8社が協力できますよということで名のりを上げています。今県医師会のほうにこの8事業所は報告して、沖縄病院さんから一報があって、できればこういうホテルを探しているのだけれどもということがありまして、御紹介したところなのですけれども、そこから先に直接契約に至ったというところまでまだ報告いただいていないので、実際に契約をされてはいないのかなというふうに思います。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** これは、要するに宜野湾市が独自でホテルと契約してやる事業ではないということですか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** こちらのほうは、我々もコロナの状況は把握して医療従事者が困っているという状況は分かっていたので、このホテルの宿泊支援事業をするときに、こういった医療従事者を泊める意思はありますかというところの意思確認をして、そこから病院との直接やり取りということで、私たちはもう御紹介だけになります。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。宜野湾市だと独自でやるのかなと思っていて、医療従事者となっていたものですから、例えばほかの市町村で出てきていますけれども、次の波に備えて独自でホテルと契約してというところも何か所か市町村は上がっています。そういった事業なのかなと思って。そういった事業ではないと。分かりました。

では、すみません。この会計年度任用職員109万6,000円というのは説明いただけますか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** 会計年度任用職員の宿泊支援事業の業務ですけれども、宿泊支援事業の中で290事業者に対して一斉に情報提供をしたところなのですが、やっぱりレスポンスが悪いところもあったので、私たちとしては7月中旬、7月1日から余裕を持って、前もって採用はさせていただいたのですけれども、そういった追跡調査というのでしょうか、またこの事業所に対して私たちの情報どおりでの、そういったものをやり取りするために会計年度任用職員を採用させていただいています。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** そういうふうに追跡調査等をするための会計年度任用職員を7月に雇っていたということであります。その給与ということですね。分かりました。

ちょっと1つ確認なのですが、この給与は地方創生臨時交付金からの給与ということですね。これは地方創生臨時交付金を使ったものなので、書かれていますけれども、ほかの事業では会計年度任用職員とは書いていない、これだけ書かれているので、確認しておきますけれども、地方創生臨時交付金を使っただけの給与と考えてよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** そのとおりでございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** すみません。私の思っているところが間違っていたら指摘してください。私、その地方創生臨時交付金は、市町村の要するに職員、臨時で何かをやるための、事業で何かをやるための職員等の給与等には充当しないでくださいというのが多分あると思っているのです。そこで確認したいのですけれども、そういったのはなかったですか。充当しない。要するに給料等には充当しないようにということ。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 平安座委員の御質疑についてなのですが、確かに正職員の人件費と、コロナと関係のないような人件費に充てることはやはり厳しいのですが、今回の宿泊業等支援事業、またそのほかの事業にも会計年度任用職員の補正増を行っておりまして、これについては新型コロナウイルス感染症対策事業を実施するために必要な事業費ということで、これは臨時交付金の中で認められております。会計年度任用職員の

報酬については認められております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。要するに新型コロナウイルスに対する事業の関連の人員であれば、地方創生臨時交付金から給与を出してもいいと。自分はちょっとそれが駄目なのではないかなと思ったので、確認させてもらいましたが、では問題ないということで分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 確認していきたいと思います。予算書の53ページで7款1項2目の、先ほど桃原委員と重複するのですけれども、02、宜野湾市ががんばる商店街活動支援事業の件なのですけれども、先ほど用途については聞いたのですけれども、この申込みが9月の下旬になっているのですけれども、具体的にどのような事業を行っているのか分かりますか。宜野湾市ががんばる商店街活動支援事業、先ほど桃原委員も質疑していたのですけれども、内容のほうはこの事業の目的のところを確認をしているのですけれども、申請時期が9月の下旬に申請となっているけれども、どういった事業をするのか、そういったのがわかってくると思うのですけれども。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 9月の下旬ということで、今回の議会の議決を得て、速やかに実施をしたいと考えておりまして、あと各団体の3つの団体のヒアリングを行ったところ、まず1つはシャッターアートなどを行って、市内のアーティスト、今回のコロナで活動ができなかったアーティストを使ってシャッターアートなど、または普天間高校の学生を使ったアートなどで集客を図るという考え方です。あと2か所の団体につきましては、感染予防のための薬品やアルコールの手指消毒とか、あとパネルの設置、そういった環境の整備に努めていきたいということでございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 あくまで内容については、その補助する団体さんのほうで決めて実施しているということではよろしいですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 コロナに関するということで、対策の中でしたら、用途のほうは事業者のほうで決めていただくということです。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これあくまで補助金の交付となるのですけれども、事業報告は受けています。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 事業の実施後、実績報告などを行っていただきます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この事業の実施要綱、資料で下さい。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 要綱のほう、提出したいと思います。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 もう一点なのですけれども、その次の03です。宜野湾ベイサイド情報センター指定管理者

支援金事業なのですけれども、これは支援金を10月に申請、交付となっているのですけれども、1 指定管理者50万円となっているのですけれども、その内容について教えてください。支援するということは、この50万円を支援して、こういった内容については使途が分かっていないということですか。確認させてください。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 支援金としてですので、使途については特に定めておりません。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 使途はなしということですね。支援金なのに。この実施要綱もお願いします。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 では、実施要綱につきましては今作成中になっておりまして、出来上がり次第提出でよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 もう一点お願いします。予算書54ページです。7款1項3目の03です。宜野湾マリン支援センター指定管理者支援金事業なのですけれども、こちらも事業の目的も同じ、1 指定管理者に50万円となっているのですけれども、こちらも使途は自由に決めるということによろしいですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 先ほど産業政策課長がお答えしたとおりではございます。やはり我々としましては、指定管理者の施設に対して休業、コロナに関することで休業を2か月ほどしているということ、あと感染が収まって開けたときに、感染対策をしっかりと彼らの予算の中でやっているというところの支援というところになりますので、特に大きな使途の目的はないですが、新しい生活様式を見据えた使途といいましょうか、そういったところで考えております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今回臨時交付金で予算を補正しているのですが、この補助金にしている事業と支援金にしている事業とあるのですが、この選別というのはどういった選別の方法ですか。例えば指定管理者自体でもコロナに関することに使途を限定してやっていくと思うのですが、補助金にする、支援金にする、交付金にする、その選別がちょっと分からないものですから、資料をお願いします。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 産業政策課のほうでは補助金として続けておりまして、実績に基づいて、もしかするとこの今補助金100万円のうち第2、第3波が来たり、実施できない可能性もございまして、またそれ以上使わないと、実績で使わなかったということもありますので、補助金の性質として、実績に基づいた支援金というか、補助金という形で予算を補助金の形で計上しています。支援金については、実績とかそういったものではなくて、助成という目的で行っております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 選別方法について資料で見せてください。要綱みたいのはあるのですか。補助要綱と支援と補助の要綱です。どういうふうを選別しているのかなというのを確認したいので。以上です。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 先ほど要求のあった要綱の中で目的などを掲載しております。その部分でよろしいでしょ

うか。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 予算にはないのですけれども、関連するので、確認したいのですけれども、このコロナ対策において政府はG o T o イートキャンペーン、食べて応援というのがあるのですけれども、他府県ではこれを実施しているけれども、昨日のニュースでは東京都とか神奈川県、沖縄県は含まれていなかったのです。沖縄県が実施しないと、今の時点では、今後どうなるか分かりませんが、その辺のG o T o イートとの抱き合わせというのは、単独自治体でやるというのは厳しいことなのですか。県でしないものに対して。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 今桃原委員のお尋ねで、G o T o イートについては、沖縄県についてはちょっとまだ市中感染が収まっていないということで外された経緯があるのかなというふうに認識しております。自治体独自でできるかということなのですけれども、我々は宿泊業等支援事業の中でぎのわんスマイルクーポンというのを実はやっています。これは例えばG o T o トラベルを見据えて、私たちもさらに国の支援プラスアルファということでやったので、そこは自治体独自の色を出してやることは可能だと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、まだまだ終息が見えないので、今後やっていく可能性もゼロではないということなのですね。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 我々もG o T o トラベルを含めて国内旅行が平常化というか、そういうことを見据えて私たちのスマイルクーポンも事業を継続してまいるところでございますので、こちらのほうを継続的に考えてまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 すみません。53ページ、さっきから出ている宜野湾市がんばる商店街活動支援事業についてなのですけれども、3つの商店街ということになっていきますけれども、宜野湾市内商店街は今幾つあるという認識ですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 組織立てをした商店街組織ということでありましたら、この3か所になっております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 従来のがんばる商店街補助金があったではないですか。ヒルズ通りがイルミネーションをやったりとか。それはたしか2団体分か3団体分あったと思うのですけれども、ヒルズ通りだけが活用しました。それ以外の団体は特に活用していなかったような感じがするのですけれども、このいすのき通り会とC O C Oふていーま、そちらは最近できた団体ですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 C O C Oふていーまが令和元年で、いすのきが令和2年になります。3事業者ともイルミネーション等の事業は補助金は今対応しております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 ちょっと今資料がないのですけれども、もっともっと宜野湾市内にはいろんな商店街があったというような認識があるのですけれども、そういったところ、このいすのき通り会、そういったところは市が何かいろいろ復活に向けてやってきて、そういった状況になっているのか。ほかの商店街を今後活性化させるためにも、そういった取組をやっていくのかだけ教えてください。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 COCOふていーま、ちょうど普天間の中心地で、また西普天間などの整備もあったことから、産業政策課としても商店街の結成に向けて後押しをしたところでございます。今まで17ぐらいの通り会があったのですけれども、今休眠状態ということもあって、今後大謝名のほうもかなり活性化しておりますし、真栄原なども商店も多くなっておりますので、そんなところにまた声をかけながら、商店街の結成を進めていきたいと思えます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 ほかの通りも、先ほどあったように頑張っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 53ページ、54ページ、2つにまたがっているのですけれども、先ほどから言っているベイサイド情報センターとマリン支援センター、50万円の支援金なのですけれども、要請があつて出したのかというのを1点、そこだけ聞きたいです。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 情報センターとマリン支援センターを一括してお答えしますが、特にこの指定管理者からの要請はございませんでした。以上です。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 そうなると、少し中身が分からないので、資料でどうやって50万円の給付に至ったのか。あと、2か月間閉鎖しているのであれば、もちろん減収だと思っているのですけれども、その減収の金額とかというのはその中に出てきたと思うけれども、その辺も資料でいただきたいと思えます。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 50万円になった経緯につきましては、先ほど昨日来企画部長等から答弁しているところではございますが、そこも含めて、あとは減収のものなのですけれども、例えば令和元年の4月から7月と比べてどれだけ減収しているという見え方の資料がよろしいでしょうか、こういった資料がいいのかというのを。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ほとんど1月27日の武漢閉鎖後からいろんな国からの給付金というのが出てきていると思うので、そこを分かりやすくやるために昨年の2月とか3月から、今おっしゃったように4月からでもいいです。2か月間、3か月間の間でどれぐらい減収したかということの資料でよろしいです。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 そのように令和2年の4月、昨年の4月から今回7月でしょうか、最新の情報を提供していきたいと思えます。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 よろしくお願ひします。ちょっと8款になるのですけれども、海浜公園のことも結構規模が大きいと思うので、そことも比べてみたいと思うので、その資料をよろしくお願ひします。以上です。

○桃原朗 委員長 進行でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、当局の皆様方の入替えがありますので、議員の皆様方は着席でそのままお待ちください。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時28分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時30分)

○桃原朗 委員長 続きまして、8款土木費、9款消防費については一括して審査を行います。

質疑がありましたら挙手にてお願ひをいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 予算書の56ページをお願いします。8款2項2目の道路維持費の02、道路維持管理事業の1,500万円の減額の理由についてお伺ひします。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 減の理由なのですけれども、この予算は例年の維持管理事業プラスアルファでハンタ道を今年度設計工事する予定で、プラスアルファで余計に予算がついておりました。ところが、コロナ対策事業で1年先延ばしできる事業とか、そういったのをちょっと手を挙げてということで、企画財政と調整いたしまして、赤道のほうはまだどうにかなるといふことで、コロナ対策事業のほうへ回したといふことです。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今の説明だと、ハンタ道の工事、擁壁の工事ではなく、赤道ですね、あっち。ハンタ道の工事が遅れるという理解でよろしいですか。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 令和2年度にやる予定でしたけれども、令和3年度時点で行う予定です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この維持管理費なのですけれども、地域のまた環境整備とか活動していくと思うのですけれども、そこに影響とかはないですか。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 先ほども話したように、例年の予算よりはハンタ道の工事設計費がプラスアルファになっておりますので、これを抜いても例年と同じ額がありますので、地域に対しての補修とか、そういったものには影響はございません。

○桃原朗 委員長 ほかに。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 58ページの8款3項5目の説明欄02、宜野湾海浜公園等指定管理者支援金事業の50万円なのですけれども、これは指定管理者から要請があつて、この50万円を出したのかどうか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 支援金事業につきまして、特に要請というのはありません。文書的な要請というのはない

のですが、協議会の中でそういった減収とか、そういう報告は受けております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 そのときに50万円程度とかというのは、その話合いの中で出てきているのかどうか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 金額的なものは、収支の減収分です。マイナスについての報告は受けていますけれども、金額的なものはまだ協議は。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。すごい減収だったと思うのですけれども、夏の繁忙時期のバーベキューもできなかつたり、施設も貸しきれなかつたり、結構あると思うのですけれども、5、6、7月とか6、7、8月という売上げの昨年と今年のを資料で出せるかどうか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 ちょっと昨年との比較できるような資料をまとめてお出しします。

○桃原朗 委員長 ほかに。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 60ページの9款1項1目常備消防費の補正減ですけれども、特別旅費と学校研修負担金とありますけれども、これ内容について御説明いただきます。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 60ページの9款1項1目、説明欄の総務事務運営費72万6,000円の減でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって中止が決定しました九州救助技術指導会、それと県消防学校研修に派遣予定であった特別旅費の58万円、それと学校研修負担金14万6,000円を減ずるものでございます。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この学校というのは消防学校のこと。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 沖縄県消防学校でございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 学校にでも行って、説明会みたいのがあるのかなと思っていたのですけれども、違うの。分かりました。この特別旅費というのは九州の会議、それから学校研修負担金というのは消防学校に対する負担金ということで、これは当初予算にはもう少し詳しく予算書には載っていますか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 特別旅費につきましては、当初予算では103万円を計上してございましたけれども、今回の補正額58万円を引きまして、42万3,000円に減ずるものでございまして、特別旅費につきましては九州の救助技術指導会といひまして、レスキュー隊が沖縄県で予選会を行ひまして、それで勝ち残った場合に九州大会に行くというものでございます。負担金につきましては、消防学校のほうで食費とか雑費、それから調査研究費に使用する負担金でございます。以上でございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 もし今の説明できましたら、資料としていただけたらありがたいです。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 資料として提出いたします。

○桃原朗 委員長 ほかに。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 57ページの8、3、4の公共下水道費の事業補助金1,000万円の減の御説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 これについては、都市計画課のほうの予算となっておりますけれども、公共下水道のほうで補助金として毎年出ているのですけれども、その中でコロナの件で市長部局と水道局が調整して、市長部局の支出を1,000万円減することができるということで、補助金のほうも1,000万円減しているということです。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この1,000万円はコロナ対策に回したということですか。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 そうということです。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この1,000万円の事業は何を予定していたものなのか。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 この1,000万円の支出の内容につきましては、水道局の中でどれをとということであると思しますので、私のほうで今お答えすることはちょっとできません。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この1,000万円を減することで特に支障はなかったのかということまで。水道局は下水道課ですか。それを確認してください。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。知名康司委員。

○知名康司 委員 同じく57ページの土木費、8款3項2目土地区画整理費の中の説明1です。職員給与が496万円ということでこの金額が出ていますけれども、これ職員1人分の給与なのかどうか、確認。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 57ページの8款3項2目の土地区画整理の職員給与なのですからけれども、本議会でもちょっと企画部長のほうから御説明しました人事異動に伴う給与差額等がありまして、これにあてがう土地区画分、この部分の整理に当てる職員の人事異動があったということで、1人分ということなのか、ちょっとまた後で確認したいと思います。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 後ろの表の給与明細、これ76ページの職員の数がかかっていまして、比較的にはマイナス1になっているものだから、減で減だったら分かるのですけれども、これ逆に増で出ているものですから、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 職員給与明細は76ページのやつと関連するのですが、これについては4月の、当然予算をするときには元年度のもので組むわけですが、令和2年度の職員配置がされた後から給与の組み替え等

がありまして、これをまとめて行うのが9月補正で例年させていただいているという現状でございます。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 少し理解しにくいだけでも、最初の説明の中では職員の年金というか、配置替えと、あと給与の差額の違いでこの金額になっているのか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 確かに76ページの部分では補正前から補正後のマイナス1というふうになってはいるのですが、先ほど来御説明しているのですが、実際人事異動を行ったときに、その課ごとというか、事業ごとというか、充てるのですけれども、実際に給与が高い職員がいたところで人事異動で給料が安くなった場合には減になりますし、もともと若い職員がいたところから年数がたった職員が行くと給料が増になるということで、これは全ての給与の各事業ごとに職員給与を入れ替えてはいるのですが、これは4月の人事異動に伴った入替えというふう認識していただければと思います。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。ほかには。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進行でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、休憩いたしたいと思います。(午後2時48分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時05分)

○桃原朗 委員長 続いて、10款教育費について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。岸本委員。

○岸本一徳 委員 67ページ、10款3項2目教育振興費、これ小学校も中学校も、コロナの感染症対策として消耗品についてはありますけれども、これ使える、買っていいとか、使える予算の範囲内というのですか、何かこれはいけないよとか、これは駄目ですということの制限があるのですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑の今回のコロナに関連した保健衛生用品、学習保障などに活用できるものという形です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは、予算が今度通って初めて購入、使い始めるわけですが、あらかじめ200万円の枠内で限度額で、その中身、購入をどのくらいするかという各学校でこれ要求を出して、決済を受けてから発注をかける。それとも、教育委員会で全てやるのか。この辺りがちょっと見えないのですが。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 発注については、当然今回の議決を経てからという形になります。いろいろ各学校によっては、要求したものの中身がちょっと違うところもございますので、これは各学校において発注という形でございますが、当然その中身については私たち教育委員会で精査して、発注できるものという形でまた学校と調整をして、一応依頼しているという形です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 単純な思いなのですけれども、教育委員会で例えば同じものがあれば、マスクとか違いがあるかもしれないですけれども、要するに一括購入すれば安く、そしてまたたくさん配布というか、購入ができるのではないかと単純な発想なのですけれども。必要とするものの違いというのですか、これ極端に違うのですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 例えば消耗品などにおいては、基本的な中ではアルコールの消毒液だとか、それらは基本的に各学校共通しているものです。あと、やはり例えば消毒液とかマスクなどであれば、単価契約をこういう形でこちらのほうが見本を見せて、各学校でこのもので注文してくださいという形で周知はしています。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 学校によって人数が違うでしょう。同じ額というのは何でという、そういう疑問が出るのですけれども、この辺は学校からはない。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 この今の200万円……

○岸本一徳 委員 単純に200万円というのが、学校の人数で配置しているように見えない。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 国の表に基づいて、各学校の人数によって、例えば200万円であるとか、金額はちょっと異なってくるものです。宜野湾市においては、全て500名以上の学校という形になっていますので、一律200万円という形となっています。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 例えばこれから申請というか、こういうものを購入したいのだけれどもという学校からの要望も出てこようかと思うのですけれども、できるもの、できないものがあるという話をされたのですけれども、例えば今回のものにそぐわないとか、今分かるものだけでもいいです。御説明いただければ。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 学校から事前にこんなものが欲しいということで予算書という形で提出してもらっています。その中で今回の対象となる一つの例として、学校が今消毒で困っていると。その消毒をするための人が雇えないかという人件費のところであったり、それからコロナと直接関係のないものについては対象外ということで事前に調整をしながら、これは交付対象にできませんという形で調整しています。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今のようになちょっと私が少し素人目には人数のことだとかなんとか根拠を示していただいて、今の御説明いただいたのを資料としてもらえますか。概要として皆さんが要綱とかそのほかあると思いますけれども、そういうもので分かればよろしいわけですが。資料はございますか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 提出したいと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次にもう一つ、すみません。あと、10款5項7目学習センター費の01とあります。ここに

管理運営費というのが当初予算は1,073万5,000円という計上になっていますけれども、その運営費25万8,000円、補正減をするのですけれども、修繕費となっていますけれども、当初予算の中には3万1,000円しか計上されていないのですけれども、25万8,000円というのは、これどういうふうにした形で補正減をしているというふうに認識してよいのか、その辺の意味が分からないので。

○**桃原朗 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** 10款5項7目学習センター費、01、学習センター管理運営費です。主にははごろも学習センターの維持管理に係る経費になります。こちら需用費として修繕費、もともと44万1,000円で計上してございました。これを今回の修繕費は減になりますが、はごろも学習センターが赤道の老人福祉センターの2階にあります。当初修繕内容が学習センター屋根の修繕に係る予算の修繕を受けて計上したのですけれども、確認しましたところははごろも学習センター2階で、1階の赤道老人福祉センターの入り口のほうの屋根の修繕になったものですから、実際対応するのは赤道老人福祉センターを管轄している介護長寿課のほうで予算計上するというので、計上施設の変更によって財源組替えをしております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 結構です。分かりました。

それから、02の公立学校情報機器整備事業、今回このコロナ対策の15番目に入っているのですけれども、これは15番の事業の目的の中に、上は文科省の方針だと思うのですけれども、1人1台端末整備とあります。米印の2行が「(児童生徒3人に対して2台分)」とあるのですけれども、これ違いがあるのですか。

○**桃原朗 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** G I G Aスクール構想については、令和元年度に文部科学省のほうでやった内容で、児童生徒1人1台の端末とそれをつなげる校内ネットワーク整備事業の主な事業なのですけれども、もともと文科省のほうで3クラスに1クラス程度の学習者用端末を整備しなさいというのがありました。これが3クラスに1クラスという、3人に1人という割合になります。それを対応するための地方財政措置が組まれていたものです。これが今回元年度G I G Aスクール構想を受けて、3人に2人の分に対して今回補助を出しますというような構想になります。そのために今申しあげましたけれども、今回のG I G Aスクールに合わせた補助金は3人に2人の分です。もともと3人に1人は地方財政措置がされていたということでの補助金の割合になります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 確認したいのですけれども、1人1台ではないということですね。

○**桃原朗 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** もともと文部科学省については、3クラスに1クラスで、3人に1人分ぐらいの端末ということで、G I G Aを令和元年に取り組むということで、1人1台にしましょうというような取組を進めてきた後で追加がされたことになって、実際対応して1人1台ということになりました。なので、今回宜野湾市も1人1台端末整備で今回予算計上させていただいています。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 関係があると思って、今度Wi-Fiの関係とかインターネットの関係では、端末も必要ですし、その関係も必要になってくるわけです。そこの整合性で、将来的には例えば3月、4月、子供たち

が長期で休みがあって、勉強は誰が教えるのと、そういう趣旨からだったのですけれども、将来的にはこれはおうちでいわゆる勉強を教えられるような、そういうシステムを構築していくためのこれは整備だというふうに、この端末の整備。そうすると、当然1人1台だったらおうちに持って帰って勉強もできるなというようなことを考えたのですけれども、3人に2人だったら学校に置いておきなさいということになるのではないか。将来的には、どんなふうな構想で進めていこうとされているのでしょうか。少し今答えられるのでしたらお願いします。

○**桃原朗 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** GIGAスクール構想については、元年度に文科省のほうで打ち出したものについては、児童生徒1人1台端末を整備して、それがつながる校内ネットワークの整備、無線環境の整備を打ち出しました。GIGAスクール構想については、もともとは学校環境の整備が主な目的です。それが、今回令和2年度にコロナの関係で臨時休校とかがあったので、緊急時においても子供たちの学びの保障を確保されるということで、今回令和5年度までにGIGAスクール構想、1人1台端末計画があったのを、2年度に前倒し整備ができるように補助金を設けて、また今3分の2に対しての補助金なのですが、3分の1に対してだとか、結局3分の2にまで整備ができることについては今回地方単独事業ということで、地方創生臨時交付金が充てられるということで、この2つの補助金を使った対応になります。なので、GIGAスクール構想自体、まず学校環境の整備になるので、すぐ御自宅にということは、今のところ想定はしていませんが、国のほうとしても緊急時においてのそういった対応を必要ということでの補助金拡充等はしています。なので、行く行くはそういったことも視野に検討は必要と考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 今の御説明、もし概要を資料でまとめられるのでしたらいただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** 桃原委員のほうから本会議のほうで要求のあった資料を出しております。7番のほうです。GIGAスクールの試みと取組ということと、右側のほうの導入についての基本的な考え方の3番、学びの保障のほうです。こんなところも視野に考えているというような状況です。

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。ほかに。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 資料要求しましたので、今回の目玉、やはりこのGIGAスクール構想、環境整備だと認識していますけれども、この6号の専決処分の前に2億7,700万円の部分、先に仕掛けたやつ、これ資料要求したら資料で工程表が出てきて、令和2年度はこの5号の補正予算で環境整備をしていくのだと。いろいろざっくりとした絵ですけれども、補正6号では3年度にかけて令和2年度内の整備で完了予定ということなのですけれども、この7番の資料では非常に文言が抽象的。いつまでに何をどうするのかというのがなかなか見えない。この行程スケジュールでは本当にざっくりとした案でしかないので、もう少し確認していきたいのですけれども、要は先ほどの答弁で、1人1台ということは、要は全生徒が一遍に使うということはありませんね、実際問題として。そういった意味で、3分の2程度の器であれば十分にキャパされて、運用できるのかなと理解しているのですけれども、この宮城政司議員が要求した資料9番、これを見ても、例えば通信メーカーとか、まだ5号の専決処分についても具体的に入札になるのか、どういうふうに決めていくのか分かりませんが、どこまで進んでいるのかというのがつかみ切れなところがあるので

すけれども、5号においても。その辺の5号の予算の執行の在り方からどこまで進んでいるのかということで、少し説明いただけませんか。

○**桃原朗 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** 桃原委員の御質疑、資料要求がありました7番のほうの資料の左下の整備内容のほうになります。GIGAスクール構想において主に4項目の整備を考えています。1番目のほうが校内通信ネットワークの整備ということで、補正予算第5号のほうで専決処分をいただいて、今現在契約締結に向け対応をしております。9月中に契約をして、契約締結後、実際の整備構築に移っていくところです。この補助金をこのネットワークについても活用させていただいています。この補助金が、令和元年度の補助金を今年度に繰り越して対応している補助金のため、期限が3月31日まで、今年度の末までに執行を終えなければいけないということで、今回急いで専決処分で先に議決をいただきました。なので、3月末までにWi-Fi環境の整備をするということで、今現在は契約締結に向け、9月中に契約締結を行っている段階です。

また、1人1台端末のほう、補助金のほうが文部科学省の補助金が3分の2になりますが、実際は児童生徒1人1台になりますので、3分の2にしか端末を導入するというのではなくて、全員に端末の購入はいたします。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** やはり現時点での示し方というのは、例えば7番の資料の右側の表を見ると、子供の視点、教育環境を整備し、先生の視点、教育実践ができるよう環境を整える、3番、学びの保障をする国の事業方針、非常に抽象的ですか、なかなか実態がつかめられないような資料となっているのですけれども、今の事業説明である程度理解はしますけれども、懸念するのはこの事業をする上でやはりストレスなく機器を扱えるやっぱ指導者、現状の先生方もITに明るい方もたくさんいるのでしょうかけれども、やはり全て担任の方がそれぞれの生徒に対してこれを指導していくという部分では、市民としては、議員としても少し気になる部分もあるのですけれども、その対応というのはどのようにやっていくという計画なのでしょうか。実践をしていく上での事業での対応の仕方というのは。

○**桃原朗 委員長** 指導課長。

○**指導課長** お答えいたします。今桃原委員の御指摘のように、教員の中には非常に積極的に機器を利用している教員もいますが、中にはなかなかなじみがないという教員もおられますので……

(「好きではないとは言ってませんよ」という者あり)

○**指導課長** 全員、全ての教員が導入された機器がしっかり活用できるように、導入に当たっての研修、それから導入後においても先進地の事例を紹介したりですとか、モデル的な事業を紹介したりですとか、全ての教員が日常的に活用できるような研修の充実を図っていきたいと思いますので、今回導入の予定の端末はタッチパネル、どの機器を採用してもタッチパネルの機器ですので、それを日常的に触っていく中で、毎日毎日、これまでの整備ですと全員にというのはできませんでしたから、苦手な先生は逃げるといったようなこともございましたけれども、今回は全員に毎日できる環境でございますので、日々の実践の中からそういった力を育んでいけるように体制をつくっていきたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この予算とは別ですけれども、スクールサポートスタッフというのがいるではないですか。

これは通常授業の中で担任の先生をサポートしていくという助手的な位置づけだと思うのですが、このI TのG I G A構想にもこのスクールサポートスタッフというのは活用できるのですか。

○**桃原朗 委員長** 指導課長。

○**指導課長** 御質疑にお答えいたします。今委員御指摘のスクールサポートスタッフというのは、授業の補助ではなくて事務的な補助でございます。授業の補助をする者は学習支援員という支援員でございます。その学習支援員についても、その支援のほうもやっていますが、今回の整備の中でG I G Aスクールサポーターというのも配置にございますので、そのG I G Aスクールサポーターが授業の支援を行っていくということも考えてございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 考えていますということは、私はぜひ必要だと思っているのです。どうしても1人の担任が30人前後の生徒を、やっぱり使っていく上で慣れていくまでは相当大変だと思うので、通信のトラブルとか、あるいは操作の手順とか、G I G Aスクールサポーターの予算もこの中に計上されている。それとも、別枠でここから今後計上していくのですか。

○**桃原朗 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** この7番の表のほうにもあります、整備内容の3番のほうです。G I G Aスクールサポーター配置ということで、端末の使用によるルールを作成や教員への使用方法の周知の対応を図るG I G Aスクールサポーター配置を委託料で今回計上しております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** イメージ的には、1つの教室に30人前後の児童がいたら、担任がいて、それを使うときにはG I G Aスクールサポーターというのは何校に何名ぐらいの配置の予算なのですか、これは。

○**桃原朗 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** すみません。このG I G Aスクールサポーターについては、今回G I G Aを導入する前の対応に向けての配置になります。今桃原委員がおっしゃっているのは運用後の支援員のイメージだったかなと思うのですが、今回その対応ではなくて、導入する前G I G Aの端末を使ってどういった運用をするかとか、マニュアルづくりだとか、研修、先生方にこういった使い方ができるねというような形の対応をする人員です。運用後については、今はごろも学習センターのほうでI C T支援員がおります。今現在お二人になりますが、その方たちがそういった対応になります。なので、各学校1人というような人材は今のところおりません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 整理すると、走る前は事前準備としてG I G Aスクールサポーターと一緒に先生方と対応して運用に向けて準備をしていく。走る後は、G I G Aスクールサポーターの予算はなくて、この方々ではなくて、I C T支援員の方が今2人しかいなくて、13校を2人でサポートするのですか。

○**桃原朗 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** 私たちは、今文部科学省においてもともとG I G Aスクール構想がない前から、4校に1人のI C T支援員が必要というようなことがございました。なので、今宜野湾市は13校になりますので、最低でも3人が必要。今時点でも不足と感じているところです。その中でG I G Aスクール構想

で端末数も増えていく。どんどん活用を進めていく中では、やっぱりICT支援員の増員というのは必要と考えていますので、次年度要求というのはやっていきます。各局と調整していきながらやりたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。しっかり運営に、児童が使用する際にストレスなくできるように環境サポートをお願いしたいと思います。

次に、実際に使う上で通信メーカーは光通信というのを私聞いているのですが、通信メーカーの選定。実際は5Gが取り沙汰されていますけれども、5Gのスマホを使っている人はいるけれども、5G自体がまだ県内ではきちんと稼働していないと。これは導入を見たら、令和3年度以降の導入ですけれども、通信というのは5Gになっていくのですか。この選定をする頃というのはもう。

○**桃原朗 委員長** IT推進担当主幹。

○**IT推進担当主幹** 今回校内のインターネット通信環境においては、光ケーブルによるインターネット通信を想定しております。文科省においては、文科省の標準仕様書では5Gを活用した事例もあるのですが、ただ5Gというのはまだ未整備、エリアとして十分な整備がされていない。また、無線を使った通信は基本的に定額の通信ではなくて、ある程度使ったら使った分だけの費用タイプになっていますので、学校で子供たちが授業で使うものにおいてはなかなかマッチしない可能性があります。そのため、今高速で、確実に定額で使える光ケーブルの活用を想定しています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 高速の光ケーブルを想定している。今の時代そうであっても、今後日々技術が進歩していくので、実際使う頃になって今の技術で選択したことで遅いよねということにならないように、その辺の選定の判断というのは非常に難しいかもしれませんが、しっかり対応していただきたいなと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 61ページの10款1項3目教育指導費の説明欄の02なのですけれども、補助金交付事業258万9,000円の補正減になっておりますが、当初予算は815万9,000円計上されております。これは、コロナで大会等が中止になったり、様々なそういう派遣事業がなくなったので、補正減という理解でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** お答えいたします。

今岸本委員おっしゃったとおりで、この派遣費補助金交付事業につきましては、宜野湾市の児童生徒が沖縄県の代表として例えば県外に派遣される。例えば離島も中に含まれているということですが、実際に中学校の中体連の大会が今回中止になったということを踏まえて、その枠について当初予定していたものを今回減額という形でございます。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** 70ページの10款5項1目の説明欄02、社会教育事務運営費の青年エイサー祭りの補助金なのですが、この運営費という主に何に使われているかというのをお聞かせください。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 02番の社会教育事務運営費ということで、説明欄のほうに宜野湾市青年エイサー祭り補助金ということで今回20万円減額しておりますけれども、青年団には別に補助金がございますけれども、この減額しているエイサー祭り補助金については中止ということで、通常は平成29年度から花火代ということで補助金を交付しておりますので、今回エイサー祭りを実施しないということで減額となります。以上です。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** ありがとうございます。今回残念なことにコロナ禍の中で道ジュネーもできない、エイサー祭りもできないということで、この20万円の予算を執行残になるのか、未執行になるのか分からないですけれども、それを次年度だけ金額を20万円から40万円にという補助金というのは可能なかどうか、聞かせてください。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** ちょっと今すぐにお答えはできないのですが、通常は花火代としてエイサー祭りに40万円ほど実績があるようです。20万円を補助していただきたいということで申請を基にこちらのほうは20万円に設定しておりますので、このままで次年度検討させていただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** 前向きに検討していただきたい。少し青年会との話合いの中で、今回大会が開けなかった分、来年は盛大にしたいな。それを花火代にしたいのだと。やっぱり見に来ている宜野湾市民も大変喜ぶと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 少額なのですがけれども、博物館、せっかく来ていただいているので、お伺いしたいのですが、71ページの博物館の運営費の委託料27万5,000円とあるのですが、逆に金額が少額で委託料というのは何かと思うのですが、この説明をいただけますか。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** こちらは、博物館、図書館、両方そうなのですが、施設内から出る草木のごみ処理代なのですが、これまで環境対策課のほうで回収し、運搬する処理をしていただいていたところなのですが、本年度より基本的にはこの施設、各施設で処理を対応することになっておりますので、今回担当課、図書館、博物館の両施設については草木のごみ処理委託料ということで委託費を計上させていただいております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。博物館もいろいろ企画展が開催されていて、よく案内来るのですが、なかなか行けなくてすみません。本当は行きたい気持ちはたくさんあるのですが、ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 70ページの10款5目3款の文化費の02、無形文化財育成補助金についてお伺いしたいのですが、市内の無形文化財指定を含めて幾つかあるのですが、各自治会、この補助金で運営していると思うのですが、この50万円が減になった理由の御説明をお願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 無形文化財育成事業でございますけれども、平良委員のおっしゃるように、市の伝統文化である獅子舞であったり、綱引きという無形文化財の継承ということを目的に団体に補助しておりますけれども、こちらはコロナの影響で今回開催の中止であったり、今年度へ延期ということがございましたので、そのために補助金を、開催ができなかったということで減額補正しております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 開催できなかったところのどこのことというのも説明できますか。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 今回中止になったのは、野嵩のチナヒチモーイと、野嵩のマールアシビ、そして大山と真志喜の綱引きがございました。中止となっております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 野嵩2つと大山、真志喜の綱引きと。この減額になった分に関して、次年度またプラスとか、そういうことも考える予定はありますか。来年は来年でそのままです。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 実質毎年定額で補助金を交付しておりますし、今回も実施できなかったということで減額しておりますので、次年度についても同様に、これまで同様実施にかかった費用ということで、定額の補助金を交付していきたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 分かりました。あと1つお聞きしたいのですけれども、62ページの10款1項4目の学校施設費、この工事請負費で1,000万円減になっておりますけれども、この内容を御説明お願いできますか。62ページの工事請負の1,000万円の減。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 62ページ、説明欄01、公共施設維持修繕事業でございます。今回工事請負費が1,000万円の減額としております。理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症が県内においても拡大している状況がこれまでございました。その中で、宜野湾市は経済的な支援を必要とする方へ、市独自の支援策として事業を実施しておりますけれども、その財源の確保ということで全庁的に事業の中止であったり先送り、また縮小という事業が可能かどうかということで全庁的に調整がございました。その中で私たちもこの事業の中でどうにか減額できるものがないかということで検討いたしました。その結果、精査する中で優先度であったり、緊急度等検討する中で1,000万円を減額し、経済支援対策に充当したということでございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 1つの工事を中止とか延期とかしたのではなくて、全体で1,000万円削減したということで理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 基本的にはそのような形です。この公共施設維持修繕事業については、各学校の電気設備であったり消防設備、各種設備だったり、それを点検を行っておりますけれども、その点検をした後に修繕とか、改修工事が必要であれば、この事業の中で対処して整備したいということです。そしてまた、学校のほうからこの辺の要望等あれば、この事業の中で改修を予定しておりますので、その潜在的な工事費5,000万円

の中から1,000万円を減額しております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 市内の学校のそういった電気設備とか、施設の予算を減額しても支障はないということで理解していいですか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 現在減額した後が工事請負費4,000万円になりますけれども、今の執行状況で2,000万円程度の執行状況で、施設整備、施設点検に係るものについては現在のところ対応済みでございますので、残りの2,000万円については今後緊急的に補修が必要などころに対応していくことでございますので、可能かと思えますけれども、実際もし災害とか、本当に緊急的なもので大規模な予算とか必要ならば、また調整していきたいと思っています。

○桃原朗 委員長 ほかに。なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 それでは、休憩いたします。(午後3時51分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時53分)

○桃原朗 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

12款公債費、14款予備費については一括して審査を行ってまいります。

質疑を許します。質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 73ページの示し方ですけれども、基金繰入金で市債管理基金繰入金の1億円の減額、財源の組替えというふうな表記なのですが、これ説明いただけますか。どういうことなのか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの桃原委員の御質疑にお答えいたします。まず、御質疑のありました73ページ、12款1項1目の地方債元金償還事業の財源組替えの理由でございますが、まず今回の9月補正においては令和元年度決算の剰余金、こちらのほうを歳入のほうで計上してございます。補正予算書の23ページをお開きください。23ページのほうで20款1項1目繰越金になります。よろしいでしょうか。こちらのほうが、前年度の決算の確定に伴う繰越金となっております。こちらが10億8,019万6,000円の補正増になっておりまして、これが前年度の実質収支としての繰越金となっております。今回の補正予算では、この繰越金の2分の1以上は地方財政法の規定で財政調整基金に積む補正を歳出で行っております。また、同時に残りの財源につきましては、御質疑のありました73ページの地方債元金償還事業の当初予算において市債管理基金から1億円繰入れを行ってございましたので、こちらの繰越金の財源を活用して基金に繰り戻す措置を行っております。同様の措置は、財政調整基金等においても繰り戻しを行って、基金残高を一定程度確保するという措置を行っております。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 結局財調への基金への入金というのはどうなりますか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 これは歳出でしょうか、歳入でしょうか。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 歳入。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 歳入でしたら、歳入は繰入金になりますので、21ページをお願いいたします。21ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金及び15目市債管理基金繰入金の今回補正減、つまり繰戻しになっておりますが、これは先ほど申し上げた前年度の繰越金、こちらを活用しての基金残高を確保する措置になってございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かったような分かっていないような。要望なのですけれども、例えばこの23ページでもいいのですけれども、あるいは73ページでもいいのですけれども、説明欄がたくさん空白が空いていますね。空いているので、どこへ幾ら繰戻しとか、今の財調の説明で、2分の1以上は財調へ積み立てるといような示し方があると、聞かないでもある程度理解できるのかな。今この単品だけ持っているとなかなか理解できない。今説明があったので、どことどこということがあったので、何となく分かってきたようなつもりなのです。まだつもりなの。分かっていない。そういった意味で、要望としてリクエストしておきたいと思えます。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御要望についてでございますが、予算書については財務会計から出力して作成しているものでございますので、なかなかこの余白、活用してやるというのが難しい面がございますが、基金残高調書のほうは毎議会、補正のたびにこちらのほうを整備しておりますので、そういった資料等で御説明させていただきたいと考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 こういうただし書というのは追加は簡単にできないの。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 システム上、どうしても簡単に入れることができないものですから。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。知名康司委員。

○知名康司 委員 今に関連して、23ページ、前年度繰越金10億8,000万円から、先ほどの繰入金に1億円、それ以外にも21ページを見たら、それ以外でも財政調整基金に1億2,800万円、また20のふるさと応援基金にも121万円、普天間未来基金繰入金にも200万円、この残りはどこに入りますか。今ここにありますが、4件の財調から始まって、普天間未来基金。この金額を合計した分の引いた分が多分あると思うのですけれども、前年度繰越金から。これはどこで減額。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 もう一度、繰越金の件についてからまず御説明を差し上げます。歳入の23ページの繰越金でご

ございますが、先ほど御説明したとおり、前年度決算確定に伴う繰越金でございます。

この繰越金が生じた2分の1以上は、地方財政法の規定で積み立てなければならないとなっておりますので、こちらは歳出の28ページをお願いいたします。歳出の28ページの2款1項3目財政管理費、説明欄02、財政調整基金積立事業がございます。こちらのほうに2分の1以上となる5億5,000万円を積み立てさせていただいております。残りが約5億3,000万円程度になるのですが、その5億3,000万円の財源をまず活用しまして、各種歳出事業の一般財源、今回いろんな補助事業ございますが、100%補助事業ではないものもございまして、そういった各種歳出事業の一般財源に充ててまいります。ただ、それでも残った譲与分につきましては、ページ21、19款1項基金繰入金になります。1目の財政調整基金繰入金及び15目の市債管理基金繰入金に繰り戻すという措置を行ってまいります。また、同じ19款1項に20目と22目のふるさと応援基金と普天間未来基金の繰入金がございまして、こちらは歳出事業の減に伴う基金の繰り戻しでございますので、繰越金の活用した繰り戻しにはなってございません。以上が、この繰越金の今回の補正の措置の内容となっております。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** 基金の残高調書がありますね。それから見たら、9月の補正、第6号の補正で積立額と取崩し額、その中に数字が出てはいるのです。それから説明しようとしたらどういう見方。今の説明の見方でいいのですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 今知名委員がおっしゃるとおり、基金残高調書のほうにおいてまとめて繰り戻しと積立てのほうを整理してございますので、こちらのほうで見ていただければ、全体の基金の概要がお分かりになるかと考えております。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** 一方は繰り入れして、一方は取崩して、こういう形でもオーケーなの。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 先ほど御説明したとおり、本来であれば全額繰り戻しをしてもいいかなと思うところなのですが、地方財政法第7条の規定に剰余金を生じた場合は2分の1を下らない額を積み立てなければならない。もしくは、地方債の繰上償還に充てなければならないという規定がございますので、こちらのほうの規定を読むと、やはり積立てを行わなければならないということで、歳出のほうでの積立てを行いつつ、また残った財源については歳入のほうで繰り戻しという形で財源調整を行っております。

○**桃原朗 委員長** ほかに。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 続きまして、歳入項目について審査を行います。

款項目をまとめて質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。ないですか。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 何もないですか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第50号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時05分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年9月10日（木） 2日目

午前10時02分 開議

午後 3時46分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○説明員（13名）

総務部次長	多和田 眞満
契約係長	比嘉 祐一
給与厚生係長	藤原 佑樹
市民防災係長	宮城 周作
税制係長	伊禮 理子
施設担当技査	宮城 おりえ
警防課長	島袋 保

契約検査課長	高江洲 強
人事課長	知花 博史
市民防災室長	宮城 竜次
税務課長	津波 古良幸
建設部参事	嶺井 辰也
消防次長	又吉 清

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- 議案第58号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得について
- 議案第63号 観光客対応防災備蓄災害トイレ購入に係る物品の取得について
- 議案第64号 防災行政無線デジタル化整備第2期工事請負契約について

第430回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年9月10日（木）第2日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時02分）

【議題】

議案第50号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

○**桃原朗 委員長** まず、昨日審査いたしました議案第50号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）について、答弁保留となっていた件につき健康推進部健康増進課により答弁をいたさせます。では、当局の御答弁をよろしくお願ひします。健康増進課長。

○**健康増進課長** おはようございます。昨日午前中の審査で、平良眞一委員より質疑のあった件で答弁保留となっていた件がございますので、この場でまた改めて答弁いたしたいと思ひます。補正予算書48ページ、一般会計補正予算の48ページ、4款1項2目、説明欄は03番、新型コロナウイルス感染症に係るインフルエンザ予防接種事業に係る御質疑でございました。その中で、今現在実施している65歳以上の高齢者インフルエンザの事業でございますが、そちらの対象となる医療機関について御質疑がございました。それについてお答えいたします。

今年度は、また10月以降の事業開始となりますので、昨年度の契約した医療機関数についてお答えします。契約医療機関については、中部地区医師会で契約をしております、中部地区医師会で契約した医療機関が136か所ございましたので、こちらのほうで予防接種が可能となっております。市町村につきましては、宜野湾市、沖縄市、うるま市、西原町、中城村、北中城村、北谷町、嘉手納町、読谷村の中部地区医師会の加入の市町村となっております。そちらにつきましては、また10月以降、契約が出てまいりますので、また同様に契約した医療機関で受けられるようになるということで予定しております。

もう一つの質疑ですが、予防接種の予約についてですが、予約が必要なのか、予約制となっているのか、予約なしでも実施できるかという御質疑でございますが、予防接種については基本的に予約制となっております。対象者に予防接種の案内を通知する際に、この通知する医療機関も添付しておりますが、そちらに予約制となっておりますという記載をして、案内をしているところでございますので、そういったことで御答弁としたいと思ひます。以上でございます。

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 病院は、これはどの市町村でも受けられるということですか、136か所は。宜野湾市民であっても、さっき言った病院のほうでやるということですか。後で、今分かっていたらいいですけども、その一覧の資料をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 健康増進課長。

○健康増進課長 資料のほうを提出いたします。

○桃原朗 委員長 よろしいですね。

【議題】

議案第58号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 では、続きまして議案第58号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第58号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第58に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いをいたします。

(「補足はありませんので」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。読めば理解できる条例なのですが、今回9月議会にこの条例が提案されたという、3月議会には間に合わなかったにしても、6月議会等ではこの提案はできなかったのか。忙殺されて、今回の提案になってしまったのか、お答えできますか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 おはようございます。桃原委員のただいまの御質疑にお答えいたします。今回9月議会に上程という形、議案の上程という形にさせていただいていますが、県の通知のほうは4月の30日に私どものほうに届いておりまして、その段階ですと条例の審査会、幹事会等々の日程等々を考慮しますと、6月には申し訳ないのですが、間に合わないということで、県内各市町村に対して県から通知をいただいたということでありまして、ほとんどの市町村におきまして9月の上程となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。条例をちょっと読んでみると、13番と14番、13行の下段のほうで5行目、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは防疫作業手当を支給する。この防疫作業手当という作業内容なのですが、実際に現場配置でも、例えば普天間第二小学校であれば教職員とか感染ということで情報がありますけれども、小学校にも市の職員もいますけれども、どの程度の防疫作業の実行をやったらというような規定があるのでしょうか。ただ、従事した、そこに直面して、それに対応したということで理解していいのでしょうか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 お答えいたします。こちらのほうにございます、今附則に13項を追加すると、13項、14項を補足するという形として条例を提案させていただいております。桃原委員から今御質疑があったように、新型

コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業というものについて規則で定めるということになっています。規則につきましても今回準備していただいております、この規則は基本的には県のほうが7月末に規則を提案してございますので、そちらに準じた形の内容で私どもも準備させていただいております。施設等については病院や宿泊施設、例えば児童相談所とかというような宿泊型の公共施設です。もしくは、少年更生施設とかというような若夏学院のようなといったような部分、もしくは女性相談所、女性保護施設のような類いのものがこういったものになります。また、病院施設。あと、私どもの施設で言えば、基本的には入寮施設、私どもは公共施設を保持しておりませんので、あとは車両もしくは船、例えばダイヤモンドプリンセス号での除染作業等々に対応した場合、もしくは車での除染作業。車というのが何かとなりますと、私どもでいうと救急車等々、例えばコロナ感染疑いの方々を搬送しなければいけないというような場合についてが該当するというふうに認識してございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今救急車という説明を受けましたので、浦添市で事故がありました。要は、119番を受けて、消防隊が対応を聞くと、新型コロナウイルスに感染しているかもしれないという勝手な判断をして、救急の出動が遅くなってしまって、結局この方は亡くなってしまったという事故が浦添市であったのですけれども、こういった事例でなくてもいいのですけれども、その新型コロナウイルスに罹患して、あるいは感染の疑いがあるようなものは全て、全てというか、救急隊が出動すると思うのですけれども、しないかもしれない。したときにはこれが適用になるということ。実際に陽性者だったと後で分かったら、やっぱり救急隊の方々も、消防の方々も、この条例に適用するということなのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** お答えします。資料を議案説明会等で配付させていただきました。資料1、資料2ということで、資料1として特殊勤務手当の特例に関する人事規則の一部改正ということで配付させていただいております。その中で中段の四角囲みの中で、支給対象業務といたしましてウイルス感染流行地を発航した航空機、例えば武漢から帰省というか、帰国させる際にチャーターした飛行機で対応した場合等々の職員、本土の職員です。主に政府だと思っておりますけれども、あとはポツの2つ目に、船舶のうち人事院で定めるダイヤモンドプリンセス号とか、あとはこれに準ずる区域として人事院が定めるものということになっております。

そして、この中で人事院が定めるものの中に、作業としてはそのような形になっておりまして、資料の2、感染疑いがあるもの、手当のほうに行ってくださいけれども、手当額です。1日作業としては3,000円で、以下の作業に従事した場合1日当たり4,000円ということで、患者、罹患者または疑いがある者の身体に直接接触する作業で、ポツ2つ目で患者または疑いがある者に長時間にわたり接して行う作業などに該当する場合となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 例えばこの資料の支給対象業務の黒丸の3つ目、これに準ずる区域として人事院が定めるもので、宿泊する施設内等とあるのでございますけれども、例えば北谷町のホテルが米軍が陽性と疑われる方々の宿泊施設として指定している。宜野湾市ではなくて北谷町ですけれども。そうなってくると、北谷町役場の方々もこの手当が、もし向こうで何らかの作業をするということになったら該当するということになりますか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** お答えします。規則の中で定められているということが前提にはなりますけれども、例えば北谷町の保健師の方が、軽症患者の受入先としてホテルに常駐しないといけない。県の保健師の方が対応できなくて、北谷町の保健師の方が対応しなければいけない。長時間対応しなければいけないというような場合につきましては、1日当たり4,000円の支給の対象になろうかと思えます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この費用というのは、市の単費ではない。それとも、コロナウイルス感染に関する国の補助が出るのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 私どもの現時点の考え方としては、臨時交付金のほうの活用を検討していきたいと。12月の補正には、また新たな精算をさせていただけないかと考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** 今桃原委員から質疑をして、いろいろ説明があったのですが、想定としてこの特殊勤務手当になりますか、その携わる指示というのは、職員に対してどこからそういう業務の命令というのですか、指示というのですか、それが出てくるわけですか。携わるときのいろいろ。例えば県からあってとか、国からあってとかというものでも対応するというふうなことになるの。この辺の想定というのですか。今さっき消防の話もしていたけれども、それはもう日常茶飯事のことになってくる。前に豚熱のときにも皆さん、あれも手当を改正したと思うのですが、今回もこれまで想定していなかった部分、それからまたコロナについてはいわゆるそれに特化した例ということで、条例が強化しないといけないというふうなことでやっていると思うのですが、いわゆるどのようなときという想定が皆さんの条例のこういうときにはこういうふうな形で対応しなければいけないと、そういう想定があつてのゆえかと思うのですが。こっちにも書いてはあるのですが、それ以外にもあるのですかというような内容です。例えば災害があつたときにどうなのとかというのはこっちにはないのですが。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 岸本委員の御質疑にお答えいたします。今現段階で想定される、こちらが今のところ想定しているところに関しましては、基本的には県から国から保健師や看護師の派遣要請があつた場合に該当するのかなと。先ほどちょっと説明させていただいた県の指定する施設の中に例えば相談所施設、児童相談所とかの宿泊型の施設、あちらの方、例えば子供、お子さんが母子家庭ですとか父子家庭とかで、そのお父さん、お母さんが感染した場合、子供を放置するわけにはいかないので、そういったケースで子供を面倒見る方が協力者がいないというようなケースが発生した場合については、その市町村、居住している市町村の方については児童相談所の職員だけでは対応できないというところもございまして、万が一そういった事例が発生した場合には同意をお願いしたいというような今通知はいただいております。そういった場合も、万が一当市において発生すれば、可能性としてはあるのかな。あと、虐待の担当、今児童家庭課の児童家庭係のほうで虐待の担当の係がございまして。あちらのほうで万が一そういった事例が発生した場合は対応する予定となっております。あとは、先ほど申し上げましたけれども、患者疑いの検査を対象となるような方を搬送された消防の現場の皆さんにつきましては、救急隊もそうですし、平服で入る警防の係の方も場合によっては対象となるかとは考えております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 条例を設置する意味もそこにあると思いますので、改正をする意味もそこにあると思いますので、やっぱりどういことが起ころうと対応できることを想定して、そこを想定して準備をすとかというふうなことも必要なので、そこは。

もう一つ、作業1日当たり3,000円、それから以下の作業というのは、これ濃厚接触をしないと作業ができないような人たちには4,000円、ここは公務員のつらいところだろうなというふうに思うのですが、特に消防とかというのはいついかなるときにそういうふうな患者さんというか、感染をしている方を搬送することも十分考えられるわけですから、1人、独身者であれば、おうちに誰もいないのであれば、うつることはまれなのですが、家族がいる、職員も皆家族を持っているわけですから、そういう意味では例えば携わった後に必ずPCR検査とか抗原検査とか抗体検査とかというようなものを、従事した人は必ず受けていただくとか、これは条例にはこんなのないです。むしろ3,000円、4,000円もらえるよりは、こういったもののほうがありがたいのではないかなと私は思うのですが、どうですか。検査をする。作業が終わった後検査をして、自分は罹患していないのか、感染していないのかということのほうがあれではないの。作業に当たる人たちもそこが一番大事。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 岸本委員の御質疑というか、提案についてですが、条例上はそういった手当もやはり現場で対応した方々について気にしないといけないということもございますので、それはこの条例としては必要だと考えております。

今提案のいただいた検査の体制の確保とかという部分につきましては、また今後市としての政策的な考え方を、業務を進める上でどのような対応をするかというのは消防もしかりですし、市全体として、当局が全体として考え方を整理した上で、こういった検査、方針を持つべきか否かも含めて検討した上で決定するものなのかなと、今の段階では考えております。御提案は、確かに趣旨は十分理解できるところでございますが、内部的な調整も必要な部分と考えております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今明確な答えが返ってこなかったのだけれども、こっちのほうが私は大事ではないかなと。条例にのせるよりも、むしろこっちのほうが職員を守る、それからまた市民を守るということから、こっちのほうが大事ではないかと。

あと、消防次長、皆さんは日常茶飯事でこういう仕事をされているわけですから、例えば搬送して帰ってきてという、従来の今までの消毒の仕方というか、それからまた防護服みたいな、消火作業でも放射能とかなんとかというときには、そういうものちゃんと装備があるではないですか。こういうものというのはちゃんとできているのですか。救急救命士でも消防の職員でも、この職員を急に代用リリース、補欠を投入するということはできないわけですから、皆さんのところの体制は。ただ、かからないという、感染はさせないということのほうが一番大事なことです。これは当たり前のことだと思うのですが、そういう面ではさっき言った検査のことも含めて、何か消防のほうから不満はないのですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 新型コロナウイルス感染者の搬送については、もともとは県の事業だということですが、

このような形で急速に蔓延している状況なので、沖縄県のほうから協力依頼が来ている段階で消防が今対応しているところとなっているところですが、今宜野湾市消防の体制といたしましては、もちろん新型コロナウイルス感染症に罹患している患者さん、もしくは疑いのある患者さんでの119番通報も多数入っております。その中で、そのような我々はキーワード方式と呼んでいるのですが、例えば通報の段階で発熱症状であるとか、あるいは倦怠感があるとか呼吸症状があると、そういった場合にはもう新型コロナウイルス感染者を想定して出動します。その際には、感染症対策防護服を、つなぎの感染防護衣、それからN95、これN95マスクなので、その上にフェイスシールドをつけます。そして、ゴム手袋、あるいはゴーグル、さらには患者さんを収容するストレッチャーの上に上半身を覆うシールドをつけます。傷病者にも当然咳エチケットとしてマスクを着用します。それから、車内の窓は全開と、こういったマニュアルを策定しておりまして、以前から、沖縄県に感染が広がる以前からそのような訓練も県と行っておりますので、そのような感染リスクについては我々も非常に重要視しているというところで、あと消毒体制なので、当然感染者、もしくは疑いのある患者さんを運んだときには転戦はできません。いわゆるほかの救急要請があった場合にそこには行けませんので、帰ってきて、まずはアルコールで資機材等を清拭します。その後、オゾンで薫蒸いたします。1時間かけて薫蒸します。その後、隊員も当然洗濯、シャワー、そういったものの身体の除染も行いますので、おおむね1件につき出動から次の救急に配備完了までおおむね2時間かかるというような現状があるということでもあります。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 全くこういう話を聞いたことありませんので、恐らく日常的にはそういうことをやらないと、自分で職員、隊員の安全を守れないのだろうなと思っていましたけれども、職員はこっちの事務職員が消防の役割を担当することはできる話ではないので、そこはふだんの体制、安全の確認みたいなことを、そういう面では、職員が指示によってこういうことをやらないといけないというときは、やっぱりちゃんと専門家からマニュアルをつくるなり、それからまた想定するときにこうだというのは、携わっている消防のほうからそういう情報をもって、職員が何かやらないといけないということになれば、それはしっかり安全対策はしていただきたいなということをお願いしたいと思います。以上です。終わります。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 今岸本委員の質疑の中で消防のほうに聞きたいのですが、新型コロナウイルスに感染しているかもしれないというのが分からない状態の救急搬送があるということですが、消防のほうもこの条例の対象になっていると思うのですが、分からない状態で病院に運びます。多分その病院で新型コロナウイルスに感染しているかどうかというのを調べると思うのですが、この調べた後の情報というのは、これはしっかりと宜野湾市のほうにも、輸送した方が要するに新型コロナウイルスに感染したかどうかという情報というのは、しっかりと提供されていると理解してよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 消防次長。

○**消防次長** そのとおりでございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。この新型コロナウイルスに感染していたというのが分かった、情報が来ます。これは、消防のほうは、もう特別な防護をしているということでありましたので、戻った後消防の方

の感染した人を運んだときは、濃厚接触者とはならないのでしょうか、この救急車に乗っていた中の方々は、

○**桃原朗 委員長** 消防次長。

○**消防次長** 感染症の対策防護を徹底いたしますので、濃厚接触者の定義には当てはまらないということになります。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 完全に防護すれば濃厚接触者には当たらないということなのですが、この特別手当には該当するのですか。要するに濃厚接触者には当たらなくても、消防が救急輸送した場合には特別手当に該当すると理解してよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** ただいまの御質疑になりますが、救急搬送された場合、救急隊の方が対応された場合につきまして、基本的には該当いたします。検査をされた場合、もしくは実際陽性反応が出た場合等では、消防次長のほうからも御説明ございましたが、医療機関と協議されているということになっていきますので、そういった情報を共有する中で対応、基本的には対象者のこの手当の対象となると理解していただいて構いません。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。ただ、防護服と消毒等をして、これは100%罹患しないということはないと思うのですが、私の知り合いで軍のほうの消防に勤めているのがいるのですが、身内のほうに感染者が出て濃厚接触になって、自費でPCR検査を受けて陰性だったのですが、2週間の隔離措置として仕事を休まされているということがありますが、宜野湾市の消防の場合、やはり不安もあると思うのですが、PCR検査等をやる場合は、これはやっぱり実費の可能性というか、実費になるのでしょうか。かかっていないとしても、隔離措置というのは取られるという対応を取っているのかどうか、ちょっと聞かせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 消防次長。

○**消防次長** 先ほども若干御説明いたしましたけれども、新型コロナウイルス感染症に対して、また疑いがあるという患者さんを対応する場合は、防護対策を徹底して活動しますので、その後職場に帰署したといたしましても濃厚接触者の定義には当てはまらないということで、引き続き業務を遂行する形を取っているものです。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。私の知人の話をしましたけれども、PCR検査が実費だったということで。これは、職員に対する計画なのなのですが、特に患者等を運んでいる可能性のある消防等は、先ほどありましたけれども、少し少ないのではないかなというふうな思いはありますが、例えばPCR検査の話も出ましたけれども、そういったくらいの手当をつけるべきではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 先ほど岸本委員からもありましたように、作業に従事した場合におけるPCR抗原抗体検査が必要ではないかということなのですが、この件につきましては正式に協議をしたことがまだないので、今委員から御提言、御提案があったことについては精査しながら、内部でしっかり検証、検討していきたいと思っております。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 今回の条例改正を行う新型コロナウイルス感染症に特化した条例の改正だということで理解していいのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 平良委員の御質疑にお答えいたします。今回条例として提案させていただいている部分のメインなところとしては、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員につきまして感染者もしくは感染疑いの方の対応をした場合についての手当を今回整理させていただいているもので、若干軽微な字句の修正等がございますが、こちらは感染症予防法の名称の変更が伴うものですので、内容としては何も影響はございません。以上でございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 分かりました。ありがとうございます。それと、この資料1の手当額というのがあり、下のほうに。作業1日当たり3,000円に該当する職員の仕事という、その職員というのはどういった職員が該当するのか。そして、下の以下の作業に従事した場合には4,000円、患者等々に直接接する作業と書いてありますけれども、これに該当する職員はどの職員がいるのか、御説明をお願いできますか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 今回提案させていただいた、1日当たり3,000円もしくは4,000円ということで提案させていただいてございますが、こちらは国の人事院規則に準じた金額となっておりますので、県も基本的には同様の単価で、全国一律の手当額となっております。4,000円というのは、資料の1のほうで触れさせていただいておりますが、下段の手当額の欄に患者またはその疑いのある者の身体に直接接触する、もしくはその疑いのある患者もしくは疑いのある者に長時間にわたり接触するものでございます。それが基本なところでございまして、3,000円というのは長時間、県の患者への質問作業とか、検体の採取等々、若干の長時間には至らない、時間的な部分はまだ明確になってはいるのですが、県では長時間は4時間というところを見てございますので……

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 単純に宜野湾市の職員として、どの課の職員がそれに対応しているのかというのを確認したいのです。その課の人でもいろんな人、どの人がそれに携わっているの。

○**桃原朗 委員長** 給与厚生係長。

○**給与厚生係長** 今現時点で、この消防の搬送以外の作業で該当している職員はいません。今後、県のほうから動員依頼等があり、作業場所に該当するような病院であったり、診療所、宿泊施設の患者さんを宿泊するような場所で作業をするとなったときに、保健師であったり、看護師などの職員が増員といったときに該当する可能性があるというところです。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** この3,000円は該当するというのは、今職員のほうではないということですね。県からの要請があつて、それを受けて派遣すると。それで、1日当たりの3,000円に該当する職員が出てくるということで。下の部分をもう一度、では御答弁いただけますか。4,000円に該当する職員。

○**桃原朗 委員長** 給与厚生係長。

○**給与厚生係長** こちらについては、先ほどの増員依頼があつて、直接患者さんの身体に接して触れたりして作業を行った場合に4,000円の支給になる可能性がある。もちろん消防の方は搬送の際は触れると思いますので、そういった場合も対象になると。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 今の質疑は、どの職員が該当するというのは、消防の話をどんどんやっているのだけれども、消防職員はそれに該当するというので理解していいわけですね。消防職以外にもいますか、該当するの。

○**桃原朗 委員長** 給与厚生係長。

○**給与厚生係長** 基本的には消防職員で、今現時点で消防職員以外でこのコロナ関係の増員とか依頼は現時点で来ていませんので、該当者は今のところはいません。ただ、今後感染が増えてきて、県のほうでも手が回らないような状況が出てくると増員依頼があつて、そういうところに市の職員が派遣された場合は該当するかと思われますので、県と同様の規則、条例等の整備をさせていただきたいというところです。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** これ両方とも県からの要請がなければ適用しないということなのですか。消防は、この場でやっているわけでしょう。これは県からではなくて、市の市民から消防、救急車、要請を受けて行っているわけです。また、消防はコロナに感染した人を搬送したことはないということが出てきているのですか。

○**桃原朗 委員長** 消防次長。

○**消防次長** 御質疑にお答えいたします。今消防の体制といたしましては、先ほども若干触れましたけれども、コロナ感染者の陽性あるいは疑いのある方からの通報については全て出動しております。その中で8月末現在、陽性者あるいは疑いのある方を含めて42人搬送しております。以上でございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** これも県からの要請ではないわけです。市民からまず電話、救急車の電話を受けて対応しているわけですから、県からの要請がなければ、この条例に、3,000円、4,000円のこれに適用しないということなのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 平良委員の今の御質疑にお答えいたします。県や国からの要請、動員の依頼がなければやらないのかということではございません。例えば仮にうちの保健師が直接患者に対応するような事例が発生すれば、当然特殊勤務手当の対象とはなります。ただ、今現在それが事例として今現在は想定されないものだから、そのような説明をさせていただいているだけで、直接対応するような、例えば仮に来庁の方が感染者の方で、あと場所とか、そういった部分も含めてになるのですが、今の現段階ではそのような事例は想定されないのかなというふうに認識しております。ただ、先ほど言ったように、動員依頼があつた場合とか、そういった場合は、あとは保健師だけではないです。先ほども説明しましたが、母子家庭、父子家庭の方で親が感染した場合で子供を見る方がいない場合とかについては、児童相談所が預かる想定をさせていただきます。県だけでは対応できない場合については、例えば宜野湾市の方がそういった事例が発生した場合については、宜野湾市の対応する、宜野湾市のほうからも協力をお願いしたいという依頼が来る可能性がございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これは分かるのだけれども、これまで消防はコロナに感染した方、患者というのかなを搬送した例は一切ないのですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 8月末現在までにコロナ感染者の陽性者につきましては2件の搬送がございます。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これ2件搬送したということは、この以下の作業に従事した場合のものに該当するわけですね。これで手続を取って、4,000円のそれに該当しているわけでしょう。県からの別に依頼はなくても。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 救急の搬送の件数については、基本的には直接触れないと搬送できないと思いますので、そういった部分を含めて該当はいたします。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 遡って3月1日からですけども、3月1日からこれまで2件のコロナ感染者を搬送したということで理解していいですか。3月1日から適用するということになっていますので。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 お答えいたします。コロナウイルス感染者2名を搬送しております。疑いにつきましては……すみません。ちょっと説明が。コロナ感染患者及び疑いのある患者さん全体で42名、そのうち患者が2名含まれているということでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 感染疑いのある者、そして感染者を含め42名搬送しているということです。そういう方々は、全員に手当が該当するという理解でいいわけですね。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 基本的には利用対象となります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 基本的にはなるということは、なるわけではない。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 ただ、検査をしない場合とか、検査をして陰性だった場合とかは対象となるのですけれども、検査をしない場合があるのです。そういった場合はもしかしたら除かれるかもしれない。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 そうだと思います。その搬送の場合、救急車の中に何名か乗っていると思うのですけれども、この乗っている方全員が対象なのですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 お答えいたします。救急隊は通常3名1組で出動いたします。その中でコロナ感染者の疑いという指令が入った場合には、機関員を除く2名、いわゆる救急隊長と救急員、この2人が患者さんに直接接触し、問診などの処置を行います。この規定からいたしますと、2人につきましては直接接触した規定に該当しますので、4,000円。機関員につきましては3,000円というふうな形で、今のところ消防では考えており

ます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 先ほど平安座委員からあったのだけれども、搬送して病院でコロナの陽性になったという判断がされた場合に消防のほうに連絡が来ると。

○**桃原朗 委員長** 警防課長。

○**警防課長** 今の平良眞一委員の質疑にお答えします。コロナ疑いを搬送した場合には、消防から病院に問合せして、漏れがないように病院からも連絡が来るような2段構えの体制で、陽性、陰性のやり取りはするような体制になっております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 消防と病院とのやり取りをして、陽性だったということが連絡来た場合に、それをまた人事課のほうに連絡して、その手当をつけるということなのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 手当は月ぎめで整理しますので、給与の支払いのタイミングで事務的な処理は、今回議決をいただきましたら遡って対応させていただきたいと考えてございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 分かりました。宜野湾市には看護師もいると思うのですけれども、看護師はまたそういったコロナに対応したことはまだないということで理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 今現段階は対応事例はございません。

○**桃原朗 委員長** 消防次長。

○**消防次長** 補足説明させていただきます。現在消防のほうで支給対象として整理しているものについては、患者もしくはその疑いのある者を救急搬送した場合を想定しておりまして、患者につきましては当然陽性者という認識でございます。そして、疑いのある者の定義につきましては、発熱や呼吸症状などの症状を医師が総合的に判断し、新型コロナウイルス感染症を疑い、PCR検査等を受けた者に限るというふうに定義をしております。その後陰性であったとしてもその対象者になり得るというふうに認識をしております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** この条例の中の新旧対照表、この中の2ページになります。2種類の号の追加、それと2ページには字句の改めてなっていますけれども、この字句の改めの中で現行左側の「従事したとき」が「従事した職員」ということになっていますけれども、この「従事したとき」から「従事した職員」に変わったというのは、何か意味があるのですか。

○**桃原朗 委員長** 給与厚生係長。

○**給与厚生係長** 字句を改めた理由についてお答えいたします。ほかの特殊勤務手当の表現が、ほかのところ全て従事した職員となっているのですけれども、ここの今回改正させていただいた条文だけ従事したときという表現になっていたもので、今回併せて表現を統一させていただきたいということでございます。特に作業内容が変わるとか、金額が変わるとか、そういった変更はございません。以上です。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 例えば従事したときで書いてあるのですが、職員に限定したのが、何らかの限られた職員なのかどうか。何かちょっとわざわざ変える必要があるのかなと思ったところなのです。

○桃原朗 委員長 給与厚生係長。

○給与厚生係長 変える必要といたしましては、字句の統一ということです。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 今係長のほうから説明させていただきましたが、支給対象者がこれで変わるとか、機会がなくなるとかということではございませんで、他の防疫手当の支給の表現の際に「従事した職員」というふうに全部統一されているものですから、今回こちらだけ「とき」というような、こちらの部分だけ「とき」というような表現になっているものですから、統一感を持たせたいというところで今回改めさせていただきたいということでございます。他意はございません。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 それと、もう一つのこの下の「ブルセラ病」から「ブルセラ症」に変わった、この字句の改めも、これの説明は。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 こちらにつきましては、令和2年4月3日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律というのが、全国の法律が改正されて、その中で伝染病名の名称の変更がされましたので、それに伴って整理するものでございます。これまではブルセラ病というような表現で感染予防法のほうも整理されていたのですが、ブルセラ症と法のほうも変更されたので、それに伴って変更するものでございます。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 ごめんなさい。それは病から症に変わるのはいいのですけれども、このブルセラ自体が初めて聞くものですから、どんな症状なのか、もし分かれば。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 ブルセラ症というのは、国立感染症研究所のホームページからの抜粋になりますが、マルタ熱というものを原因とした、ちょっと難しいものでございますけれども、家畜、基本的にはヤギの家畜とか、昔は伝染されていたものということで、ちょっとあまり基本的には症例はないかとは思いますが、マルタ熱というものの類らしいです。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 了解です。では、先ほどの聞いていた内容では、コロナ対象がほとんどということで、その中に聞いていたのだけれども、これは今言ったような内容も当然入っているということですか。コロナだけではなくて、こういったのにも関わったら手当の対象になりますよと。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 知名委員が今確認されていらっしゃるの、防疫作業手当でも、例えば豚熱とかいったものも対象になるかということによろしいでしょうか。そういった部分に関しましては、3月議会でも整理させていただいておりますが、各種作業内容に応じた金額を防疫作業手当の中で整理をさせていただいているところでございます。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第58号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時05分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時15分)

【議題】

議案第59号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 議案第59号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第59号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第59号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いをいたします。総務部次長。

○総務部次長 補足はありません。審査よろしくお願ひいたします。

○桃原朗 委員長 では、質疑がありましたら挙手をお願いしたいと思います。桃原功委員。

○桃原功 委員 資料をいただきましたので、59号の。5月臨時会で市税条例の改正がありまして、もう記憶がすっ飛んでしまったのですけれども、あのときの改定と今回の改定の違いをまず説明してください。種類が違うのか。分けてやる必要性は何か。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 まず、令和2年度地方税法改正に伴う市税条例改正が全体で45件の条項が対象となっております。令和2年4月1日時点に関する28件の条項については令和2年3月31日付で専決処分を行い、4月の臨時会にて承認を得ております。今回は、残りの17件の該当について条例の改定を提案するものとなっております。

今委員からありました5月の臨時会にもございましたが、それはこの条例とは別個に、コロナ関係に関する分がありまして、それは5月にコロナ関係についてはまとめて専決処分を行って、報告して承認をいただいております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、5月の臨時会の分は急ぎだったので、コロナ関係と、今回はコロナ関係以外のものを区別して今議会での提案ということで。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、この資料1でいう個人市民税の改正、ひとり親等の寡婦控除の見直しとか還付加算金は、ひとり親の控除の見直しというのはコロナに関係するのかなと思うのですけれども、皆さんは特にそうではなくて、今回の提案で。要は聞きたいのは、コロナに関連するような条例ではないと、今議会のは。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 令和2年度税制改正については、コロナの発生前に議論がされて今回のほうで承認を出されて、それについて地方税改正を受けて、市税条例も改正しています。その後、コロナの蔓延がありましたので、それに伴う改正があり、それについては条例改正は5月に承認いただいております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 資料1では、大きい1番、個人市民税、2番がたばこ税、3番、還付加算金等の割合の引き下げとあるのですけれども、この3件だけということですか、今回は。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 主な数については、3点を挙げさせていただきました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 3件で、市税に与える影響額という試算は出ていますか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 まとめての試算というのは……

(「それぞれでもいいんですけど」という者あり)

○税務課長 まず、個人市民税に関する主な改正で、未婚のひとり親に対する改正がございましたが、これの試算については従来の寡婦控除がひとり親に置き換わる部分と、これまで未婚だったために寡婦に該当しなかったひとり親が新たに追加で寡婦になりました。従来の寡婦の控除分については、数字を持っているので試算はできたのですけれども、新たにひとり親として追加された方の数字については把握しておりませんので、その部分についての試算は困難です。

一方、今回の条例改正で所得が500万円を超える方々、下のほうの表になりますけれども、例えば破線の部分がひとり親控除というものです。そこで上の表の本人が女性の場合で、死別で500万円を超える方々、この方々は寡婦控除として控除が受けられていたのですが、今回は所得制限が設けられましたので、500万円以上の方々については控除は受けられない。そういった方々についても、死別で500万円以上であった方と、離婚して500万円と、従来寡婦控除をもらっていた方については課税状況を調べて13名おりました、その13名の方々は所得制限がかかって、従来は受けられていたのですけれども、今回の改正で適用が外れる方がいます。それは13人でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 市税の影響はどのようなのですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 全体的には、これまで寡婦控除を受けられなかった方々が、新たに寡婦控除に入ってきたひと

り親控除を受ける方々がいらっしゃるので、数字はつかめておりませんが、そういった方々を救おうというのが今回の改正の趣旨ですので、すると控除額が増えましたので、その税収的には減となっています。納税者有利の形の改善になっています。

また一方、たばこ税については、これまで葉巻たばこについては1グラム当たりの本数で計算していたものですから、最近軽量の葉巻たばこというものが流通しまして、するとちょっと不公平があるということで、その部分の是正の改正を、葉巻たばこの部分については税負担が増えるような形の改正です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 2番の低未利用地の500万円以上の部分の税制の影響はあるのですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 低未利用地の今回改正された理由なのですけれども、人口減少が進展して、利用ニーズが増加する中で、新たな利用意向を示すものへの土地の譲渡を促進し、適切な利用管理を確保し、さらなる所有者不明地の発生を予防するため、個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例を手当することとして、その辺の流通を促進する狙いがありまして、そういったものに対応すれば税額が特別控除として100万円、特別控除しますということです。これについても納税者有利になっています。税額を落とすような改正となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、2番の低未利用地は、俗に言う宅地、あるいは畑とか、そういった分類ではなくて、どこであろうが低未利用地に該当する、適用するような場所は種別に関係なく、そういうふうな低未利用地という定義になるのですか、これは。現実的に例えば宜野湾市は空き家が多いではないですか。宜野湾市だけの問題ではないけれども。空き地は該当するけれども、空き家は該当しないわけでしょう、家屋が建っているから。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 低未利用に該当する主な要件でございますけれども、譲渡価格がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡となります。

(「建物も含められる」という者あり)

○税務課長 はい。所有期間が5年を超えている場合、その低未利用地が都市計画区域内に所在すること。低未利用地であったこと及び譲渡後の土地の利用について、市町村が確認した書類が添付されていることとなっています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、宜野湾市の空き家が1、2、3、4、大体これ適用、該当するという理解でよろしいのですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 宜野湾市はそういった市街化区域に指定されていますので、この要件に該当します。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 1番の譲渡価格が、その上にある建物を含めて500万円以下の譲渡とあって、これ土地代も含めると500万円以下の規模の物件というのはなかなか少ないのかなと思ったりもするのですけれども、どの

くらいの、要は土地代も含めると500万円というのはなかなか少ないような感想なのですけれども。その辺の調査というのは皆さんもされているのですか。流通側のバックアップをやってほしいというような法改正ではあるけれども、現実問題として土地もやっぱり30万円から坪50万円するわけです。そうすると、10坪で500万円になってしまうということを考えると、やっぱり10坪以上の空き地、あるいは空き家というが多いというような見方もできると思うのです。そうすると、これに該当する土地、低未利用地というのは、そんなのはないのかなと思ったりもするのですけれども、皆さんの調査ができていらっしゃるのか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 今の桃原功委員の御質疑ですけれども、これについては税務課の確認作業ということでもなく、低未利用地の数とか、そういったものではありませんので、この御質疑については答弁が難しい。すみません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、ちょっと整理すると、1番の影響額が13名が対象になるであろうと。控除が入るので、税収的には市のほうとしては若干落ちる。2番は、ちょっと答えづらい。3番は、これいわゆる電子たばこが流通が多くなってきたので、電子たばこもこれ管理されているということなのですか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 電子たばこはまた別となっていてまして、葉巻たばことなります。ちなみに紙巻きたばこも葉巻たばこの違いですけれども、たばこの葉を包んでいる巻紙にたばこの葉を使っているものが葉巻たばことなっております。最近では小さめの葉巻たばこの流通が多くあるということで、税負担上の観点から不公平というところで今回の改正になっています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、お聞きしますけれども、葉巻というものはたばこ税が課税されていなかったの、これまでは。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 葉巻たばこについては、重量ごとに1本の換算で計算されていたのですけれども、1グラムを下回るものについては1本の課税に、この重量に応じて課税をしていたのですけれども、1グラムに満たないたばこ、軽量の葉巻たばこの流通が大きくなっているものですから、具体的に言いますと、葉巻という大きな巻かれたものをイメージされているかと思うのですけれども、今は紙巻きたばこを小さくしたような形状の……

(「細くしたやつ」という者あり)

○**税務課長** はい。そういった葉巻たばこが今流通されておりまして、これの税率が低いものですから、その不公平を是正しようという趣旨です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 電子たばこは、今流通が非常にされている。電子たばこは出た当初からたばこと同じように、紙巻きたばこと同じように課税対象ではあるわけですか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 実は、電子たばこにつきましても、以前税負担の不公平感を指摘されまして、これについては

以前に改正をされておりまして、電子たばこについては加熱式たばこということで、これも議会にかけて改正がされております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それでは、やっている、電子たばこは。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 これまで改正されています。

○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進行でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第59号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時35分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時39分)

【議題】

議案第62号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得について

○桃原朗 委員長 議案第62号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第62号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第62号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いをいたします。総務部次長。

○総務部次長 62号、63号、64号につきましては補足はありませんので、審査のほうよろしく願いいたします。

○桃原朗 委員長 では、質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 本会議で資料要求したら、右上の資料番号3番が出てきた。私が問うたのが、入札業者の市内外の区分が知りたかったので、そうしたら非常にシンプルな資料になってしまって、市内というだけになってしまっているのですけれども、タイトルが観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る、倉庫ではないのですね。倉庫の購入に係る物品、倉庫なのか。何を入札するのかという物を説明してください。倉庫なのか、それとも倉庫の中に入れる消耗品かどうか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** まず、この議案の件名でございますが、防災備蓄倉庫を5基購入するという金額になってございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 多分本会議の総務部長の答弁で、この十何社もあるうちの3社しか応札できていない。7社、8社が辞退されているというのは、私の感覚では違和感があるのです。こんなにコロナで大変な業者が厳しい中で、こんなに辞退するのかなと。私は、歯を食いしばってでもこの倉庫を入札を勝ち取るために頑張るのが今の時世の流れではないのかなと思って、こういう事態に対しておかしくないのと聞いたら、総務部長の答弁は、これは特殊だと。63号のときかな。特殊なので、準備ができなかったというような答弁の記憶を覚えているのですけれども、倉庫であればそんなに特殊なものではないということで認識しますけれども、特殊な倉庫なのですか、これ。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** まず、この防災備蓄倉庫についてでございますが、よくホームセンターに売られておりますイナバのものとか、100人乗っても大丈夫と。そういった簡易的な倉庫ではございません。一般的に流通している倉庫ではなく、災害の対策商品として、例えば非常食、そして飲料水、トイレトーパーや毛布とか、また電化製品、例えば災害用トイレとかなのですけれども、そういった湿気対策、そしてまた湿気対策というのは機密性なのですけれども、そして断熱性、沖縄でございますと車の車内でも日中置いておくと70度になるというような結果も出ていますので、その倉庫の中が高温にならない断熱性、そして倉庫内を常温に保って、いざというときに避難民の命をつなぐための備蓄物資を塩害だったり、夏の高温であったり、シロアリ対策などの沖縄の自然環境から守る性能を持っているというような倉庫を今回発注ということになったものです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この議案第62号の物品の資料と、次の63号の物品の資料は、どなたかの議員が要求して資料を提供されています。もしされていなかったら、改めて明日まで審査なので、この物品が分かる資料の提供をお願いいたします。要は、今仮庁舎、仮プレハブがあるではないですか。あんなふうに湿気を嫌うというのだったら、基礎もちゃんと打って底を上げて、本格的な建物のような、ああいった倉庫ということイメージしていいのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 今桃原委員のおっしゃっているような基礎工事もやって、台風または風速90メートルでも飛ばないようにきちんとした建築基準法にのっとった、アンカーできちんと固定されているというような製品になっております。

もう一個、御質疑のあった、ほかの議員から資料要求があって出ていないですかということだったのですが、結局この災害倉庫等防災倉庫については特に資料の要求は出てございませんので、その中身の分かる資料というのを提供したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうであれば、こういうふうに本当に辞退するという、私もまだ理解できないのですけれど

も。会社名を見るとほとんど建築屋さんなので、容易にプレハブが建築できる業者ではないのかなと私は思うのですが、この7社、8社が辞退した理由というのを皆さんは把握しているのですか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 辞退の理由について、7社が物品の確保が困難で……

(「物品の確保が困難」という者あり)

○**契約検査課長** 実質人工です。人工の確保が困難が7社、会社の都合によるが1社、これは見積りが出せないが1社、以上となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** とりあえず資料の提出をください。これは5か所といいましたか。5基といいましたか。設置場所もある程度決まっているのですか、計画として。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 今年度の設置場所でございますが、普天間中学校、宜野湾中学校、大山小学校、長田小学校、志真志小学校、この5校になっています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** やはり低地ではなくて、高地にということなのですか。大山だけは低地になりますけれども。それとも、市内の5分割したような配置になっています。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 質疑に答えます。まず、この宜野湾市には59の避難所がございますが、その中でも一般的に皆さんが周知、普及しているように、大規模な災害というふうになりますと地域の学校に避難してることがあります。ですから、その地域の学校の中においても、体育館で避難所を運営するとなりますので、その小中学校の体育館の近くにこういった防災備蓄倉庫というのを整備して、災害の拠点ということで市内の13小中学校を災害拠点にするというように考えてございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 予算は、これは補助率はどうなっていましたか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** この令和元年度から令和3年度まで、3年間限定というふうになっております内閣府の沖縄振興予算の一つでございます。沖縄観光防災力強化支援事業ということで、補助率10分の9のこういった高率補助を活用して整備してまいりたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** タイトルが観光客対応とあるけれども、小学校に配置するということはもちろん防災のときには市民も活用できるということですね。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** おっしゃるとおりでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 10万人の人口に対して5か所の配置だけで、もう済みということ。それとも、今後また5か所以外にも増やす予定があるのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** まず、令和元年度は2か所整備しております。嘉数中学校と真志喜中学校には同様の倉庫を整備済みでございます。

(「もう完成している」という者あり)

○**市民防災室長** 設置しております。そして、今年度が5基設置しますので、市内には13の小中学校がございますので、令和3年度には6基の倉庫を整備してまいる計画でございます。

○**桃原朗 委員長** ほかに。進めてよろしいですか。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** この倉庫なのですけれども、今嘉数中学校と真志喜中学校に備蓄倉庫ということで、例えばこの食料品とか資機材も倉庫は使用すると思うのですけれども、要は備蓄の量と、それからこの倉庫の大きさと、ちょっとそこは考えた末に大きさとか設置をされているのか、それをお伺いしたい。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** まず、この補助元でございます内閣府のこういった3年間限定の補助金でございます、過大な大きさの倉庫を設置することがないように、中に入れる資機材、食料であったり、またはガス、発電機等、そういった購入、備蓄していく中身の堆積の計算までしています。過大とならないようなサイズという、宜野湾市では約3坪のサイズの防災備蓄倉庫となっています。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** これはやっぱり避難場所にすぐ取り出せるように、活用できるようにということでしょう。もともと例えば学校を建て替えるときに、皆さんはそういったものを想定して、例えば地下に造るとか、そういうふうなことというのは考えていないのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 今回この防災備蓄倉庫を小中学校に設置するに当たって、教育委員会とも協議をしてみました、あくまでもこの防災倉庫は防災備蓄品を専用に入れる倉庫というふうにしていますので、例えば今後建て替えとなる小学校に元から建設して、その倉庫部分の面積をというようなことはきちんと切り分けしていますので、そういったことは考えずに、専用の倉庫として設置するというので進めております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 今回の入札は、直接今質疑と関係ないよということかもしれませんが、倉庫の機能と、それから必要不可欠であるということからすれば、マンホールトイレなんかもプールの水を使ってやっているところも東京辺りではあるのです。場所がないから、公園にこういう資機材を設置するとか、町内会のものをというふうなところもあって、苦肉の策でそういうふうにしているような感じなのです。だから、防災力をちゃんと高めるための防災計画であるわけだけでも、やっぱりどっちみち公助として、公がしっかり避難場所とか整備をする。それから、実際に避難場所として活用するときの使い勝手というか、ちゃんとプライバシーも色々出てくるわけですから、この倉庫というのは取りあえずは今起こった場合にどう対応するかということで、今ない、いわゆる備蓄の倉庫なりなんなりを学校にないわけだから、そこに取りあえずは必要な資機材、それから備蓄をするための今現時点での取組なのだ。それに、また3年間の限定の国の交付を使わない手はないわけですから、ちゃんと使って、そこを活用していくというふうなことだというふう思うのですけれども、もう少しそこはやっぱり別に色々考えたほうがいいと思いますので、将来は給

食センターも避難場所になるような、すぐ炊き出しができるようなことも想定をして、防災の対策は計画を立てていくべきではないのかなというふうに私は思っているものですから、防災に関する、炊き出しがすぐできる、ふだんは給食センターだけれども、そういう役割を担っている、そういう給食センターも横田基地のあるところはまだ既に全国で3つあるところのその1つがあるらしいのです。そういうところもこの件に関連して、そういうことも申し上げておきたいなというふうに思います。以上です。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、進めます。

審査中の議案第62号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議はこれに終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時52分)

◆午後の会議◆

(委員長交代あり)

○知念秀明 副委員長 それでは、再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第63号 観光客対応防災備蓄災害トイレ購入に係る物品の取得について

○知念秀明 副委員長 議案第63号 観光客対応防災備蓄災害トイレ購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第63号については議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知念秀明 副委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第63号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 議案第63号についての補足はありませんので、そのまま審査よろしくをお願いいたします。

○知念秀明 副委員長 では、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。石川委員。

○石川慶 委員 すみません。ちょっと確認したいのですが、この事業、令和元年度から令和3年度まで。このトイレなのですけれども、前年度も購入しています。これは全てこのシリーズと理解していいですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 石川委員のおっしゃるとおり、同じものの形になります。

○知念秀明 副委員長 石川委員。

○石川慶 委員 そうすると、資料をいただきたいのですけれども、今回米須清正議員から資料請求された指定避難所一覧は出ているのですけれども、前年度どこに設置されて、今年度どこに設置するか。あと、これ今回でこの事業は終わりで、次年度、令和3年度の分はまた違うことを考えているのか、その辺お願いしたいと思います。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 石川委員からあった前年度の設置、そして本年度の設置、そしてトイレの概要が分かる資料を提供してまいります。

○知念秀明 副委員長 石川委員。

○石川慶 委員 あとちょっと確認なのですが、前年度より自治会とかにもこのトイレを設置していると思うのですが、要は保管する場所、そういったものが数があってなかなか厳しいとか、そういったことをちょっと聞いた記憶があるのですけれども、そういった意見はあったのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 先ほどの資料要求の中にございますが、79台の災害トイレの購入、発注になります。昨年度は19、59避難所あるうちの全23か所が避難所になっているものですから、その4台ずつの設置になりますので、19の自治会にまず最初に設置をすることになりました。沖縄観光防災力強化支援事業という補助金は、先ほども説明しましたが、これまでにない9割の補助という高率の補助であったので、これまで課題であった大規模な災害が起きたときに最低限必要な3つに挙げられるものが食べるものと、そして出すもの、トイレですね、そして3つ目にエネルギーです。いわゆる電気、発電機、この3つの購入ができていないということが59の避難所に課題として防災担当のほうへ持ってまいりました。それで、この3つのものをメインに、この補助金で購入を進めてまいります。石川委員もおっしゃったように、やはり事前に何回となく丁寧に、まずは自治会のほうにも説明をして、理解も得るように進めていくということをするべきだったのですけれども、確かに急ではないのですけれども、事前には話はしてあったのですが、やはり発電機は持っているよとか、あとは災害トイレ4台なののですけれども、これトイレぐらいだったらそこまで大きくはないのですが、段ボール製で完全に個室として、あれは災害時に外に置くトイレではなくて、衛生的なラッピング式のトイレになっているものですから、室内に置けるのです。ですから、この4台もちょっと置くスペースが困ったなというような御意見をいただく自治会も確かにございました。

○知念秀明 副委員長 石川委員。

○石川慶 委員 そういった御意見もあつたけれども、理解を得て設置はされているということですね。あと、さっきの資料をお願いします。

あと、最後になのですけれども、このトイレ、設置されて、例えばふだんからこれ使わないと、なかなか組立て式で使い方も見ておくということで、例えば訓練なんかでも使っているとか、あといろいろ取り出してみんなで災害トイレですよとか披露していくとか、そういった話がありますか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 大規模災害資機材の定義をしたのが、停電していて、さらに断水、水も出ないという状態で使える災害トイレになっています。先ほどあったように、マンホールトイレというのは大地震ですと、や

はり地中の中の下水管がずれたりすることで、マンホールが流れないこともあったりするものですから、最悪な状況というのはやはり停電して断水してという状況で使える災害トイレを発注したのがこの案件になるのですが、ふだん使いなのですが、まず今年の2月に市民会館のほうで生涯学習課が開催している少年学習フェスティバルのほうで実演をしました。実際にその災害トイレを組み立てて、ちょっとおしっこに見立てて、ペットボトルの水を水道からくんで、ちょっとコーヒーを2〜3滴垂らすと色がつくものですから、これをおしっこしたという形にして、この災害トイレに流して、お年寄りやいらっしゃる子供さんたちにもボタンを押してもらって、一つ一つ、液体ですと燃えるごみで捨てられないものですから、この災害トイレはおしっこや便を燃えるごみとして捨てられるものになるものですから、先にそういった固める粉を入れて、おしっこのペットボトルに水を入れてもらってボタンを押してもらおうと、そういったようにラッピングされて出てくる。そういった体験をしてもらいました。

あと、ほかにも大山の自治会は防災キャンプということで1泊2日、防災の勉強会と一緒にいろいろな体験ができるというブースを設けて、公民館の中で。そこでも組立てをしてもらって、体験してもらっているのですが、こういった取組を設置していく50の避難所に広げていきたいなと思います。

○知念秀明 副委員長 石川委員。

○石川慶 委員 大山のほうでやったのは僕も参加して分かっているのですけれども、それ以外のところでそういったのをやっているのかなと気になって。いざというときに使い方がなかなか分からないというのはまた問題だと思うので、今回設置する場所に関しても、しっかりと利用できるような位置づけをお願いします。以上です。

○知念秀明 副委員長 上里委員。

○上里広幸 委員 確認したいと思います。まず、入札業者の件なのですけれども、今落札者のほか残りの5社なのですけれども、防災資機材を購入する際にこの業者選定すると思うのですけれども、この理由。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 ちょっと手元には今資料ないのですが、まず公共事業として入札に参加するには業者の登録が必要になります。この業者がきちんとした財務力があったり、または様々な審査を経て登録業者ということで宜野湾市にはなるのですが、その中に20幾つかの、すみません。ちょっと忘れていたのですけれども、登録業種があるのです、物品の中には。市民防災室が発注する登録業種というのが、防災保安機器という登録業種に登録している業者から選定してまいります。その中に今回の議案書の18ページに載っている業者をはじめとして、50数社登録しています。その方々に災害トイレを取り扱っているかと、仕様書のほうと一緒にお見せしながら、取り扱っていない業者はもちろん入札でお呼びしてももちろん不適切なので、そういった事前に取り扱っているかどうかというのを確認してから指名業者を選定してまいります。

○知念秀明 副委員長 上里委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。今の説明で分かったのですけれども、この資機材を整備していく中で、この資機材を購入する側、例えば自治会だったら自治会、各団体だったら各団体、予算の範囲内で別の場所から購入したり、そういったこともやりたいという声もたびたびお伺いするのですけれども、検討なされたことはありますか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 逆の今質疑になってしまったわけなのですけれども、今上里委員がお聞きしているのは、この沖縄観光防災力強化支援事業の補助として宜野湾市が採択された予算を何か別で……

○知念秀明 副委員長 上里委員。

○上里広幸 委員 別ではなくて、今入札されているのですけれども、予算を配付して、そこからトイレを決めていくと。そういったところは検討なさる。そうすると、この数以上に購入できたりとか、できたのではないかなと思うのです。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 まず、この沖縄観光防災力強化支援事業の補助金が、直接県を通さず市町村に、沖縄県だけの補助金になっていますが、県を通さずに市町村に直接補助金が来るために、これを例えば自治会の資機材購入費の200万円というような自治会にお渡しして、それぞれで購入いただけるというような補助金にはなっておりません。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 議案書の18ページをお願いします。入札結果一覧表を見ているのですけれども、文明堂さんが市内、あとは市外ということなのですけれども、予定価格が2,051万6,300円に対して、辞退した会社はいずれも予定価格を下回って応札をして辞退しているのですけれども、これ辞退なのですか、失格ではないの。

○知念秀明 副委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 資料の18ページのところです。予定価格が2,051万6,300円、まず初めに入札をして、1回目入札をして、これらの範囲内に達しませんでしたので、もう一度入札をしました。このジムキ文明堂、明伸商事、消防防災、こちらのほうが2回目は辞退ということで札のほうの提出がございました。そういったことから、辞退になっております。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 もう一回、ちょっと聞き取れなかったのです。この1発目で応札しなかった理由というのをもう一度答えてくれませんか。何が原因で2回をやる必要になったのか。

○知念秀明 副委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 まず、予定価格が2,051万6,300円で、初めに行った際の2つ目のアースウィング、こちらの会社が最低入札者、2,051万円、この予定価格よりオーバーしてしまいましたので、再度また入札のほうをしました。2回目の入札の際には、この3社は入札書のほうには辞退という表現で提出のほうをしてまいりましたので、残りの3社は金額を書いて提出のほうをしてもらいました。2回目のほうで2,049万4,000円、こちらのほうが予定価格の範囲内にございますので、落札したという結果になっております。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 以前の松川さんのその前の前の市政のときには、最低制限価格というのがあったのですけれども、今は最低制限価格というのは設定はしていないわけですか。

○知念秀明 副委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 最低制限を設定する場合がありますが、本市の最低制限価格基準要綱がございます。設定する場合は、予定価格が130万円以上の契約工事及び予定価格が50万円を超える測量とか建設、コンサル、そういった場合に最低制限のほうは設定します。物品については、最低制限のほうは設定しておりません。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 整理すると、物品以外の応札、入札は最低制限価格を設定していると、その今言った130万円以上とか、建築だったり土木だったり、あるいは備品以外のもの。備品は、これは金額に限らず最低制限価格は設定しないということですか。

○知念秀明 副委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 委員がおっしゃるとおり、最低制限のほうは設定していません。設定する一つの理由としては、まず品質確保です。現場のほうで一から作るものについては品質が重要なので、最低制限を設定して、それが下回った場合は当然品質が悪くなる。そういった面から設定をしております。物品については購入でするので、品質のほうは問いませんので、それでそういったことになりました。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 この案件も、先ほどの58号、62号と同様に、令和元年から令和3年までの時限立法ですか、これも。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 今桃原委員の御質疑は、沖縄観光防災力強化支援事業でこの倉庫とトイレは発注、購入かけているのですが、これも3年間限定かという御質疑ですか。そのとおりでございます。令和元年から令和3年度までというふうに、この9割を補助するというふうに定められております。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 これは内閣案件なの、総務省案件。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 内閣府の沖縄振興予算になっています。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 ということは、沖縄県以外ではこれは該当なしと。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 おっしゃるとおりです。沖縄県のみ補助金になっています。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 では、どんどん活用すべきだ。これ、宜野湾市以外にも他自治体、市町村も申込みはしているわけですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 県内で様々な市町村が活用しているということで、以前新聞にも。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 沖縄県民としてはありがたいけれども、しかし昨今の全国の災害というか、天災を見ると、もう甚大ではないですね。甚大を超えている。ちょっとした雨でも、50年に1度の雨というのが全国各地で何回も発生して、支流から本流に流れて、もうちょっと見るに堪えない災害の状況があると、沖縄県だけではないのに、沖縄県だけというようなものは、これはどういういきさつでこの事業、タイトルが観光客対応ということになっているのですけれども、その辺の経緯も説明いただけますか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 まず、沖縄振興特別措置法のもともとの趣旨が、沖縄県の独自性、自然的特徴であったり歴史的特徴、そういったことを考えて、沖縄県に特化した内閣府の補助金というふうになってございます。また、この沖縄観光防災力強化支援事業というのは、平成30年度の夏頃に打診がございました、沖縄総合事務局より。どういったものかという、沖縄県41市町村の防災備蓄率を調査があって、公表まであったのですが、本土と相当大きな差がある。いわゆる食料にしろ、発電機というエネルギーにしろ、備蓄率がとても低いということもあって、この災害が起きたときにそういった災害備蓄が低ければ、訪れる観光客も安心安全な観光地にはならないだろう。そういったことで、沖縄振興予算の一つとして災害時の観光の避難民が安心して避難所で生活ができる、食料やトイレとかが使えるという。ですから、ちょっと趣旨は本来なら観光客が避難してきたときにトイレや食料、その観光避難民という人数をそれぞれの41市町村から出さないということで計算させられました。その避難する人数の分だけ食料を買ってください、または倉庫を設置してくださいという、そういった制限がありました。それに基づいて宜野湾市も3年計画でこういった物品の購入を進めてまいります。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 そうすると、令和3年度までにこの法律が終了するまでには、皆さんの中では計画的にこれを購入していこうという計画で、一応そのめどは立っているわけですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 そのとおりでございます。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 できるだけさっきの資料の請求があったように、これもイメージができる図案とかあったらありがたいです。ちょっと新聞で見聞きしたのですけれども、豊見城市だったか南城市だったか、体育館の中に避難したときのプライバシー確保のためにテントが体育館の中にあって、課長が言っていた3つのキーワード、食品、トイレ、発電機、それが一番大事だけれども、やっぱり避難が長期化すると、長時間になると、プライバシーの確保というのも大切なことで、あのテントが体育館の中にあつたのを記憶しているのだけれども、あれもこの予算で一緒に購入したのかな。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 桃原委員の質疑にお答えいたしますと、この沖縄観光防災力強化支援事業の備蓄ができるものというのがかなり限定されておまして、例えば観光避難民の人数を根拠とした食料や水、おむつとか、そういった生活必需品関係だったりとかがあるのですが、今御質疑のあった避難所の間仕切りであったり段ボールベッドというのは対象外となっています。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 では、豊見城市か南城市だったか覚えていないけれども、独自の予算で、独自で提案、購入したということですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 すみません。この辺りはちょっと。宜野湾市も単費で、赤道老人福祉センターのほうに避難してくる方々の分そろえております、避難所の間仕切りに関しては。

○知念秀明 副委員長 岸本委員。

○岸本一徳 委員 2点だけ。まず、去年も令和元年度のトイレを購入した。あるいは、補正予算だったと思いますが、発注先というか。今回アースウィング、これで前年度の単価とか比べた場合、値段的にもほぼ一緒なのか、どっちが安いのか分かりますか。そういう比較は皆さんやっていますか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 昨年購入したときも79台だったのですが、あのときよりバッテリーが1つ進化したものが今回のものになっていて、しかし単価的にはほぼ近いというか、変わらない数字になっています。

○知念秀明 副委員長 岸本委員。

○岸本一徳 委員 それから、さっき石川慶委員が実際に使っているという話があったのだけれども、これ避難所で長期化された場合、これは支給された部分の消耗品ではすぐ終わってしまいそうな気がするのです。そのときどうするのと。調達もできるのと、この辺は皆さん考慮に入れて計画はしているのか。もうこれで終わりですというふうには言わぬでしょう、まさか。という今質疑ですが、お答えできますか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 現在は、購入を進めているのは1避難所に4台ずつをやっていて、それが1個当たりの消耗品はおしっこや便ができるものが50回ずつの消耗品の分が含まれているのですが、もし万が一の災害が起きたときには、こういった昨年度締結しました5市町村、また宜野湾市と接している6自治体とは全て災害時の協定を結んでおりますし、そういった民間との協定等もいたしながら、50回の期限が、消耗が切れるまでには供給をしていただけるような方法で、今の時点ではできるかというふうに考えています。

○知念秀明 副委員長 岸本委員。

○岸本一徳 委員 最後に、先ほどさまざま体験しないと、使ってみないと、いざというときは使えないよと、使用できないですよという、こういう話だと思うのだけれども、そこをちゃんと指導していく。新城でやったときには、ちゃんとオキジムさんが来て、1人は防災士の人が出て、夜でしたけれども、彼らからすると時間外かもしれないけれども、そういうふうに説明や使い方をちゃんとしてくれたのです。そのときに区民の方からさまざまな質疑をこのオキジムさんに浴びせる。市役所と思って、いろんな要望を出そうと。だから、皆さんも1人ぐらいは防災室とか、そういう説明会のときはいたほうがいいのではないかなと私は思うのですが、どうですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 この発注の要件の中には、操作を教える教習であったり、説明も含めた発注の仕様書内容にはなっておるのですが、やはり19自治会で全ての自治体に説明を、一個一個でやったところもあれば、まとめて5自治会でやったところもあったのですが、やはり途中からは反応がとてもいいと、関心も高いので、入ってくれということで、途中からは入って、行政としてちゃんと質疑に答えられる体制は整えてはきました。今年度もそのようにやってまいりたいと思います。

○知念秀明 副委員長 ほかに。平良委員。

○平良眞一 委員 この品名で自動ラップ式トイレセットとありますけれども、どういったのがセットの中に入っていますか。先ほどの説明でいろいろあったのですが。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 先ほど資料の要求がございましたので、イラスト等を含めて提供してまいります、まず

段ボールの組み立てる個室がございます。そして、要配慮者が使用できるような個室の中に手すりと座る椅子というようなものがございます。2点目。3点目にトイレ本体となっています。4点目に、このバッテリー。バッテリーは、やはり回数使っていくと充電が必要になるのですが、車からももちろん電力を取って使えるようなバッテリーになっています。これが4点目。5点目が消耗品です。ぬれティッシュやトイレトーパー、そしてこのラップ式のフィルム、この5点セットということでやっています。以上です。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 この資料は、では後でということ。1セット、5品ということなのです。それを各避難所に4台入るといふことの今説明があるのですけれども、このトイレというのは折りたたみというか、何かそういうできるものなのですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 全て折りたたみになっているものですから、やはりさっき石川委員が言っていた内容で、組み立てる煩雑さというのはございます。簡単組立てと書かれてはいるのですが、やはりいざ、ふだんの訓練とか慣れていないと、急に組み立てなさいと言われると、やはりなかなか時間がかかるものかなと思うものです。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 これは折りたたみした場合に、どの程度の大きさになるのですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 トイレ自体は、今何センチというのはちょっとあれなので、本当にこれぐらいです。トイレとしたらこれぐらいです。しかし、個室になるとやはり人は180センチぐらい、高い方はいますので、180センチを曲げて90センチの長さで、厚みがこれぐらいの細長いようにあります。これが4つということになっております。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 使用するとき大きく、人が使えるようになる。それは当たり前だと思うのですが、これはすぐ明日、あさって、すぐ使うというものではないものだから、その使うまで保存しないと、保管しないといけないもので、どの程度の大きさになるのかなと。1か所に4台も配備するものだから、それをしまう場所が皆さん取れるのかなという心配があるものだから、公民館等々のところでもこれを倉庫をわざわざ造っているところもないわけですから、どこに収納できるのかなというのがあって、こういったのは各避難所とも相談してあるわけですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 先ほどの質疑も含めて、少々やはり調整が不足していたかなという反省もございしますが、自主防災組織を自治会に設立してもらった折には、まず最初に資機材倉庫を購入いただいています。その資機材倉庫にそういったトイレであったり、食料を買う自治会は余りないので、チェーンソーであったり、発電機であったりとか、そういった自治会が独特、地域ごとにいろんなハザードがありますから、そういったものを入れてもらう専用の倉庫を買ってもらっているのですが、実際まだ設立していない自治会の方々から、また設立している自治会からも、倉庫に入れるのは、ちょっとこれ入れるの大変だなという苦言もいただいています。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 これは倉庫を設置するよという指導というか、相談しているというお話があるのだけれども、この倉庫は自治会で費用を持つ。役所のほうでその分もカバーしてくれるのか、これどうなのか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 この自主防災組織を設立していただいたら、以降毎年3万円の活動補助金というのを交付しています。そして、その補助額なのですが、設立時には2つの補助金を交付しておりまして、設立時補助金といって10万円の補助金、そして3点目が200万円の資機材整備補助金、一括交付金を活用しているのですが、その200万円の補助金からまずは自主防災組織の防災備蓄倉庫を購入してくださいということで話をして、購入してもらっています。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 自主防災組織を立ち上げるところは、そうやって予算出しますよというお話なのですが、これは59か所の避難場所、この59の避難場所に4台ずつ配置するわけでしょう。この59か所、全部避難場所、自主防災組織を立ち上げるところだけではないではないですか。自治会とかそういったところは立ち上げられるのだけれども、立ち上げられない避難所もあるわけですね。こういったところはどうするのですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 59避難所のうちの23自治会の方々に、確かにそういった資機材の倉庫というのを200万円の補助金から購入してもらっています。残りは公共施設になっているものですから、公助の責任としてきちんと備蓄ができるスペースを調整しながら整備していきたいというふうに考えています。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 備品を準備し、そして購入して、よりいいことだと思うのだけれども、保存に関する場所が、公民館でもみんな余裕のあるところだけではないものですから、これはちょっと気になってですね、そこはまたよく自治会長さん、あるいは避難場所の方々と相談して、支障のないような形でできるように頑張ってください。以上です。

○知念秀明 副委員長 ほかに。知名委員。

○知名康司 委員 1点だけ、これ表題のほうに観光客対応となっています。前の62号もそうだけれども、観光客対応。これは優先と、観光客が今コロナで来ていないのだけれども、実際災害が起こって、観光客がいっぱい沖縄の場合特にそうですね。観光客がいっぱいいて、そういった状況の中で災害が起こったときに、この観光客が優先になるのか。何かちょっとこの表題が少し気になるのだけれども。どんなことですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 まず、沖縄観光防災力強化支援事業の補助金をつくろうと考えていますということで平成30年度に41市町村を回って打診があったときに、これは私たちからも同じような質問をしました。これは観光客しか使わさない、買っても食べられない食料になるのですかという質問をしたら、そういったことはない。災害時には観光客であろうが、住民であろうが、みんな同じ人命優先になるから、そういったことはないのだけれども、補助元の意向として、そういった件名をつけて発注をしているということで御理解お願

いしたいと思います。

○知念秀明 副委員長 知名委員。

○知名康司 委員 理解はするのですけれども、どうしても観光客の立場として、災害があった場合には自分たちが優先ではないのと言われたりとかあるのではないかなど。分かりました。

○知念秀明 副委員長 ほかに。なければ進行してよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○知念秀明 副委員長 審査中の議案第63号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知念秀明 副委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知念秀明 副委員長 休憩いたします。(午後2時42分)

○知念秀明 副委員長 再開いたします。(午後2時45分)

【議題】

議案第64号 防災行政無線デジタル化整備第2期工事請負契約について

○知念秀明 副委員長 次に、議案第64号 防災行政無線デジタル化整備第2期工事請負契約についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第64号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知念秀明 副委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第64号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 議案第64号につきましての補足説明はございません。そのまま審査のほうよろしくお願いたします。

○知念秀明 副委員長 では、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原委員。

○桃原功 委員 資料もいただきましたので、資料番号6番ですけれども、個数がちょっとよく分からないので、確認させていただきたいのですけれども、今回の防災行政無線デジタル、議案第64号、金額が2億2,400万円、この資料を見て初めて、今回はアナログ系88か所、デジタル系17か所に対して、裏のページで令和2年度と令和3年度の防災行政無線デジタル化整備事業の第2期、第3期で25局プラス16局というのが示されて初めて理解できるのですけれども、少しその辺を含めてもう一度説明いただけませんか。今回の入札で何基設置するのですか。何局というのですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 この資料番号6番、本会議で桃原委員から要求のありました6番の資料の概要を説明します。

宜野湾市内には105か所の防災行政無線がございます。ちょっと詳細に説明しますと、防災行政無線ですから、それぞれ宜野湾市内に電柱が立っているのですが、全て電波を飛ばしています。無線を通して役所の屋上に無線の塔が立っていますから、そこから電波、無線を飛ばして、その無線を受信した子局にスピーカーがついていますので、そのスピーカーから音を鳴らすということになっています。ですから、有線ではございませんので、災害にはとても強いです。そして、しかし電波、いわゆる無線を飛ばすというのは免許が必要になりますので、これが市町村の職員に無線の免許を取らせて運用していくということになっています。

宜野湾市には、105か所の防災行政無線を備えておりまして、その中で先ほど委員のありました17か所は既にデジタルの防災無線がございます。これはなぜかと申しますと、平成19年に土砂災害警戒区域であったり、独自の危険な地域には沖縄県が県内のあらゆる市町村にそういった防災無線、避難の呼びかけを迅速に行うために沖縄県が整備を県内の至るところでしております。大きい1番の平成19年のデジタル9か所というのはそちらでございます。その所有権は、宜野湾市に移されております。平成24年から平成25年のデジタル8か所に関しましては一括交付金で、宇地泊地域が開発されましたので、その宇地泊の地域を中心として元のちょっと聞き取りづらかったところを8か所整備しております。

しかし、残りの88か所に関しましては、皆さんも御存じのとおり、テレビも地デジに変わりますということで大々的に周知広報をしまして、地デジに変わりました。いわゆるデジタルの電波です。防災無線のアナログの電波というのは、令和4年の11月末をもって運用終了になります、日本国では。ですから、令和4年の11月末までしか使えないので、全国至るところでデジタル化の整備が進められていっているところです。宜野湾市も防衛省の補助を活用しまして、88の子局をデジタル化するに当たり、やはりスピーカーも高性能で広範囲でクリアな音が届くようになったりとか、電波の受信の感度も少しよくなっているものですから、88か所を立て替えるのに69か所で今のところ済むようになってございます。それで令和元年度から工事を行っているのですが、令和元年度は28局工事を行いました。今年度は25局、次年度で当初は令和4年度までする予定だったのですが、令和3年度の16局の工事で防災無線のデジタル化は終了となります。以上です。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 ちょっと確認しますけれども、アナログは令和4年で終了すると。この資料では、令和3年までに、令和2年度が25、令和3年度が16、足すと41局ですね、足すと。令和2年度と令和3年度の分を25足す16で41局です。アナログは現在88もあると。88引く41をすると、47は令和3年度以降もアナログが残ってしまうということになるのですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 では、裏の2ページ目の大きい5番を御覧ください。事業の問い2というところに、平成29年度から取組を進めていましたが、令和元年度に28局を工事しております、昨年度。

(「デジタルはもうやっている」という者あり)

○市民防災室長 令和元年度から工事を始めておりますので、この28と25と16を足すと69局のデジタル化になります。以上です。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 ちょっとまだ計算していないけれども、令和3年度までには全てデジタル化に移行できるという見通しですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 そのとおりです。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 たまに防災行政無線が聞こえてくるけれども、あれはデジタルでの音源。要はここで操作をして、電波で飛ばしているということですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 ちょっとまた細かい話になるのですが、今はアナログの子局、子局というのは要するに子供の局です。市内至るところに立っている電柱、子局なのですけれども、アナログの子局とデジタルの子局、両方を同時で運用しております。デジタルとアナログの電波を両方飛ばして、全ての防災無線を鳴らすということをしております。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 デジタル化になると、アナログと違ってどのぐらいメリットが生まれてくるのか。要は、実際現実的な問題として天災、特に今沖縄では大雨、ゲリラ豪雨、大雨洪水警報とか、あるいは台風による風雨の警報とか暴風の警報とかが多いですね、今のところは。そうすると、雨風入れたくないから窓を閉め切っているから、防災無線が流れても聞こえないのです。その辺の解決策もデジタルでは何かあるのかどうか。よくテレビでも流したけれども、やっぱり窓を閉め切っているので聞こえなかったと。それで、避難するのが遅れたというようなニュースもよくあるのですけれども、その辺の対策というのはどうお考えでしょうか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 おっしゃるとおり、50年前と比べると、半世紀前と比べると、あの時代と比べると建物の機密性や密閉性は大変高まっております。宜野湾市は特に防音工事とかで音も入らないようにという目的で工事もされておりますので、おっしゃるとおり、防災無線はこういった静かな天気の時でも閉めていれば聞き取りは難しいものと考えます。しかし、やはり外にいる方々をいかに避難させるか、いわゆる津波からの避難であったり、または土砂災害警戒の地域に住んでいる方々、またこの川が氾濫する地域にいる方々とかに避難を呼びかけるため、そのために公助の一つとして、これは整備していかないとならないものかなということ。

あとプラス、先ほどメリットというようなこともしていたのですが、そのメリットの前に平成6年から平成12年の間に、また防衛補助を使って立てていったアナログなものですから、今現在アナログの製品というのがもう発売されていないのです。いわゆる製品がない中で、やはり台風で塩水が入ったり等して、接合している部分が腐食したり、壊れたりすると、本当に部品を作って直している状況。いわゆる老朽化があって、部品もない中で修理代がすごくかかっております。もう一点、こういった課題もあるために早めの更新をしたいということです。あとは、やはりデジタル化すると、皆さん御存じのとおり、テレビでも気軽にアンケートとかやっている双方向のデータのやり取りというのが可能になっているのを実感しているように、この防災無線もデジタル化すると、それぞれの子局と親局、親局というのは本庁舎のことですが、そこでの通信のやり取りができます。また、今後宜野湾市が防災の情報システムというのを整備していく中で、その機械と機械の連携というのがスムーズにいくメリットというのがいろいろたわれております。以上です。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○**桃原功 委員** あとは、予算の内訳を確認したいのですけれども、防衛省補助ということですので、補助率というのはこれはどれだけでしたか。

○**知念秀明 副委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 75%です。

○**知念秀明 副委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 以前のアナログのときの、あるいはアナログ以降のデジタルの過去の令和元年度の28局のつながりとか補助率は変わらないのですか。分からなければ分からないでいいです。

○**知念秀明 副委員長** 建設部参事。

○**建設部参事** アナログの部分については、平成12～13年ぐらいに整備をされているのですけれども、その頃の補助率についてはちょっと今資料がないので、お答えすることができません。

○**知念秀明 副委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** 今アナログで88か所ですので、今デジタルで総数は69局ということで少なくなっているけれども、デジタルではアナログよりもカバーできる面積が大きいためこれだけで済むということですか。

○**知念秀明 副委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 音達、音が到達するのが、従来のラップ型のものだと近いところは耳がキンキンする音が出て、遠いところはだんだん小さくなっていくというものなのですが、高性能なスピーカーになりまして、近いところも程度のよい大きさで、遠くまで音も割れなくてクリアに届くということで、本数も本当に減る効果があると思います。

○**知念秀明 副委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** 信じましょう。今自治会でスピーカーとか設置していると思うのですけれども、例えばこれは防災に特化した使い方になるのかなというふうに思うのですけれども、将来的には自治会も使えるような形にはなるのですか。どうなのですか、その辺は。

○**知念秀明 副委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 当初の設定の段階から、いわゆる2ページ目を見ていただくと、平成29年度から基本計画に入れているのですが、先ほど桃原委員の御説明と一緒になるのですが、メリットの一つになると考えているのが、オプションの付加機能として、これを自治会が防災無線を使って放送ができるようになります。これもデジタル化のメリットの一つであるのですが、グルーピングとって、野嵩の地域だけの防災無線をグルーピングすることができるとか、または西海岸の津波の地域だけすることができるとか、様々な高機能なシステムがありまして、ただし公共の電波を使いますので、これまでのような例えば子ども会に子供に放送をさせたりとかというような、そういった要綱をいろいろ改正しながら、現在の要綱を規定していかなければいけないかなということで今検討しております。

○**知念秀明 副委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** すばらしい効果が出るデジタル化を、また自治会でも使用が可能になってくるという話はいい話だなというふうに思いますけれども、そこら辺は災害の対策のためのこういう施設ですから、やっぱりそこら辺はちゃんと規定をしっかりといただいたほうがいいのかというふうに思います。

先ほどデジタル無線でやるので、資格が必要とか、免許が必要とかというような説明がありましたけれど

も、これ役所として使うのもこういう周波数とかのはちゃんと免許を誰かが持っていないといけないということになるわけですか。これはもうクリアしているの。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 今岸本委員が聞かれたのは、市が防災無線を流すのに何か免許を持っているかという御質疑でよろしいですか。市民防災室に配属されますと、無線の研修に送られて、取らされることになります。先ほど言った自治会に開放するときには、自治会が鳴らすのですけれども、これは市役所で鳴らしているという形を取って、地域にグルーピングされたところに鳴らしていくということでやっております。ですから、自治会が流すからといって、自治会の方々に免許を取ってもらうということはございません。

○知念秀明 副委員長 岸本委員。

○岸本一徳 委員 もう一つ、この防災無線というのも災害になる前とか、それから立った後も使用していくものだというふうに認識をしますのでけれども、例えばいざ災害が起きました。道路もどうなるか分かりませんし、そういう無線という今道路の時代にもなっているから、容易にその場所とかは確認したりすることも映像でできたりする技術も今はあると思うのですけれども、平成17年のこの予算がつけ始めたときに、ちょうど今の社協の会長が総務部長をやっていて、答弁いただいたことがありまして、平成18年4月から予算が自主防災組織と要援護者の予算が初めてついたので。それから、質問の中で伊波洋一市長にやっていたのが、実は災害が起きたときにいろんな災害の被害の状況とか、そういったものを各地域の人たちが連携取れないと意味がないでしょうというふうなことで、その辺の防災無線と関係ないかもしれませんが、要は双方向で被害状況はこうですよと、こっちが危ないですよ、助けてくださいとかというふうなことがもしかしたら役所とのやり取りで必要になってくるようなときに、そういうこれだけでは完成品にならないですね。それはそれでまた別の対策をしなければならぬということ、これだけあればこういう通信といいますか、例えば大謝名の地域とか、やり取りとかというのが完璧にできるとかというのは、必ずしもこの防災無線だけでは事足りるものではないという認識でよろしいですか。これは対策できるということになるのか、ちょっとそこら辺の答弁をお願いします。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 この2ページの後ろに事業の問い2というところで、平成29年度から基本計画、実施設計をやっているのですが、この基本計画、実施設計の一括交付金を活用した防災情報システムの整備事業というのも一緒に基本計画、実施設計を行いました。この防災情報システムというのは、ちょっともうデジタル化の話は全くかかっていないのですが、宜野湾市内で先ほど言ったように、大謝名なんかの海岸の自治会、そういった独自の通信網をつくることをメインとした防災情報システムの整備事業なのですが、一括交付金で総事業費が5億円を超えていて、令和元年度にその整備の工事を予定していたのですが、財政等の都合があって、令和3年度に先延ばしになっております。

では、独自の通信網というのは、すみません。話がだいぶそれているのですが、ドコモとか携帯会社が停電したり、鉄塔が倒れたり、また据え置き型の電話が繋がらなくなっても、宜野湾市内だけは2日間は通信ができる。いろんな避難所から情報を集めて、被害の大きいところに注力ができるというふうな、そういった通信網であったり、監視カメラというのを整備する事業が入って、一通りのデジタル化の工事と一緒に完成になるのかなというふうに今現在考えています。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 もう一度確認させてください。今いい話を聞いたなと思っているのです。このデジタル化をすることによって、いろいろ幅広くなるということで、各自治会の部分の放送もできるようになるということはちょっと確認したいのですけれども、それでよろしいですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 そのとおりなのですが、市役所から電波を飛ばして、各子局から、またはこのグループに移された自治会を鳴らすということになりますので、自治会に現在のような便利な放送するマイクというのが技術的にそういった設置はなくて、今最新のシステムでは電話を、携帯電話でも、または据え置き型の電話でも、これから放送を一旦記号のような形になります。いろんな自治会から同時に入ってくると、この通信の核というのですか、コンピューターで演算処理をして順位づけをして鳴らしたりするというのもあって、今は公民館でマイクのボタンを押してしゃべるとすぐ鳴るではないですか、告別式の放送とか広報ができると思うのですが、そういったことはできなくなります。例えばこれが最短で10分後までだったら放送ができるとか、または1日以降の吹き込みも可能。そういった一旦吹き込みして、市役所から流すという形に変わっていきます。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 これは、現在でもやっていますね、この方法。どうなのですか。やっていない。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 先進の自治体がやっているかと。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 いや、宜野湾市。宜野湾市内で、今でも自治会から役所のほうに録音させて、それを流すということをやっていませんか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 そういった事例はないです。防災無線を下から流しているということをやっているところはあります。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 スピーカーを立てているところに行って、マイクみたいなのを差し込んでそこからやっている。私は、自治会からマイクを使ってできるようになったというふうに理解をしていて、喜んでいたのですが、まだなっていないのだけれども、これから電話でも何でも役所のほうを通して、それから役所から放送という形になるということなのですね。

(「これが最終形です」という者あり)

○平良眞一 委員 これは、いつからそういう方向でできるようになるのでしょうか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 先ほどの令和3年度の工事が令和4年3月末ぐらいになると予定していますので、それからきちんとした操作の説明等をしながら運用してまいりたいなというふうに考えています。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 いつ頃からというのはまだ計画時期はないですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 令和4年度からというふうに予定はしています。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 これ今デジタルの説明をしているところがありますね、28局。そこは先でできるということとはできないのですか。先にやるということは。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 これはスーパーコンピューターでもできないです。アナログが混在しているものですから、そういったグルーピングというのはできずに、令和4年度から、全部デジタルになって、足並みをそろえて一斉にやっていくということで計画を進めております。

○知念秀明 副委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 分かりました。資料として令和2年、要するに今年度25局の設置場所、そして次年度16局の設置をする予定、これ資料としてお願いできます。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 設置予定場所を資料作成して提供してまいります。

○知念秀明 副委員長 石川委員。

○石川慶 委員 今のに関連するのですが、これは市内からやっていくという話でしたけれども、これは地元の自治会長さんとかにはそういった流れになるとか、取扱いのやり方というのはもう説明してあるのですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 今の石川委員の質疑では、完成しているということを前提で、こういったことになるよという、操作の説明までは全くしていません。説明を3回しているのですけれども、その内容は何かという、令和4年度予定で防災無線から自治会が広報スピーカーを使えるようになりますということと、今後の見通しを立てさせると、例えば2年前の大きい台風、3日間吹き荒れた台風のときに、ある自治会は広報スピーカーに100万円の修繕費がかかったということも聞き及んでいます。ですから、100万円の修理費を例えば令和2年度にやって、2年間使って、それ以降は全く使わなくなるのだったら、やはり投資効果とか、自治会にもいろいろあると思いますので、見通しを立てさせるために修繕するにしろ、新規で設置するにしろ、そういった防災無線が鳴るようになると、恐らく自治会放送スピーカーは撤去してくださいということは全くないのですけれども、使えるようになるので、そういった投資するときはちゃんと考えてくださいねと、班長会議にはにはしております。

○知念秀明 副委員長 石川委員。

○石川慶 委員 なぜ聞いたかという、まさしくそのとおりで、今台風とかで被害が出ているところ、修理を待っているような、これを期待して。というのも聞いているのです。だから、どうなっているのかなというのが気になりました。

あと1回なのですけれども、今従来自治会が持っているスピーカーがあります。今回これに使えるようになるということは、自治会が今使っているものに関して、従来どおり市から補助もやっていくのか、そういったのも見直ししていくのか、その辺教えてくれませんか。なぜこれに移行するのかというような質疑です。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 私は、市民防災室の立場なので、今の質疑にはどちらも答えられないのですが、必ず全部の地域に聞こえるようにということで整備はしていきますので、この石川委員が言った自治会のスピーカーを使わせないというふうなことになるのか、補助金は縮小していきますよ、そのほうが市にとってはメリットがあると思います。防災無線で高額な投資をしていますので。しかし、その辺りはまた関係部署と説明、または協議しながら答えたほうがいいのかと思います。

○知念秀明 副委員長 石川委員。

○石川慶 委員 分かりました。使い勝手がいいのであれば、それでもいいのかなとも思ったのですが、どっちも使いながらということになるのかなというのも思うのですが、その確認をよろしくお願いします。以上です。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 使用規定についても少し確認したいのですが。名称は防災行政と書いてあるのですが、これはもう行政しか使えないわけですか。今自治会公民館とのやり取りでなんとかありましたけれども、自治会がそうやって使用もできるのでしょうか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 桃原委員の言っていることは、この防災無線を鳴らすのは自治会が使えるのかという御質疑でしょうか。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 それは、例えば西海岸のグルーピングとかありましたけれども、それは行政の立場で津波だったり、あるいはそういったことでグルーピングをして、西海岸のほうに流すと。単独でもいいのですが、複数の2～3の自治会で何らかの防災に関する事案が発生したということで、要はいつも、例えばこの間の台風10号でも、テレビ等では避難警報が出ていたのです。宜野湾市において。宜野湾市で出ているのです。あまり風は吹いていないよ。だけれども、出ているのです。ああいったのはいつも逐次行政の方々がチェックして、その都度出たら防災行政無線等で発信しているのですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 質疑ですみません。テレビで見れる内容を行政がやっているのかという質疑で答えていいですか。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 多分同時ぐらいで行政でも情報は皆さんが待機をして対応するというか、スタンバイをして、いろんな情報を取っていると思います。テレビを見たからということではなくて、そういう気象庁からの例えばコールがあったら、やっぱり暴風に対しての避難警報というのは、防災行政無線を使って発信しているのですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 そのとおりでございます。防災行政無線からも緊急的な避難の呼びかけが必要になれば、無線室のマイクから避難してください、宇地泊の海岸のほうからも可能ですし、台風のときということでしたら、市民防災室の執務室内にそういった携帯電話、皆さん御存じのエリアメールというのが鳴ると思うの

ですけれども、それを鳴らす機能の端末もございます。実際にそれを鳴らして、別のまたシステムを入力していくとテレビであったり、いろいろな様々なメディアのほうが宜野湾市がそういった情報を発信したということを確認することになります。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 最初の質疑に戻りますけれども、行政以外でも防災行政無線の使用規定というのを少し教えてください。使えるのですか。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 ちょっと言葉を申し上げますが、地区遠隔放送という言葉を使っています。地区遠隔放送、いわゆる防災行政無線から自治会が放送することを地区遠隔放送というのですが、そういった事例は日本全国幾つもございます。県内にも北谷町とか、デジタル化をいち早く済ませた自治体はいくつもあるのですが、機能はあるのだけれども、行政だけが使っていたり、または自治会に開放していたり、日本全国いろんな事例がございます。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 要は使えるということ使える。その地区遠隔放送ということで使えるということですね。さっき室長が子ども会は該当しないようなことを言ったので、例えば子ども会も老人会も婦人会も自治会の下部組織ではないですか。一体でしょう。例えば防災ではなくて、防犯的な事案が発生したというときに、社会ニーズがいろいろ高まっているから、防災だけではないから、よりきれいにクリアな音が出る防災行政無線を使って、子ども会が例えば防犯のことをスピーカーですするというのは可能なのですか。行政が使えるなら。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 すみません。私がさっきくだけた表現で子ども会がと話してしまったのですけれども、この宜野湾市の防災行政無線の管理運用に関する規定というのがあるのですが、公共の施設、この防災無線から鳴らすからには、この運用の規定を例えば自治会が使うに当たっては、夜の7時までにはしてくださいねとか、そういった枠組みだけを決めさせていただきたい。これが夜中の12時とかに鳴らすということはもちろん迷惑になりますし、そういったことを、いわゆるふざけて鳴らすことがないように、例えば自治会長であったり、そういった限定された、青年会も含めていいと思うのです。老人会も。そういった限定された方々に電話番号の暗証番号を与えて収録ができるような、そういった工夫した運用が求められるのかなというふうに考えています。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 ということは、使用規定というのはいらないの、防災行政無線の。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 今の質疑では、防災無線は厳格に災害時のみというふうに、まず防災無線をするときには緊急通報というのがあるのですけれども、無線の免許を宜野湾市が免許を取得するときにもそういったものがあるのですけれども、基本はこういった災害時の緊急通報、そういったものに限るといえるのはあります。

○知念秀明 副委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 あるわけだね、ちゃんと。私が言いたかったのは、さっき室長が7時以降は鳴らさない等は

あるけれども、実際防災になってくると深夜でも流されるときもあるわけです。津波だったり、大雨が深夜に発生するとか。それは防災のちゃんと利用の規定があるわけでしょう。時間に限らず。私が言いたいのは、自治会も行政機関とは言わないけれども、行政の一端を担っているというわけでしょう。例えば学習等供用施設、自治会にしても。そうすると、防災ではなくて、防犯的なものも使えるのですかということで確認しているのです。

○知念秀明 副委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 基本今やっている自治会の広報スピーカーは同じように使えるものとして使っていただいて結構です。

○知念秀明 副委員長 よろしいでしょうか。ほかに。

(「進行」という者あり)

○知念秀明 副委員長 審査中の議案第64号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知念秀明 副委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知念秀明 副委員長 休憩いたします。(午後3時43分)

○知念秀明 副委員長 再開いたします。(午後3時45分)

○桃原朗 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は9月11日午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時46分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年9月11日（金） 3日目

午前10時00分 開会

午前11時42分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○説明員（17名）

総務部次長	多和田 眞満
IT推進担当主幹	比嘉 広和
財政課長	小橋川 陽介
産業政策課長	新垣 育子
健康推進部次長	松本 勝利
建設部次長	又吉 直正
施設管理課長	中本 益丈
指導部次長	川上 一徳
はごろも学習センター 一所長	山口 久美子

IT推進課長	金城 広郁
企画部次長	泉川 幹夫
市民経済部次長	伊佐 真
観光農水課長	本永 貴也
健康増進課長	玉城 悟
建設部参事	嶺井 辰也
土木課長	與那嶺 諭
指導課長	與那嶺 哲

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- 議案第50号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）
- 陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について
- 陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情
- 陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請
- 議案第50号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第58号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得について
- 議案第63号 観光客対応防災備蓄災害トイレ購入に係る物品の取得について
- 議案第64号 防災行政無線デジタル化整備第2期工事請負契約について
- 陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について
- 陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情
- 陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請
- 認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和2年9月11日（金）第3日目

○**桃原朗 委員長** おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第50号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております議案第50号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

補足説明がございましたらどうぞ。企画部次長。

○**企画部次長** 昨日、上里委員よりご質疑がありました新型コロナウイルス感染症対応の支援金と補助金の違いについてご説明いたします。支援金と補助金については、正式な財政用語等で区別されているわけではありませんが、予算化する上での運用として、特定の目的や用途に対して支出するものを補助金とし、特定の目的や用途を定めないが、事業者や市民を支援する目的で支出するものを支援金と区別しております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。やはり目玉であるGIGAスクール構想について、もう少し確認をしていきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

資料を見ても、このGIGAスクールのこんなふうな事業形態で進めていきたいというのがなかなかよく私まだ理解できてなくて、子供たちに要は学校内のインフラはいいわけですね、端末を用意して。肝腎なのは、この学校を出た後のインフラ、ネットの環境が一番授業の優劣を左右すると思っているので、やっぱり最初からどういうコンセプトでこれをやっていきたいというのがちょっと見えないので、そのGIGAスクールでこういったことを子供たちにやっていきたいという理念みたいなものはありますか。ないときはないと思うのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 指導課長。

○**指導課長** おはようございます。桃原委員の御質疑にお答えいたします。GIGAスクール構想で1人1台端末というところで、これまでと違う形態の事業の一つとして、この端末を使って子供たち一人一人の意見を共同学習の中で集約をしていくというのがございます。これまで一人一人の発言というのはなかなか1つの授業の中でまとめていくというのは難しいところがありましたけれども、その端末を使うと個々の意見が画面を通して全体で集約をして、そこで共同学習等が実施できるというのがございます。加えてこれまでもあったようなデジタル教材を使っただけの学習というものももちろんですけども、今までと大きな違いというのは、1人1台を持って、その一人一人の児童生徒が意見を自由に発出できるようになるというところが一番大きな違いかなというふうに考えています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 1人1台端末で個々の意見を集約できればいいと。これは、このG I G Aスクール構想の柱となって、やっぱり上からこんなふうな教育方針で、G I G Aスクール方針でというような方針で示されているわけですか。それが、私が要求した資料の中身にこのコンセプト、理念みたいなものが提出がありましたでしょうか。今日までしか委員会はないのですけれども、一応これはぜひ推進をしてほしいという要望もあるので、そういうコンセプト、理念みたいなものがあればぜひ提出を資料としてお願いしたいのですけれども。

○桃原朗 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 文部科学省のほうで1人1台端末環境の資料がございますので、こちらを資料要求ということでよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 いただける。後日でいいのです。お願いします。

あとは、年間のランニングコスト、維持経費、もう少し確認したいのですけれども、これ分かりますか。13校あって、子供たちにどういった教育をデジタルを使って、G I G Aスクール構想を使って提供していくかというのがやっぱり気になるので、動画をよく見るということであれば、ある程度の料金プランにしないといけないでしょうし、そこまで動画の必要性がないということであれば、低額の料金プランになるかもしれないし、やっぱりこのインフラの整備、どういった設定になっていくのかということも、計画が皆さんもシミュレーションとしてあると思うのですけれども、その辺をお尋ねします。

○桃原朗 委員長 I T推進担当主幹。

○I T推進担当主幹 今インターネットの回線については、文部科学省の想定表が示すように、1ギガbps以上のベストエフォートと呼ばれる回線を予定しています。資料9番の(2)のほうにその内容を記載しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それで示してあるということですか、9番の資料で。

○桃原朗 委員長 I T推進担当主幹。

○I T推進担当主幹 今お話ししました標準仕様書の内容に基づき我々のほうで今要求している内容を記載しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 9番の資料の(2)番のことですね、今のお答えは。この2番のメニューであれば、各学校の生徒の端末数を600から800台として、文科省が推進するG I G Aスクール構想の実現標準仕様書に基づいてということを進めていく。これは他市ももう大体均一的にこのようなレベルの、これでやっていくという方向性なのですか。

○桃原朗 委員長 I T推進担当主幹。

○I T推進担当主幹 こちら文部科学省の標準仕様書で示しております、最新のやつはもっと高速のもの、もっと高額で、さらに高速なものというのも世の中にはあります。その中には文部科学省が、例えば遠隔授

業の実施に必要な通信の帯域と呼ばれる量、よく先生たちが使われているNHK for スクールと呼ばれる動画、教材サイトなどは、このようなスピードになっていると示されています。これらを基に文部科学省のほうでは、大体1ギガbps以上の回線があれば問題ないという形で標準書に示されています。これに倣って、我々宜野湾市、また他市も現時点でこの回線を選択を予定しております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。あとは、オンライン教育においては、要は通常の授業の形態で、これはもちろん学校内で授業の中で使うと、1人1台端末を使うということですが、このコロナ禍の中でずっと授業が普通に開催できていない現実を鑑みて、これを自宅で使用してオンライン授業をという計画もあるやに聞いてはいるのですけれども、その辺の計画というか、伺えますか。

○**桃原朗 委員長** 指導課長。

○**指導課長** お答えいたします。4月、5月のような一斉の臨時休校というのは今後可能性として低いのではないかなというふうに考えてございますが、感染者が発生した学校においては休校、3日か4日の休校という可能性はございます。現在教育委員会といたしましては、オンライン授業に向けて検討しているところでございますが、各家庭のインターネット回線の割合が6割の回答率の中で約3から4%がインターネット回線がない家庭もあるということでございますので、一斉のオンライン授業というのは現段階では厳しいかと考えてございます。その中で、例えば回線のないお子さんについては登校してもらって、それ以外はオンラインでという方法等、いろんな可能性の中で一斉休校になった際の条件としているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、コロナウイルスを想定して、可能性としては低いかもしれないけれども、取りあえず腹案としてはこういう体制も、計画も持ち合わせているということで理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** 今回地方創生臨時交付金のほうを充てられたのも、文部科学省のほうでそういった非常時においても子供たちの学びの保障をすることができるように、加速を促すために補助金の拡充をしたところだと思いますので、我々もその内容も検討事項として考えており、具体的にどのように行うかは今のところ検討中でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 感染拡大しないことを願うばかりですが、大変な事業だと思うのですが、子供たちにとっては非常に有意義な事業になるというふうに可能性は大きいですので、ぜひ頑張ってください。以上です。ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 予算書28ページの2、1、1の09の宜野湾市自治会活動補助金事業で、資料も準備していただいております。この資料でコロナ拡大対策に係る消耗品備品等の一例とありますけれども、これは市のほうでこの備品がこの予算に適用するということが一覽を作ったものなのか、またこれを補助するためには国のほうで規定されたものなのか、確認したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** ただいまの平良委員の御質疑ですが、こちらの自治会活動補助金の交付金につきまして

は、この交付金の要件としましてコロナ感染症拡大の防止の取組とかということが対象になるということを受けて、お手元のこちらの対象項目につきましては、市のほうでピックアップをして、自治会のほうに分かりやすく表示していこうということで、このようなリストを作成して、議会のほうへは提供していこうというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この備品等の一覧表、資料は、自治会のほうにも配布されて、こういったのがありますよということで、自治会のほうにも配布されているということで理解していいですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 この補正予算が承認いただけましたら、自治会のほうにこれを提供して行って、申請していただくという流れで対応していきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 このスケジュールを見ますと、9月の下旬、これから自治会のほうに申請依頼をして、自治会から申請が出てくると。そして、10月に決定するというので、これからということなのですね。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今回早期採決のほうをいただいて、承認いただき次第、自治会のほうには案内をしていこうというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 自治会長からは報告書というのも来ていたのですけれども、まだですね。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 こちらの事業を計画する段階におきましては、自治会の役員の方々と調整等は行ってございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ファクスの送信表ということで、自治会から事前の申請書をもらったのですけれども、2種類、本日5時までに報告をお願いしますということで、報告したよということはあったのです。けれども、これを見ると予算までいかない部分が、ちょっとした要請、申請なものですから、これで終わりなのかというふうにちょっと気になっているもので、申請は再度ということになるのか、またこれから申請してくれということで自治会のほうに投げるのか、これはどうなのですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 あくまでも事業は今回が正式な事業化になりますので、これを補正予算をお認めいただいて正式に事業化になりますので、その後正式に申請をしていただくと。消耗品等の必要経費の対象期間につきましては遡及して、今年度当初から遡及しての対象になってございますので、それを含めてこれから追加して購入していただくものも含めて、今後申請をしていただくというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この資料にもありますけれども、令和2年4月1日以降に購入をした分に関しても申請できるということです。これ9月からですけれども、これまでコロナ感染症が拡大して、ミニデイとか全部ストップしていました。そのときもマスクとか消毒液なんかは自治会のほうで購入しているのです。それも4

月1日以降であれば領収書を添付するのかな、購入した分に関しては、どういったように。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 遡及分につきましても、もちろん領収書の添付をしていただいで、申請していただくというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、その資料のとおり、コロナに関するもので購入したものに関しては適用するという事で理解していいわけですね。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。それから、細かい15~16の備品があるのですけれども、これ各世帯に応じた交付金、補助金ですか、あるのですけれども、これは今回の申請でその範囲内の分を購入したり、申請しなければいけないということなのですか。一遍にその分を買わなければいけないということでしょうか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 補助金は各世帯数に応じて補助金の枠を確保してございます。申請につきましては、1月の中旬頃までの購入分について対象にしていく予定としております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、この申請というのは、今回9月下旬にあります。これはまた毎月というか、何回かに分けて申請するということになるのですか。今回1回でやるとすごい在庫品というのかな、すごい量を買わなくてはいけないものだから、それはまた置く場所とかトータルが必要になってくるもので、それはどういう形での申請として購入になるのでしょうか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 既にある程度購入をしている自治会等につきましては、その事業を決定した以降、この補助額をオーバーという形になりましたら、その時点で申請していただく。まだまだ今後の先に購入の予定があるという自治会につきましては、その額に達し次第申請をしていただくというふうに考えてございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ということは、この金額に達するまでは何回でもというか、間隔空けて申請してもいいということなのですね。一遍に今回の9月下旬申請になっていますけれども、今回の分の1回ですぐ購入しなくてもいいということまで理解していいわけですね。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 9月下旬以降申請を受け付ける状態にしますということの意味ですので。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 最終いつまでというのも考えていますか。最終の申請。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 このスケジュール、資料のスケジュールのほうで1月中旬頃を実績報告の期限というふうに考えてございますので、それまでの間は対象になる予定をしています。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 最後に、この備品の一例がありますけれども、これを使いながら、場合によってはこれ以外のものが必要になってくるかもしれませんけれども、そういった場合にはこれ以外のものに関しては市と相談になるのかな。即対応できるのかな。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** こちらお手元の資料の一番下のほうに、この例示で挙げた二次被害については、補助要件が該当するかしらないか、ちょっとグレー的なところ、分からないところについては、市と事前に相談していただくようにしていきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** すみません。今関連して同じ質疑なのですけれども、28ページ、宜野湾市自治会活動補助金事業、今回自治会に対してマスク、手袋、消毒液など、こういった備品に関する補助金となっていますけれども、ほかの指定管理、要は海浜公園であったり、マリン支援センター、ベイサイドというのは、またこれは支援金という形ですね、自由に使えるようなものになっています。なぜ、自治会の場合はそういった縛りをつけて支援金ではなかったのか、その辺の説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 今回自治会につきましては、目的を設定した補助金というふうに計画をしております。理由としましては、まず4月、5月の第一波とかを受けて各自治会、公民館の閉館を協力していただいて、その際にも各自治会からは品不足もあったと思いますが、マスクや消毒液とか、そういった消耗品備品関係の調達、結構大変だという厳しいお話もございまして、それを受けまして、7月に自治会長会からそういった市への要請がございまして、それを含めて今回事業立てをしてきたところでございまして、今回の交付金を活用した計画については、そういった感染症拡大防止の対策に係る消耗品、備品等についての補助事業としてきたところでございます。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** これはこれで確かに必要なのかなと思うのですけれども、6月の一般質問でも一応質問させてもらったのですけれども、市の要請、4月、6月まで、8月にも公民館を閉館させています。その際、市からの要請で閉めて、そして自治会のほうは歳入のほうで公民館の利用料とか、そういったのが大きい歳入になっているのです。それが実際にそこを支援すべきではないかということでお話をしたのですけれども、その辺に関してはどのようなお考えですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** ただいまの御質疑につきましては、石川委員がおっしゃるように、自治会によっては歳入が減収しているという声も聞いてございます。現在年度途中ではございますが、今後年度後半に向けて自治会運営自体の収支が厳しくなる状況等も想定されますので、今後第3波、第4波ということもまた想定もされますので、その際にもそういった閉館というような状況も考えられますことから、今後そういった収支が厳しくなる状況が出てくる場合を想定して、今回の事業とはまた別途に何らかの形で自治会の支援は検討していかないといけないかなというふうには考えてございます。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○石川慶 委員 よろしくお願ひします。今回は自治会長からの要請でこういった補助金になったとは思ひうのですけれども、個々の自治会の状況も確認していただきたいと思ひます。といひますのも、市の要請で公民館を閉めて、給料とか賞与とか、その辺支払いが従来どおりできなかつた自治会も結構あるといひことを僕聞ひているのですよ、何か所か。そういったのをぜひ確認していただきてほしいと思ひます。

今説明した内容なのですけれども、給料も払えなかつたと。そういった中でこの交付金の交付スケジュールがありますね、資料のほうで。これは、交付を9月からやつて、2月の下旬支払いとあるのです。例へば備品購入しようにも、僕が言つた状況、給料も払えなかつたような状況もある自治会もあります。要は立て替へることが厳しいところもあるのではないかなといひうに推測できるのですけれども、その辺どのようにお考えですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 確かに石川委員がおっしゃるようなことも想定して思ひますので、今回この事業につきましては事前に概算払いができるような制度設計にしていこうといひうに考えておひます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 概算払いといひると、では前倒しでやつていつて、あとは実績ごとにまた助成していくといひう考えですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 実績のほうで、また計算をしていくといひうに考えておひます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 あと1つだけです。この補助金のコロナ対策の資料の中で、補助額の算定方法といひうことで、これは何世帯以上だったら幾らとか、そういったのが出ているのです。これを分ける理由は、一律でもいいのかなと思つたのですけれども。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今回世帯ごとに、数ごとに分けている理由は、やはり規模別に世帯数が多いところ、少ないところで利用者とか、そういった活動の状況とか、ある程度違ひが、大小が出てくるのかなといひうことがあつて、そういう設定にしてござひます。自治会長会にも相談をして、一律よりはそつちのほうがいいといひうこともござひましたので、そういった形にしておひます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 会長は、そちらのほうがいいといひうことがあつたといひうことですね。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 一応投げかけて、そういう形にしてくれと。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 指定管理のほう、一律で50万円ずつ、規模も全然違ひうのに一律50万円だったので、こちらも一律でもいいのかなと思つたのですけれども、分かりました。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 いただいた資料から、教育委員会の小学校、中学校の200万円の10款1項2目教育振興費の説明欄の02から始まって、小学校、中学校、資料要求するときには何で一律なのかとか、生徒の人数による

ものではないのかというふうなことも、そこは説明いただきましたので、よろしいのですけれども、そのときに例えば各学校からも既に何を購入したいとか、何が足りないとかというふうなことを既に要求が出てきているというお話もされておりましたので、この予算が通ればこの議会以降、動き始めるというふうに思うのですけれども、既に要望とかで何を購入したい、何が必要であるというふうなこと、その中でも要するにこの要綱に合致しないものについては購入ができなかったり、却下されたりというふうなものがありますよというふうなお話だったのですけれども、例えば普天間小学校と第二小学校の消耗品使用料及び賃借料、備品購入費と、普天間小学校はそうなのですけれども、第二小学校は通信運搬費と入っていたり、学校によって少しちょっとそこが追加されていたり、そうでないところがあったりあるわけなのですけれども、却下されたものの中に学校からは必要だということで申請が出てきているのに、この要綱に合致しないというのは、具体的にどんなものがあるのか。これを私は資料としていただきたいなということでお願いしたつもりなのですけれども、それについてはまだ申請の段階なので、これからまた実際に購入していただいているわけではないので、これについては説明ができませんというふうなことなのか、この辺についてはどのようなことなのでしょう。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 一昨日、岸本委員からの資料要求について、岸本委員が必要としているものとちょっと私たちが出しているもの、後ほど詳細が出されていないものを確認して、提出したいと考えております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 例えば資料でもいいですので、どういったものは申請が来ているから必要だと向こうから出ているけれども、今回の要綱には合致しないのだと。これは通らないのだというものが具体的にありますか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 国の予算を使つてのということもありますので、それに合致しない、コロナ関係のもので合致しないところのものも当たるということが見えますので、そういうものも含めて資料を提出したいと思えます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 予算は通っていないけれども、既にそのことは要望が出ているという認識でよろしいのでしょうか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 実際に200万円という高額でございますので、学校のほうには200万円の予算があるということの中で事前にどういうものが欲しいというところのもので、その中で既に調整しているかは、一応現時点での各学校との調整は終えているという状況でございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 では、何が駄目だったのかというものが、具体例があるのでしたら説明していただけますか。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 幾つかございますが、一例として学校から出てきているものといしまして、テント、組立て

用のテントが必要であるですとか、それから熱中症対策のための温度計等々がございましたが、それはコロナのものとは直接関係ないだろうという部分。それから、予算の執行がどうしても今議会後の成立となりますので、熱中症についても既に時期が過ぎているだろうというようなものについては対象外として学校と調整しているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 例えばこれ平良眞一委員の要求で、市民生活課が提出している新型コロナ感染拡大防止対策に関わる消耗品、備品等の一例ということで先ほど1から17までですか、あるのですけれども、この要綱を見ると4つぐらい、消耗品費、備品費、備付け費、通信運搬費、借損料、雑役務費と、何かこれだけ補助対象経費になりますよと言われるても具体的に分からないのですけれども、例えば通常ではこういうマスクがどのぐらい学校によっても必要なのか、予備も含めてどうなのかというのを各学校で若干違うのではないかなというふうなことも想像するのですけれども、ここではフェースガードとかフェースシールドとかというのが市民生活課の具体例として出ているのですけれども、要するに学校で何が一番困って必要としているかというものが、恐らくこの200万円という補助金を有効に活用していきたいと、そういう学校からの要望がそこで出ているのではないかなというふうに私は思うのですけれども、これについては最大限調整をして、また国なりにこういう使い方も拡大してくださいよというふうなことも実際にはお願いしているのですか、市を通して。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** ある程度の消耗品についているところのものは全部つけながらというところは理解はしているので、やはり備品などの購入についてのところのもの、実際にそれが補助に該当するのかなのかというところも国のほうにちょっと問合せをしたいと、どうなのかというところの確認をしています。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 皆さんの話を聞くと、よく我々が直接、職員の方々が国に問合せをすることはなかなか難しいと。ルールとして、県を通してやってくれというふうなこともあるみたいですので、そういうのが我々も議員として事前に分かれば、国会議員に直接、これでは駄目なので、何とかしてくれという話もできるのですけれども、皆さんから具体的にそういうのがなければ、そういう話をしてもここで終わってしまうのです。現場の声や意見、やっぱり必ずこれが必要だというものが上がってこなければあまり意味がないと思うのです。そこをしっかりとやり取りをしていただきたいというのが私の質疑をやっているポイントでございますので、ぜひそこはやっていただきたいというふうに思っています。

それから、この要綱の中でこういうのがあります。校舎消毒等に必要な経費、これはもう全体があるのでしょう。感染が発症したところでないとそういうのは使いようがないと思うのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。要綱の中の(2)の補助対象経費の②というのがありまして、その中の(2)で例1というところで小さいポツの2番目です。校舎消毒等に必要な経費とあるのですけれども、これは通常の日常的にやっている消毒とはちょっと違いますね。

○**桃原朗 委員長** 指導課長。

○**指導課長** お答えいたします。この校舎消毒等に必要な経費というのがございますけれども、これはこの補助金自体で人件費の支出は認められておりません。ただし、業者に委託をして、委託費としての消毒作業

というのは国、県からオーケーをいただいております。そういう意味での消毒等の経費ということでございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私が聞いているのは、要するに全体としてそういう感染という、実際に出てきた場合の消毒ということなのでしょうか。それとも、通常からの消毒が外注できるという話なのですか。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 委員おっしゃるように、非常時においても日常においても、委託をすれば支出可能だということでございます。

○桃原朗 委員長 ほかに。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 資料のほう、ありがとうございます。宜野湾指定管理施設の対前年当月収入比較表なのですが、この比較表を資料請求する前に、この数字は当局は把握していたのかどうか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 各施設なののですが、それぞれ毎月月報をいただいておりますので、把握しておりました。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 では、それはベイサイドもマリン支援センターも海浜公園も把握していたということでしょうか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 ベイサイド情報センターにつきましても、毎月の報告で把握しております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。数字を見て、少しびっくりしているのですが、ベイサイド情報センターが307万円、マリン支援センターが500万円、そして海浜公園が5,000万円余りの減収になっております。その中で、その他施設等利用料収益があるのですが、令和元年度7月が2,600万円あります。このその他施設等利用料収益、その他施設というのはトロピカルビーチのテント、バーベキューをするテントも入っているのか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今その他施設等の利用料金の収益ということの御質疑の中で、テントの貸出しについても含まれてございます。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。令和元年7月が2,600万円で、令和2年度が1,500万円ということで、そのテント料が大幅に減収しているのかなと思っております。

この3施設なののですが、指定管理、この3施設を決めるのは、プロポーザル方式で3施設を決定しているのかどうか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 マリン支援センターにつきましてはプロポーザル方式で決定しております。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 同じくベイサイド情報センターにつきましてもプロポーザル方式で決定しています。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 宜野湾海浜公園等についてもプロポーザル方式でございます。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。そのプロポーザル方式で決定する場合に企業の体力とか資本金、そういったものも判断の一つになっているのか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 宜野湾マリン支援センターにつきましては、その企業体力というのも審査の基準になっております。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 ベイサイド情報センターも同じく財務諸表等を確認しながら審査しております。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 宜野湾海浜公園等についても同じような審査をしております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 体力も決定するに当たり判断材料になっていると。しかし、7月までの比較表だと思うのですけれども、これからこのことを考えると、8月というのも大きな減収につながっていくと思います。その中で、今5,000万円の減収になっている海浜公園、それから6,000万円となっていく等、管理していくという部分でも大変難しくなっていくのかなと思うのですけれども、そうなった場合に本市として指定管理業者に対してどうやっていくという手だてとか規定とか、そういったものはあるのかどうか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今知念秀明委員の御質疑にお答えします。3施設のことですけれども、確かに今それぞれの課長のほうから指定管理者の減収のお話がありましたけれども、指定管理料については今までも現在も通常どおり支払われております。今後もその予定を市としてはしていますので、今回50万円のものについては、この減収に対する損失補償ではなくて、指定管理に対する支援金という形で取らせていただいております。議員にもお配りしている事例集のほうにも載ってはいるのですけれども、当然閉館とか休止などやってはいるのですが、この中でもQ&Aもあるのですが、事業者に対して休業補償は可能かということがありますが、休業補償では支払いは充当しないと。ただ、感染予防という形で使途は明確に指定はしないのですけれども、そういう対策に向けた協力金、支援金としては支払っていいということで、ほかの事業とバランスも考えて、本議会で企画部長のほうも答弁させていただいたのですけれども、ほかの企業とのバランスも考えて、3施設一律50万円というふうにしてございます。以上です。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 3施設一律50万円というのは分かるのですけれども、私が聞きたいのは、指定管理している業者が管理が難しくなった場合に、本市として5年間の管理というのがあると思うのですけれども、本市としてどうにかやっていかないといけないとか、協力しないといけないとか、規定とかというのがないのか。もしできなかった場合に、では来年度から新しい指定管理者を募集する。そういったことになるのかどうか。これが聞きたいのです。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 3施設まとめてお話ししますが、この指定管理料に通常の人件費等も含めての光熱水費とか、そういった維持をするためのものが含まれているというふうに考えております。直接当然自主財源やるために収益ということも大切だと思うのですが、今この指定管理料に含まれている維持管理料、その維持をすることについては可能だというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ごめんなさい。今の5,000万円、6,000万円の減収があっても、維持をしていく、管理をしていくことは可能ということでしょうか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 最初の答弁にもありますけれども、維持費としてのものとして指定管理料は支払っていますので、維持は可能だというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 一旦休憩しましょう。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 11時5分に再開いたしますので、その間休憩いたします。(午前10時55分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時05分)

○桃原朗 委員長 休憩前に引き続き議案第50号に対する質疑を許します。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 2款1項6目、01番の企画事務運営費について、資料頂きましたが、これは新聞社に広告を載せるという事業なのですけれども、新聞社の要するに発行部数等も分からないまま、どれだけの効果があるかも分からないまま事業を進めているということだったので、新聞社の発行部数がどれだけかというふうな資料ですけれども、2紙で大体2万部数です。大体これ宜野湾市4万5,000世帯の50%。多分この中には、2万部数の中には、ある意味市内の企業なんかには卸しているやつもあります。病院などの事業者には卸しているやつもありますし、例えばコンビニで、先ほどコンビニの10部ずつコンビニが取っているということも全部合わせてこれぐらいの発行部数になっていると思うのですが、前から私、この間も言いましたけれども、市報等は全戸に配布しているわけです。ある意味新聞社は5割切っている、4割かもしれない。その中の広告、新聞はみんながみんなそうではないのだけれども、自分の見たいページを見る。広告等、あまり私は見る感覚がないのです。その中でこの費用対効果、これは地方創生臨時交付金を使っての事業なので、なぜここにこういう予算を使うのか。何か予算の使い道が困っているのか。どうなのですか、次長。何か使い道困っているのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 まず、本日提示しました本会議資料の提出がかなり遅くなりまして、まずそれをおわびしたいと思います。申し訳ございませんでした。この資料のほうに新型コロナウイルス感染症予防対策周知依頼事業の効果ということで、先ほど平安座委員からもありましたけれども、2社で82万5,000円をやっていると。ここに目的として新型コロナウイルス感染拡大防止対策について住民に周知、協力を求めるため、広告など啓発活動を行う。先ほど部数のことについては調べないでということもあったのですが、実はこの周

知の中で書かせてもらっているのですが、新型コロナウイルス感染症支援策を市民へ幅広く周知するために多くの媒体等を使って知らせる必要があるというふうに考えました。その中には、先ほど委員がおっしゃった市報、あと新聞広告、先日の中のフェイスブック、ライン、あと市ホームページ、ラジオ等、ここに記載しているとおりでございます。

ここの3の(2)の新聞広告の中で、先ほど平安座委員からもありましたけれども、沖縄タイムスが1万950部、琉球新報が9,630部、約2万部となっております。先ほど市報については全戸配布ということもあって、そこを見ているのではないかということがあったのですけれども、全島向け、この市報の内容なのですから、当然全戸配布なのですが、その中には銀行とか、あとは郵便局等も入っているのですが、この新聞広告の掲載内容については①、②、③、④とあるのですが、特に②と③についてはセーフティーネット認定応援助成金事業、あと宿泊業等支援事業については企業向けと。当然市報で全戸に配っているのですが、企業の方、要するに宜野湾市内に所在している企業向けにも知らせないといけないということで、多くの媒体を使って支援策を広めたものを幅広くやるために、今回広告、地方創生の活用資金を使って行ったということでございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 幅広くは分かるのです。ですから、かぶるわけです。市報も全戸配布する。ですので、タイムス、新報さんも2万部、これを全部皆さんに配られるかどうか分からないのですけれども、約2万部。かぶっているわけです。ほかにSNS等、ライン等でも発信していますし、地方創生臨時交付金、新型コロナ対応ということであるので、もっと使い道はあるのではないですか、私が思うには。要するにかぶってまでわざわざ広告を出すのに、最初にどれだけの効果があるかも調べないでやっちゃっているわけですよ、要するに。だから、予算ありきで、後から内容をつけてきているのかなという考えも私は持っているのですけれども、次回内容等を載せるということは、どういった内容を載せると考えてやっているのか、10月に掲載予定ということなのですから。それと、それは1日だけで、1面なのか。1面というか、1ページなのか、半ページなのか、その辺まで分かりますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** かぶっているのではないかと。確かにそれもあると思います。ただ、多くの支援策を周知する方法としては、メディア、例えばラジオ等もあるのですけれども、やっぱり新聞広告で知らせることも大切だというふうに考えております。

今後また10月のほうにやる場合は、当然市報のほうにも載せていたり、あとフェイスブック、ライン、ホームページ、ラジオ等でも行う予定をしているのですけれども、やはりこの新聞広告の特に企業向けの施策については、やっぱり事業を執行する上で必要だと思っています。あと、やっている中のアンケートの中でも前回のほうで確認もしまして、新聞でその内容を知ったというアンケート結果も出ているというふうに伺っております。あと、新聞の広告は1面ではないのですが、大きさ的には新報、タイムス両方なのですから、このぐらいの部分で目立つようというか、目につくような形でということで新聞社のほうには依頼しているところでございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 効果があるというふうに絶賛しているわけです。そう言うしかないと思うのですけれど

も。まず、やり方が問題なのです、ですから。調べもしないで、どれだけの部数があるか、どれだけの効果があるかも調べもしないで、まずこういうふうにやったということが私は問題だと思っているので、しかも地方創生臨時交付金という感染症対策のために使える予算も使ってまでやったということが私問題だと思っているので、この辺はしっかり気をつけていただきたいということ。

今回のこのコロナウイルス地方創生臨時交付金の市の全体の使い方としても、先ほども私言いましたけれども、要するに予算の配分の仕方、ちょっと私疑問を感じているのです。さらに、先ほどから指定管理者のベイサイドとかの話もありましたけれども、公平性、公正性ということで、要するに同じ金額を配ったり、事業者支援に関しても全部の事業者に配りたいということではいろんな事業者に一律10万円。公平さは確かに大事です。ただ、地方創生臨時交付金であるが以上、コロナ対策、企業等はやはり体力がある企業、同じ30%の売上げが落ちていても、体力がある企業と、本当に1人でやっている企業とでは全然違うわけです。私は、この地方創生臨時交付金を使うのであれば、しっかり本当に厳しいところに予算配分していくべきだと私は思っているのです。そうではないですか。同じ30%の売上げが落ちていても、企業の体力がある大きな会社と1人でやっている方々、あとはセーフティネット借り入れできる方、できない方、あと要するに年配の方とか、跡継ぎがない方とかもいらっしやいます。セーフティネット借り入れできない方もいらっしやいます。本当はそういった方々に私は回すべきだと、この支援金。今回、私全体的に見ていても、6月議会でも言いましたけれども、公平性、公正性ということで、あちらこちらに全部、しかも同額で配ってしまっているというところが、私はちょっといかなものかと思っているのです。今回のこのタイムスのこれも、本当にここに使うべきだったのか。どうなのですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今回地方創生臨時交付金に関しては、新しい生活様式の例えば感染症対策、あと経済というものでのいろいろな社会情勢を見ながら、厳格に確認しながら事業を進めているところでございます。当然先ほどの82万5,000円の部分ですけれども、これを多く事業の支援策を知ってもらうというためには、委員、新聞広告はどうかという御意見もあるのですけれども、今書かれている(1)から(5)の多くの媒体を使って広く市民に周知して活用していただきたいということで、今回の執行に至っております。今後地方創生のほうについては感染症、経済、それも踏まえて、現場での要望等も確認をしながら今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。では、ぜひアンケート等を取っていいですけれども、すぐには言いませんが、今回この10月に掲載する予定、いい内容を載せていただくと期待をしますけれども、どの辺りの方々が新聞広告等で見られているのか。先ほど言いましたけれども、広告なんか私は見ないです。自分が見たいところを見ますので。その辺もアンケート等を取って見たらというふうに提言をさせていただいて、質疑を以上とさせていただきます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 予算書の31ページ、マイナポイントについてお尋ねします。岸本委員からも資料要求があったので、資料も出されているのですけれども、このマイナポイントの委託料218万4,000円が計上されているのです。委託料自体は211万3,000円なのですけれども、今回9月から始まるこの事業、この委託分の増額分

の理由をお尋ねします。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。補正の理由ですけれども、マイナポイント事業に係るマイキーID設定支援業務の外部委託の委託期間が、当初は令和2年12月末までとしていましたけれども、それを令和3年3月末までに延長することに伴う増額ということでもあります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 12月までの予定が3月末までの予定ということで、211万3,000円の補正額だけで足りるのですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 これは、令和元年1月から3月分の3か月分を負担していますので、足りるということでもあります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この資料から少し解説していただきたいのですが、もうこれ9月からということなのですが、メディアの記事を見ていると、高齢者もITにまだそんな明るくない高齢者もマイナポイントを請求して、マイナポイントを取得しているニュースもあったのですが、マイナンバーカードの取得とこの事業が走ってからの取得というのは増加がされていると認識しているのですが、この資料ではマイナンバーカードの取得と書いてある。やはりこの事業が走ってからは申請の数が増えているのでしょうか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 指定を受けた案件とちょっと違う質疑が今来ているので、ここには今呼んでいないので、課員に来るようには言っていますけれども、いま少しお待ちください。

○桃原朗 委員長 IT推進課長。

○IT推進課長 ただいまの質疑ですけれども、マイナンバーカードの普及自体は毎月毎月伸びてはいますが、このマイナポータルが始まって、直接マイナンバーカードの交付率がインパクトを与えて飛躍的に伸びているというところまでは確認が取れていません。そこまでのインパクトは。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 要は周知、どれだけ市民がそれを知って、5,000ポイントがつくわけでしょう、2万円入金したら。そこまで周知が行き届いているかというのは、周知はこれからなのか。

○桃原朗 委員長 IT推進課長。

○IT推進課長 実際9月、もう始まっていますけれども、2万円で2万5,000円の買物ができるというものなのですが、そういう意味でもコマーシャルもやっていますけれども、これから実際に使い始めてきて広まってきて、お得ですよという形のものが広まってくると、マイナンバーカードの申請にも跳ね返ってくるものだと期待はしています。これから伸びてくるものだと期待はしています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 いただいた資料で、下段のほうにキャッシュレス決済事業への登録116サービス、米印、登録済みとあるのですが、これは事業者数の数なのか、116サービスというのは。

○桃原朗 委員長 IT推進課長。

○IT推進課長 これ裏面になりますけれども、政府が示している資料なのですけれども、このキャッシュレス決済サービスの事業者は宜野湾市内に限らず、全国的な大手キャッシュレス決済事業所の名称が書いてありますけれども、これ当時の資料で116ですけれども、もっと増えていると思います。例えばユニオンカードとか、宜野湾市内的に。そういったところも入ってきています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 その下のほうにマイナポイントの予約、申込み支援、要は行政の支援としては、これは宜野湾市に限らず、キャッシュレス決済事業者の登録の支援とマイナポイントを予約する、申込みする市民の支援、両方、要は事業者の支援と国民への支援、両方やるということですね、この絵から見たら。

○桃原朗 委員長 IT推進課長。

○IT推進課長 事業者への支援は国だと思うのです。実際個人レベルでマイナンバーカードを持ってスマートフォンで設定したいという場合、できる方はいいのですけれども、なかなか設定が難しい部分がありますので、その部分は市役所でいうと1階のエレベーターの隣のほうに特設コーナーを設けていますので、そこでサポートしてする形です。その費用を宜野湾市として計上しています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、1階のほうで、前は市民課が、受付テーブルが島になっていましたけれども、あの島が分散して個別になっていますね、少し。エレベーターの隣と。あれは、ではマイナポイントに特化した受付場所ということなのですか。

○桃原朗 委員長 IT推進課長。

○IT推進課長 そのとおりでございます。マイナポイントの設定をするためのコーナーみたいな形になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 一番下段のほうに1,680の地方自治体が支援計画を策定しとあるのですけれども、宜野湾市はもう策定できているのですか。

○桃原朗 委員長 IT推進課長。

○IT推進課長 この支援計画というものなのですけれども、例えば毎月毎月どの程度マイナンバーカードを交付して、マイキーID設定を何名にするかという大体の目安があるのですけれども、交付枚数の大体はおむね半分、例えば8月、100人にマイナンバーカードを交付としますと、そのうちの半分、50人はマイキーID設定をなささいという形で国から県のモデルが出ているものですから、そういった形での計画という形で毎月県に報告しています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、直接来所しなくても、発行もインターネット等、あるいはスマホで自宅にしながらも申請はできるのですか。

○桃原朗 委員長 IT推進課長。

○IT推進課長 自分でスキルがある方は、1階の直接コーナーの支援を受けなくても、御自分のスマホだったりパソコンだったり、やれる方もいますので、どうしてもできないという方がいらっしゃいますので、

年配の方も含めて1階のほうで対応しています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このマイナポイントの申請数というのは、それも聞けるのですか。

○桃原朗 委員長 I T推進課長。

○I T推進課長 市役所の1階のほうで直接支援した方、またチラシだけ持って帰った方、もしくは市役所に来ないで自分でできる方もいらっしゃるものですから、市役所のほうで把握できるのは下の特設コーナーで直接対応した数は数値として持っています。ただ、全体的に宜野湾市民がどれぐらい実際申請したのかという部分に関してはちょっと分からない部分があります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 スキルがある方はいいのでしょうかけれども、スキルを持たない、例えば高齢者への対応というのは、これは国からの指導というのほどのようなものがあるのですか。

○桃原朗 委員長 I T推進課長。

○I T推進課長 指導という形ではないのですけれども、1階のエレベーター隣に特設コーナーを設けている理由は、市民課のほうでマイナンバーカードの交付はします。交付して、そのままの流れで近くでありますので、カードを持たれた方がそのまま帰るのではなくて、近くのその前に特設コーナーのほうでマイナンバーカードに2万5,000円のマイナポイントを利用するためにどうすればいいのかという部分のカードの設定をしたり、スマホのほうで設定したりとかいうのを専用の職員がいますので、そういった方は直接サポートする形を取っています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 細かい使い方を聞きたいのですけれども、麻生財務大臣も自分もマイナンバーカードを持っているけれども、大したことはないよと言っていたのですけれども、要はこのポイント付与がなければ持っても、例えば住所の移転とかなければ、あまり使う頻度は少ないと、マイナンバーカード自体は。このポイントが付与された新しいマイナポイント制度になると、マイナンバーカードを買物で利用する頻度が上がるということなのですか。

○桃原朗 委員長 I T推進課長。

○I T推進課長 今回のこのマイナポイントの事業は、マイナンバーカードを持つ方を増やすというのと、キャッシュレス決済、そういったものを拡大させていきたいという、そういう部分の狙いがありますので、この2点なのです。実際マイナンバーカードを使ってお店で何かを買うという形にはなりませんけれども、今回のこのマイナポイント事業を通じてカードを伸ばしていきたい。それと、キャッシュレス、現金ではなくて、スマホで払ったりとか、そういう形でキャッシュレスの利用の拡大も狙いとしていますので、今後持っている方がいて、そういったサービスをもし利用しない方がいたら、カードを持っても意味がないのではないかなという持論は成り立つかもしれませんが、国はマイナンバーカードを使っているんな行政サービスをデジタル化というのですか、そういったものを進めていこうと考えていますので、これから先、持っていたらいろいろ便利になるだろうという形も期待はしております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 最後に、今エレベーターのそばに小さい受付コーナーをつけて、これはI T推進室から来て

いる職員が対応しているのですか。それとも、もともといた市民課の外部委託の方々が受付しているのですか。

○桃原朗 委員長 I T推進課長。

○I T推進課長 民間の業者さんに委託契約を結んでお願いしてあります。もちろん何か細かいこととか何かある場合は、I T推進課のほうから職員が行ってフォローすることもありますけれども、ほとんど対応とか含めて、いろいろ説明の仕方も含めて、委託している業者さんのほうにお願いしています。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第50号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時27分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時31分)

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

○桃原朗 委員長 陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時31分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時31分)

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第30号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

○桃原朗 委員長 次に、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情を議題といたします。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時32分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時32分)

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第34号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

○桃原朗 委員長 次に、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請を議題といたします。
本件に対する質疑を許します。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時33分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時33分)

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第35号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時33分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時34分)

【議題】

議案第50号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第50号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時34分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時35分)

○桃原朗 委員長 本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第50号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時35分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時36分)

【議題】

議案第58号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第58号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第59号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本2件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第58号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時37分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時37分)

【議題】

議案第62号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得について

議案第63号 観光客対応防災備蓄災害トイレ購入に係る物品の取得について

議案第64号 防災行政無線デジタル化整備第2期工事請負契約について

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第62号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得について、議案第63号 観光客対応防災備蓄災害トイレ購入に係る物品の取得について、議案第64号 防災行政無線デジタル化整備第2期工事請負契約について、以上3件を一括して議題といたします。

本3件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第62号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

次に、議案第63号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

次に、議案第64号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○桃原朗 委員長 次に、陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請、認定第1号 令和元年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について、以上4件を一括して議題いたします。

お諮りいたします。本4件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたしたいと思います。大変御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前11時42分)